

福山市地域防災計画

(基本・風水害対策編)

2025 年度（令和 7 年度）修正

福 山 市 防 災 会 議

目次（基本・風水害対策編）

第1章	総則	1
第1節	防災計画作成の目的	2
第2節	防災業務実施上の基本理念及び基本原則	3
1	基本理念	3
2	基本原則	3
第3節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	5
1	市（上下水道局、市民病院、消防局を含む。）	5
2	県	5
3	警察署（福山東警察署、福山北警察署、福山西警察署）	5
4	指定地方行政機関	6
5	自衛隊	6
6	指定公共機関	7
7	指定地方公共機関	8
8	防災上重要な施設の管理者	8
第4節	福山市の自然条件	10
1	地勢	10
2	地質	10
3	気象	11
第2章	災害予防計画	12
第1節	基本方針	12
第2節	防災業務施設・設備の整備に関する計画	13
1	気象等観測施設・設備等	13
2	消防施設・設備等	13
3	通信施設・設備等	13
4	水防施設・設備等	13
5	救助施設・設備等	13
6	防災中枢機能を果たす施設・設備等	13
第3節	防災施設・設備の新設又は改良に関する計画	14
第4節	防災活動の促進に関する計画	15
1	主旨	15
2	消防団への加入促進	15
3	自主防災組織の概要	15
4	学区・地区防災（避難）計画の策定等	16
5	ボランティア活動の環境整備	17
6	企業防災の促進	17
7	県民運動の推進	18
第5節	教育、訓練に関する計画	19
1	防災教育	19
2	防災訓練	20
第6節	調査、研究に関する計画	22
第7節	迅速かつ円滑な災害応急対策への備えに関する計画	23
1	災害発生直前の応急対策への備え	23

2	災害発生直後の応急対策への備え	2 3
3	災害派遣、広域的な応援体制への備え	2 5
4	救助・救急、医療、消火活動への備え	2 5
5	緊急輸送活動への備え	2 6
6	避難受入れ・情報提供活動への備え	2 7
7	救援物資の調達・供給活動への備え	2 8
8	災害応急対策の実施に備えた建設業団体等との協定の締結	2 9
9	建設業等の担い手の確保・育成	2 9
10	空家状況の把握	2 9
11	男女共同参画担当部局との連携	2 9
12	放射線への備え	2 9
13	り災証明書の発行体制の整備	2 9
14	上下水道施設の対策	2 9
第 8 節	円滑な避難体制の確保に関する計画	3 1
1	浸水想定区域等の指定に係る対策	3 1
2	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定に係る対策	3 1
3	ハザードマップの作成について	3 2
4	避難計画の作成	3 2
5	市民への周知等について	3 4
6	避難所の整備について	3 4
7	動物愛護管理に関する計画	3 5
第 9 節	災害備蓄に関する計画	3 7
1	基本方針	3 7
2	備蓄の対象	3 7
3	備蓄に関する基本事項	3 7
4	生活必需品、飲料水、食料等の備蓄及び調達体制の確立	3 7
5	医薬品等医療資機材の備蓄及び調達体制の確立	3 8
6	防災資機材の備蓄及び調達体制の確立	3 8
第 1 0 節	要配慮者及び避難行動要支援者対策に関する計画	3 9
1	要配慮者及び避難行動要支援者の定義	3 9
2	避難支援者の選定	3 9
3	名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法	3 9
4	名簿の更新に関する事項	3 9
5	避難行動要支援者情報の提供	4 0
6	名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置	4 0
7	要配慮者が円滑に避難できるための通知又は警告の配慮	4 0
8	避難支援等関係者の安全確保	4 0
9	要配慮者に配慮した環境整備	4 0
10	社会福祉施設、病院等の安全・避難対策	4 1
11	避難行動要支援者対策	4 1
12	避難行動要支援者の避難対策	4 2
13	要配慮者への啓発・防災訓練	4 2
14	浸水想定区域、土砂災害警戒区域、津波災害警戒区域内の要配慮者利用施設の避難体制	

.....	4 3
第 1 1 節 災害危険箇所に関する計画	4 4
1 重要水防区域及びその対策	4 4
2 急傾斜地崩壊危険区域等の現況及びその対策	4 4
第 1 2 節 林野火災の予防に関する計画	4 5
1 目的	4 5
2 実施事項	4 5
3 実施方法	4 5
第 3 章 災害応急対策計画	4 6
第 1 節 基本方針	4 6
第 2 節 主たる災害の特質及び対策の計画	4 7
1 長雨対策	4 7
2 豪雨、台風による洪水・高潮時の対策	4 7
3 長雨、豪雨による土石流・がけ崩れ等対策	4 8
4 風害対策	4 8
5 地震対策	4 9
6 海上災害対策	4 9
7 突発的災害対策	5 0
第 3 節 災害発生直前の応急対策	5 1
第 1 項 組織、動員計画	5 1
1 災害応急組織の基本原則	5 1
2 災害対策本部の設置	5 1
3 職員の配備及び動員	5 3
第 2 項 労働力確保計画	5 4
第 3 項 気象警報等の伝達に関する計画	5 5
1 気象等予報及び警報並びに土砂災害警戒情報の伝達	5 5
2 防災行政無線等	7 0
3 藤尾ダム テレメータ、警報設備	7 0
4 水防警報	7 2
第 4 項 住民等の避難誘導に関する計画	7 3
1 避難に関する計画	7 3
第 4 節 災害発生後の応急対策	7 8
第 1 項 災害情報計画	7 8
1 目的	7 8
2 情報の収集伝達手段	7 8
3 被害報告	7 9
第 2 項 通信運用計画	8 1
1 災害時の通信連絡の確保	8 1
第 5 節 ヘリコプターによる災害応急対策計画	8 3
1 活動体制	8 3
2 活動内容	8 3
3 活動拠点の確保	8 3
4 安全運航体制の確保	8 3
5 県及び広島市の消防・防災ヘリコプターの運航	8 4

6	各機関への出動要請	8 5
7	ヘリポート候補地の状況	8 5
第6節	災害派遣・広域的な応援体制	8 6
第1項	自衛隊派遣応援要請計画	8 6
1	災害派遣要請の基準	8 6
2	要請の手続き	8 6
3	災害派遣部隊の活動	8 6
4	災害派遣部隊の受入れ	8 7
第2項	応援要請計画	8 8
1	応援要請	8 8
2	民間団体等への要請	8 8
第3項	防災拠点に関する計画	8 9
1	目的	8 9
2	救援拠点	8 9
第7節	救助・救急、医療及び消火活動	9 0
第1項	救難計画	9 0
1	災害時における被災者の救出・救護、その他人の生命の保護に対する措置	9 0
2	被災者の救出	9 0
3	海上救難	9 0
4	部隊間の活動調整	9 1
第2項	災害救護・助産計画	9 2
1	医療救護体制等の整備（平常時）	9 2
2	災害時における実施責任者及び実施内容	9 2
3	医療救護等の活動内容	9 6
4	助産	9 8
第3項	消防計画	9 9
1	目的	9 9
2	実施方法	9 9
3	災害対策本部との関係	9 9
4	相互応援協力体制の整備	9 9
5	広域災害発生時における県の措置	9 9
6	惨事ストレス対策	1 0 0
7	部隊間の活動調整	1 0 0
第4項	危険物等災害応急対策計画	1 0 1
1	危険物災害応急対策	1 0 1
2	高圧ガス及び火薬類災害応急対策	1 0 2
3	毒物劇物災害応急対策	1 0 2
第8節	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	1 0 4
第1項	交通、輸送応急対策計画	1 0 4
1	交通施設災害応急対策	1 0 4
2	輸送応急対策	1 0 4
第2項	貯木及び在港船舶対策計画	1 1 1
1	貯木対策	1 1 1
2	在港船舶対策	1 1 1

第9節	避難生活及び情報提供活動	1 1 2
第1項	避難計画	1 1 2
1	趣旨	1 1 2
2	避難所等の開設等	1 1 2
3	避難行動要支援者の避難等	1 1 2
4	緊急避難場所・避難所の管理運営	1 1 3
5	広域的避難	1 1 5
6	帰宅困難者対策	1 1 5
第2項	災害広報・被災者相談計画	1 1 6
1	目的	1 1 6
2	実施方法	1 1 6
3	実施機関とその役割	1 1 6
4	市の広報活動の実施手順	1 1 8
第3項	住宅応急対策計画	1 2 2
1	応急仮設住宅及び応急修理	1 2 2
第10節	救援物資の調達・供給活動	1 2 5
第1項	食料供給計画	1 2 5
1	食料供給	1 2 5
第2項	給水計画	1 2 6
1	給水	1 2 6
第3項	生活必需品等供給計画	1 2 7
1	被服、寝具、その他生活必需品の支給又は貸与	1 2 7
第4項	救援物資の調達及び配送計画	1 2 8
1	方針	1 2 8
2	物資の調達及び受入体制	1 2 8
3	物資の輸送	1 2 8
第11節	保健衛生・防疫、遺体の処理に関する活動	1 2 9
第1項	防疫計画	1 2 9
1	実施責任	1 2 9
2	防疫	1 2 9
第2項	遺体の搜索、取扱い、埋火葬計画	1 3 0
1	遺体の搜索	1 3 0
2	遺体の取扱い	1 3 0
3	遺体の埋火葬	1 3 1
第12節	応急復旧、二次災害防止活動	1 3 2
第1項	公共施設等災害応急復旧計画	1 3 2
1	方針	1 3 2
2	防災上重要な拠点施設の応急復旧活動	1 3 2
3	交通施設の応急復旧活動	1 3 2
4	治水施設等の応急復旧活動	1 3 2
5	治山施設等の応急復旧活動	1 3 3
6	その他公共、公益施設の応急復旧活動	1 3 3
7	住民への広報活動	1 3 3
第2項	電力・ガス・水道・下水道施設等災害応急対策計画	1 3 4

1	電力施設災害応急対策.....	1 3 4
2	ガス施設災害応急対策.....	1 3 4
3	水道施設災害応急対策.....	1 3 4
4	下水道施設災害応急対策.....	1 3 5
5	電気通信設備応急対策.....	1 3 5
6	樋門、ダム、ため池等災害応急対策.....	1 3 6
第3項	その他施設災害応急対策計画.....	1 3 7
1	目的.....	1 3 7
2	防災重点ため池対策.....	1 3 7
第4項	廃棄物処理計画.....	1 3 8
1	方針.....	1 3 8
2	災害廃棄物処理計画.....	1 3 8
3	実施主体等.....	1 3 8
4	災害廃棄物の処理.....	1 3 8
5	災害廃棄物処理実行計画の作成.....	1 3 9
第5項	有害物質等による環境汚染防止計画.....	1 4 0
1	目的.....	1 4 0
2	実施方法.....	1 4 0
3	環境汚染防止の推進等.....	1 4 0
第13節	自発的支援の受入れ.....	1 4 1
第1項	ボランティアの受入等に関する計画.....	1 4 1
1	ボランティアの受入れ.....	1 4 1
2	専門ボランティアの派遣等.....	1 4 2
3	ボランティアの活動拠点及び資機材の提供.....	1 4 2
4	災害情報等の提供.....	1 4 3
5	ボランティアとの連携・協働.....	1 4 3
6	市災害ボランティアセンターの機能喪失時の補完体制.....	1 4 3
7	ボランティア補償制度又は保険制度.....	1 4 3
8	海外からの支援活動の受入れ.....	1 4 3
第14節	文教計画.....	1 4 4
1	避難対策.....	1 4 4
2	生徒等への相談活動.....	1 4 4
3	学校教育対策.....	1 4 4
4	学校が地域の避難所となる場合の対策.....	1 4 7
5	交流館又は社会教育施設が地域の避難所となる場合の対策.....	1 4 7
6	文化財に対する措置.....	1 4 7
第15節	災害応急救助計画.....	1 4 8
1	災害救助組織.....	1 4 8
2	災害救助法適用.....	1 4 8
3	災害救助法の適用基準.....	1 4 8
4	災害救助法の適用手続き.....	1 4 9
5	救助の種類、対象及び期間.....	1 4 9
6	市長による救助の実施.....	1 5 2
第4章	災害復旧計画.....	1 5 3

第1節	基本方針	153
第2節	被災者の生活確保に関する計画	154
1	生活関連物資の安定供給及び物価の安定対策	154
2	被災者に対する生活相談	154
3	災害弔慰金等の支給	154
4	各種調査の住民への周知	154
5	り災証明書	154
6	被災証明書	155
7	被災者台帳の整備	155
第3節	施設災害復旧計画	157
1	基本方針	157
2	復旧計画	157
第4節	生業回復等の資金確保計画	158
1	所要資金の確保	158
2	災害融資制度	158
3	融資制度の充実	158
第5節	義援金、救援物資の受入れ及び配分に関する計画	159
1	方針	159
2	義援金の受入れ及び配分	159
3	救援物資の受入れ及び配分	159
第6節	海上災害復旧・復興支援計画	160
1	海洋環境の汚染防止	160
2	海上交通安全の確保	160

第 1 章 総則

第 1 節 防災計画作成の目的

この計画は、災害対策基本法（以下「基本法」という。）第 42 条の規定に基づいて、福山市（以下「市」という。）の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するために本市の地域に係る防災に関し、市、広島県（以下「県」という。）、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、さらに市民の役割を明らかにし、各種災害対策を迅速、的確かつ総合的に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 防災業務実施上の基本理念及び基本原則

1 基本理念

市、公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者など防災関係機関は、次に掲げる事項を基本理念として災害対策を行うものとする。

- (1) 本市の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図る。
- (2) 災害対策の実施に当たって、防災関係機関はそれぞれが果たすべき役割を的確に実施するとともに、相互に密接な連携を図るものとする。これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織その他地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進する。
- (3) 最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る。
- (4) 災害が発生するおそれがある場合は、災害の危険性の予測を、発災直後は、被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
- (5) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦及び外国人その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応するものとする。
- (6) 新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、緊急避難場所及び避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。
- (7) 発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。

2 基本原則

市、公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者は、基本理念にのっとり災害の未然防止、災害発生時の被害拡大防止、応急対策、災害復旧等の防災業務の実施に関しては、各法令及びこの計画及び広島県防災対策基本条例によるほか、次の一般原則に従うものとする。

(1) 市の原則

市は、防災業務を実施する基礎的な地方公共団体として、市の区域内の災害に対し第一次的な責務を有するものであり、市民の郷土愛護、隣保協同の精神を基調に、関係機関の協力を得て、市の区域に有するすべての機能を十分に発揮し、防災の目的を達成するよう努めるとともに、応急措置の実施について必要があるときは、県その他の関係機関に対して、災害応急措置の実施を要請又は求めるものとする。

(2) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者の原則

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、それぞれが管理する施設の災害に対しては、自己の責任において対処するとともに、その業務の公共性又は公益性に鑑み、それぞれの業務を通じて防災に寄与するよう努めるものとする。

(3) 各関係機関の防災体制の原則

各関係機関は、その所掌する業務の遂行に当たっては、他の機関の防災上の責務が十分に果たせるよう、相互に連絡協調し、協力援助を行うものとする。

また、要配慮者、観光客などに対する配慮や、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるものとする。

(4) 市防災会議の連絡調整の原則

市防災会議は、各関係機関が行う災害対策が相互に一体的有機性をもって、的確かつ円滑に実施されるよう連絡調整するものとする。

また、多様な意見やニーズを防災施策に反映させるため、委員の多様性に留意するとともに、男女共同参画の視点から委員に占める女性の割合を高めるよう取り組む。

(5) 市民の相互協力の原則

市民は、平常時から防災意識のかん養に努めるとともに、災害発生時は相互の協力により、被害が最小限になるよう努めるものとする。

第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱の主要なものは、次のとおりである。

1 市(上下水道局、市民病院、消防局を含む。)

- (1) 災害情報の収集及び伝達
- (2) 被害調査
- (3) 災害広報
- (4) 避難指示等の発令及び避難者の誘導並びに緊急避難場所・避難所の開設
- (5) 被災者の救出、救助等の措置
- (6) 消防及び水防活動
- (7) 被災施設の応急復旧
- (8) 災害時における防疫その他保健衛生に関する応急措置
- (9) 被災児童、生徒等に対する応急教育
- (10) 災害時におけるボランティア活動の支援
- (11) 被災建築物応急危険度判定(震災時)
- (12) 被災宅地危険度判定(震災及び豪雨時)
- (13) 広島地方気象台との協力による緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報
- (14) 市内における公共的団体及び市民の防災意識の育成指導
- (15) 市内における既存建築物の耐震化対策や瓦屋根の被害軽減対策の取組

2 県

- (1) 津波警報等の伝達
- (2) 災害情報の収集及び伝達
- (3) 被害調査
- (4) 災害広報
- (5) 被災者の救出、救助等の措置
- (6) 被災施設の応急復旧
- (7) 災害時における防疫その他保健衛生に関する応急措置
- (8) 被災児童、生徒等に対する応急教育
- (9) 防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
- (10) 災害時におけるボランティア活動の支援
- (11) 被災建築物応急危険度判定(震災時)
- (12) 被災宅地危険度判定(震災及び豪雨時)
- (13) 広島地方気象台との協力による緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報

3 警察署(福山東警察署、福山北警察署、福山西警察署)

- (1) 災害情報の収集及び伝達
- (2) 被害実態の把握
- (3) 被災者の救出、救助等の措置
- (4) 避難路及び緊急交通路の確保
- (5) 交通の混乱の防止及び交通秩序の維持
- (6) 行方不明者の搜索及び遺体の調査・検視

- (7) 危険箇所の警戒並びに市民等に対する避難指示及び誘導
- (8) 不法事案の予防及び取締り
- (9) 被災地、避難所及び重要施設等の警戒
- (10) 広報活動
- (11) 関係機関による災害救助及び復旧活動に対する協力

4 指定地方行政機関

- (1) 中国四国農政局広島支局福山駐在所
災害時における市長の要請に基づく災害救助用米穀等（米穀、乾パン、乾燥米飯）の確保・供給に関する業務
- (2) 広島森林管理署
 - ア 保安林、保安施設、地すべり防止施設等の管理
 - イ 災害応急対策用木材の供給
- (3) 尾道海上保安部、福山海上保安署（以下「海上保安部署」という。）
 - ア 災害情報の収集及び伝達
 - イ 避難の勧告、警報等の伝達
 - ウ 海難救助及び危険物等の海上流出に関する保安措置
 - エ 油の海上流出の防除に関する措置
 - オ 傷病者、医師、避難者、救急物資等の緊急海上輸送
 - カ 海上の交通安全の確保及び海上の治安の維持
 - キ 災害応急対策の実施に必要な物資の収用、保管等
 - ク 災害広報
- (4) 広島地方気象台
 - ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びに、その成果の収集、発表
 - イ 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説
 - ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備
 - エ 地方自治体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
 - オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。
- (5) 福山労働基準監督署
 - ア 工場、事業場における労働災害の防止に関する監督・指導
 - イ 労働者の業務上の災害補償保険に関する業務
- (6) 国土交通省中国地方整備局福山河川国道事務所
 - ア 直轄土木施設の計画、整備、災害予防、応急復旧及び災害復旧
 - イ 地方公共団体等からの要請に基づく応急復旧用資機材、災害対策用機械等の提供
 - ウ 国土交通省所掌事務に係わる地方公共団体等への勧告、助言
 - エ 国土交通省所管事務に係わる災害に関する情報の収集及び伝達
 - オ 洪水予報及び水防警報の発表及び伝達
 - カ 災害時における交通確保
 - キ 海洋の汚染の防除
 - ク 緊急を要すると認められる場合は、申合わせに基づく適切な応急措置を実施

5 自衛隊

- (1) 災害派遣の準備

- ア 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集
- イ 自衛隊災害派遣計画の作成
- (2) 災害派遣の実施
 - ア 人命及び財産の保護のため必要な救護活動の実施
 - イ 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付け又は譲与

6 指定公共機関

- (1) 国立病院機構（福山医療センター）
 - 災害時における医療、助産等救護活動の実施
- (2) 日本郵便株式会社福山郵便局
 - ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地あて救助用郵便物等の料金免除
 - エ 被災地あて寄附金を内容とする郵便物の料金免除
 - オ 災害時における災害特別事務取扱い等の窓口業務の確保
- (3) 日本銀行広島支店
 - ア 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調整
 - イ 資金決算の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置
 - ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置
 - エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請
 - オ 各種措置に関する広報
- (4) 日本赤十字社広島県支部
 - ア 災害時における医療、助産等救護の実施
 - イ 避難所奉仕及び義援金の募集、配分
 - ウ 日赤関係医療施設の保全
- (5) 日本放送協会広島放送局
 - ア 気象等予警報及び被害状況等の報道
 - イ 県民に対する防災知識の普及に関する報道
 - ウ 被災者の安否情報、被災地域への生活情報の放送
 - エ 放送施設の保守
 - オ 義援金の募集、配分
- (6) 西日本高速道路(株)中国支社福山高速道路事務所
 - ア 管理道路の防災管理
 - イ 被災道路の復旧
- (7) 本州四国連絡高速道路株式会社
 - ア 管理道路の防災管理
 - イ 被災道路の復旧
- (8) 西日本旅客鉄道(株)岡山支社せとうち地域鉄道部福山施設管理センター、福山駅
 - ア 鉄道施設の防災管理
 - イ 災害時における旅客の安全確保
 - ウ 災害時における鉄道車両等による救助物資、避難者等の緊急輸送の協力
 - エ 被災鉄道施設の復旧
- (9) 日本貨物鉄道株式会社
 - 災害時における救助物資の緊急輸送の協力

- (10) 西日本電信電話株式会社（以下「NTT 西日本」という。）中国支店、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下「NTT コム」という。）、株式会社 NTT ドコモ中国支社（以下「NTT ドコモ中国支社」という。）
 - ア 公衆電気通信設備の整備と防災管理
 - イ 災害非常通信の確保及び気象警報の伝達
 - ウ 被災公衆電気通信設備の復旧
 - エ 災害用伝言ダイヤル「171」及び災害用伝言板「Web171」の提供
 - オ 「災害用伝言板サービス」の提供
- (11) 日本通運株式会社広島支店
 - 災害時における救援物資の緊急輸送の協力
- (12) 中国電力株式会社、中国電力ネットワーク株式会社
 - ア 電力施設の防災管理
 - イ 災害時における電力供給の確保
 - ウ 被災施設の応急対策及び応急復旧
- (13) KDDI 株式会社中国総支社
 - ア 電気通信設備の整備及び防災管理
 - イ 電気通信の疎通確保及び設備の応急対策の実施
 - ウ 被災電気通信設備の災害復旧
- (14) ソフトバンク株式会社
 - ア 電気通信設備の整備及び防災管理
 - イ 電気通信の疎通確保及び設備の応急対策の実施
 - ウ 被災電気通信設備の災害復旧
- (15) 楽天モバイル株式会社
 - ア 電気通信設備の整備及び防災管理
 - イ 電気通信の疎通確保及び設備の応急対策の実施
 - ウ 被災電気通信設備の災害復旧

7 指定地方公共機関

- (1) ガス供給事業者
 - ア ガス施設の防災管理
 - イ 災害時におけるガスの供給の確保
 - ウ 被災ガス施設の応急対策及び災害復旧
- (2) 旅客、貨物運送業者
 - ア 災害時における旅客の安全確保及び輸送確保
 - イ 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力
 - ウ 被災鉄軌道施設等の応急対策及び復旧
- (3) 民間放送機関
 - ア 気象等予警報及び被害状況等の報道
 - イ 市民に対する防災知識の普及に関する報道
 - ウ 被災者の安否情報、被災地域への生活情報の放送
 - エ 放送施設の保守

8 防災上重要な施設の管理者

- (1) 病院、劇場、百貨店、旅館など不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者

- ア 施設の防災管理
- イ 施設に出入りしている患者、観客、宿泊者その他不特定多数の者に対する避難の誘導等の安全対策の実施
- (2) 石油類、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物、各燃料物資等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設の管理者
 - ア 施設の防災管理
 - イ 被災施設の応急対策
 - ウ 施設周辺住民に対する安全対策の実施
- (3) 社会福祉施設等の管理者
 - ア 施設の防災管理
 - イ 施設入所者に対する避難の誘導等安全対策
- (4) その他防災上重要な施設の管理者
 - 前記(1)、(2)及び(3)に準じた防災対策の実施

第4節 福山市の自然条件

1 地勢

福山市は広島県の東南部に位置し、東は岡山県笠岡市、井原市に、北は神石郡神石高原町に、西は尾道市、府中市に接し、南は備後灘及び燧灘をへだてて愛媛県に面している。山系は、西北部に絵取松山(標高 402m)、道満山(標高 229.6m)及び高塚山(標高 220m)が、西南部に竜王山(標高 221m)、岩田山(標高 204m)及び茶臼山(標高 194m)が、中央部に熊ヶ峰(標高 438m)、彦山(標高 430.2m)及び高増山(標高 399.4m)が、東北部に蔵王山(標高 225.9m)を中心とする小山脈が走り、東部には明知山(標高 182.1m)を中心とする低い丘陵が南にのびて海岸に達している。

中国山地に源を発する芦田川は、市の中央東部を北から南に流れ、市の東北部及び中部の山間地帯の水を集めて流れる神谷川、瀬戸川、小田川、猪之子川、河手川及び高屋川等を合流して瀬戸内海に注いでいる。一方、市の西部には、藤井川、本郷川、羽原川、鍋田川、新川等があり、藤井川は、三原市深田溪谷に源を発し、尾道市西藤町を経て松永湾に注ぎ、本郷川は、源を尾道市原田溪谷から発し、本郷盆地を貫流して今津松永地区の平地を形成し松永湾に注ぎ、この間山間部に端を発した大小5箇所の河川が合流しており、その他の河川は、すべて山間部を源として松永湾に注ぐ小河川である。

芦田川下流に発達した福山平野は、一般に山がちで平野の少ない広島県においては、まれな平野地帯で本市の中心となり中津原狭隘を通じて神辺平野に連なっている。

当地方は、一般に雨量が少なく自然湖がないため、古来、農耕用人造ため池が多数築造されている。

海岸線は広大な遠浅海面を擁しており総延長は 119,651m(そのうち島しょ部は 11,969m)で、ほとんどが人工的に造られた海岸であり、自然海岸はわずかしが残されていない。海域の水深はほとんどが遠浅であるが、島周辺の沿岸部は急深である。底質は、大部分が粒径 0.0039~0.0625mm のシルトである。

波浪は、春季が北東方向の 0.1~0.5m、夏季が東寄りの方向で 0~0.1m、秋季が北方向で 0.1~0.5m、冬季が西寄りの方向で 0.5~1.25m の波浪頻度が高い。

潮流は、福山港北部、JFE スチール地先の潮流は、西流最強時で 0.15m/s で、東流最強時で 0.15m/s、福山港の宇治島南部の潮流は、西流最強時で 0.15m/s で、東流最強時で 0.25m/s となっており、流向はそれぞれ北西、南東、西、北西方向となっている。松永湾では、西流最強時で 0.19m/s、東流最強時で 0.19m/s となっており、流向は南東、南西となっている。

沼隈半島南西部には、田島、横島の2つの島と矢の島・当木島の属島からなる内海町、また、南東部には、走島、宇治島、袴島等が散在し、鞆町海岸近く仙酔島、皇后島、その他の小島があり、瀬戸内海の多島地帯の一面をなしている。

2 地質

本市の地質の生成は、古生層、花崗岩類、第3紀層及び沖積層となっている。

- (1) 古生層 市街地の北部の芦田川に沿った山地、東部大門町、中南部鞆町及び熊野町一帯の山地、西南部金江町及び藤江町、西北部東村町及び本郷町に粘板岩及び砂岩を主とする古生層が広く分布している。
- (2) 花崗岩類 古生層を貫く流紋岩さらにこれを貫く花崗閃緑岩、黒雲母花崗岩等の火成岩類が広く分布して本市域の平野及び耕地の基盤を形成している。
- (3) 第3紀層 市街地の北端を東西に延びる地域並びにその東端及び西端を南に延びる地域並びに市の西北部及び西南部に古生層及び花崗岩類を不整合に包む第3紀層の砂岩層が分布している。

- (4) 沖積層 本市の区域内において最も広く分布しており、芦田川下流及び河口付近に発達した福山平野、神辺平野、東部地区大門平野、西部松永今津地区一帯及び沼隈地区一部は、古生層及び花崗岩類を覆って集団化した平地を形成している。これらの平地は、本市の農耕、市街地及び工業用地として発展の中心となっている。

3 気象

本市の気象特性は温暖で雨量が少なく晴天の日の多い、いわゆる瀬戸内式気候である。

年平均気温は、15.7℃、日最低気温の月平均値は、1月0.0℃、日最高気温の月平均値は8月32.8℃であり、降水量は非常に少なく年間平均1,171.7mmで全国最寡雨地帯に属しており、特に冬季の降水量は少ない。また、降雪も非常に少なく年によりほとんど雪を見ないことがある。暴風も比較的少ない。本市は北に中国山地、南は四国山地の間に位置していることや、台風の常襲通過圏からやや離れていることから、台風による災害は比較的少ない。

第2章 災害予防計画

第1節 基本方針

この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害発生時における応急措置等の迅速、的確かつ実効性を期するため、災害予防責任者（市、公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者をいう。以下この章において同じ。）の行うべき業務の大綱及び相互の連絡調整について定めることとし、その内容は次のとおりとする。

- 1 防災業務施設・設備の整備に関する事項
- 2 防災施設の新設又は改良に関する事項
- 3 防災活動の促進に関する事項
- 4 教育、訓練に関する事項
- 5 調査、研究に関する事項
- 6 迅速かつ円滑な災害応急対策への備えに関する事項
- 7 円滑な避難体制の確保に関する事項
- 8 災害備蓄に関する事項
- 9 要配慮者及び避難行動要支援者対策に関する事項
- 10 災害危険箇所に関する事項
- 11 林野火災の予防に関する事項

第2節 防災業務施設・設備の整備に関する計画

1 気象等観測施設・設備等

気象・水象等の自然現象の観測又は予報に必要な気象観測施設・設備を整備し、観測体制の充実、強化を図るとともに取得した観測情報等を関係機関に提供する。

2 消防施設・設備等

消防ポンプ車、小型動力ポンプ等の消防機械、消火栓、防火水槽等の消防水利、火災報知設備、その他の消防施設、設備の整備、改善及び管理を実施することにより、有事の際の即応対応の確立を期する。特に、危険物施設、高層建築物、林野火災等における特殊火災に対処するため、救助工作車、大型水槽車、消火薬剤等の増強及び消防機械の整備を図る。

3 通信施設・設備等

防災に関する情報の収集、伝達等が迅速かつ確実に行われるよう県・市・関係機関相互間における情報連絡網の多重化を図るとともに有線・無線通信施設、放送設備等の防災業務に必要な施設及び設備を整備し、また、万一これら施設に被害が生じた場合に備え、非常電源、予備機等の設置に努め通信連絡機能の維持を図るものとする。

4 水防施設・設備等

水防上特に重要な箇所、注意を要する区域等について具体的な水防工法を検討し、水防活動に必要な木杭、土のう、シャベル、掛矢、照明器具等の水防資機材の備蓄及び更新を定期的に行うとともにこれらの水防資機材を備蓄する水防倉庫の整備、統合及び管理に努める。

5 救助施設・設備等

人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材について、有事の際にその機能が有効適切に運用できるように整備、改善及び点検に努める。

6 防災中枢機能を果たす施設・設備等

災害対策本部など防災中枢機能を果たす施設、設備及び地域における防災機能を有する拠点の充実並びに災害に対する安全性の確保を推進するものとする。

第3節 防災施設・設備の新設又は改良に関する計画

災害を未然に防止するためには、次のとおり防災に関する各種の施設・設備の新設又は改良が必要であり、これら施設の整備については既存の法令による各種の整備計画に基づき、災害予防責任者が所掌事務又は業務計画に従って実施し、必要により市防災会議が関係機関の調整にあたる。

- 1 風水雪害予防に関する施設・設備
山地治山事業、防災林事業、河川改修事業、ため池改修事業
- 2 高潮津波災害の予防に関する施設・設備
海岸保全事業
- 3 土石流、地すべり、山崩れ、がけ崩れ等災害の予防・警戒避難体制に関する施設・設備
砂防地すべり防止事業、急傾斜地崩壊防止事業
- 4 建造物災害の予防に関する施設・設備
地震対策、火災対策、消防施設の整備計画
- 5 地下空間における災害の予防に関する施設・設備
- 6 海上における大規模な流出油等の災害防止に関する施設・設備
- 7 災害時における緊急輸送に必要な施設・設備
- 8 その他防災に関する施設・設備

第4節 防災活動の促進に関する計画

1 主旨

風水害、地震等の災害時における被害の防止又は軽減を図るため、消防団への加入促進、地域住民自らがお互いに協力しあう自主的な防災組織の育成・指導、ボランティア活動の環境整備及び企業防災の促進に努めるものとする。これらの実施に当たっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制の整備努めるとともに、被災時の男女ニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼育の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。

なお、防災ボランティアについては、県、市、住民、他の支援団体等が連携・協働して、自主性に基づき活動できる環境の整備に努めるものとする。

また、個人や家庭、地域、企業、団体等が連携して日常的に減災のための行動と投資を行い、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携の強化を図るものとする。

市は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

2 消防団への加入促進

(1) 目的

消防団員数を確保するための取組として、地域の実態に即した団員確保方策を検討し、住民の更に幅広い層から消防団への入団促進に努めるものとする。

(2) 活動内容

市は、県の指導・支援を受け、消防団員数の確保とともに消防団の充実強化と活性化を図るため、次に掲げる取組を積極的に推進する。

ア 地方公共団体職員及び公共的団体職員の入団促進

イ 女性消防団員の入団促進

ウ 大学生等の若年層の入団促進

エ 消防団員の活動環境の整備

オ 消防団と事業所の協力体制の推進

3 自主防災組織の概要

(1) 組織

自主防災組織は、小学校区等を単位として、防火協会、自治会（町内会）等の民主団体が、地域的連帯をもってそれぞれの防災活動が効果的に実施できる組織とする。

(2) 事業計画

ア 組織活動の促進

市等は、市民に対し自主防災に関する広報活動を積極的に行うとともに、市民が自主防災活動を行うために必要な資料を提供する。

また、防災関係機関の協力を得て、活動についての助言あるいは指導を行うことにより自主防災組織の持続的な運営、強化を支援する。

イ 自主防災組織への助成

自主防災組織の活動に必要な防災用資機材の整備を促進するため助成を行う。

ウ 地域における相互協力の促進

自主防災組織による地域防災活動をより実効あるものにするために、隣接する自主防災組織の相互協力体制の確立など、組織間の連携を促進する。

(3) 任務

地域の実情にあわせ、おおむね次のような任務が遂行できる分担編成とする。

ア 平常時の活動及びとるべき措置

(ア) 組織の編成と各班の役割を明確にする。

(イ) 防災知識の普及活動を行う。

a 各戸に対して出火防止、倒壊予防措置を呼びかける。

b 地域内の危険物集積地区、延焼拡大危険地区、がけ崩れ危険箇所を把握し、地域住民に周知する。

c 地域内の消防水利を把握する。

d 地域内のブロック塀、石塀、門柱、擁壁等の安全点検を行う。

e 防災知識に関するチラシ、パンフレット等を作成し、各戸に配布する。

(ウ) 防災訓練を行う。

災害時に備えて、情報連絡、消火、給食、給水等の訓練を行う。

(エ) 火気使用器具の点検及び火気管理の励行を指導する。

a 各戸に対して火気使用器具及び設置場所の点検を指導する。

b 各戸に対して易燃性又は可燃性物品の点検を指導する。

c プロパンガスボンベの点検を指導する。

(オ) 防災資機材を整備する。

地域の実情に応じて情報連絡用、初期消火用、水防用、救出用、救護用、給食用、給水用資機材等を整備しておく。

(カ) 情報の収集、伝達体制を確立する。

a 市、消防局等防災関係機関から伝達された情報を迅速かつ正確に地域住民に伝達する体制を確立する。

b 地域ごとに収集伝達すべき情報を定めておく。

(キ) 住民の避難誘導體制を確立する。

地域内の高齢者、障がい者等自力で避難の困難な者への援助者を事前に決めておく。

イ 災害時の活動

(ア) 自主防災組織の編成及び役割分担等の活動体制を確立する。

(イ) 市、消防局等防災関係機関及びテレビ、ラジオ等により入手した情報を迅速かつ正確に地域住民に周知する。

(ウ) 市、消防局等防災関係機関との連絡を密にし、地域の警戒、被害状況の把握等情報収集、伝達、出火防止、初期消火、負傷者の救護、避難誘導、避難行動要支援者の避難支援、非常時の給食、給水等の必要な活動を行う。

4 学区・地区防災(避難)計画の策定等

(1) 目的

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者（以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に

応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを学区・地区防災（避難）計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。

(2) 実施内容

市防災会議は、市地域防災計画に学区・地区防災（避難）計画を位置付けるよう、地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に学区・地区防災（避難）計画を定めるものとする。

5 ボランティア活動の環境整備

(1) 目的

平常時から市、県、日本赤十字社広島県支部及び福山市社会福祉協議会と連携を図り、ボランティアの組織化を行い、ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

(2) 活動内容

ア 県及び市町は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携について検討するものとする。

イ 県及び市町は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

ウ 市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。災害ボランティアセンターの設置予定場所については、次のとおりとする。

【設置予定場所】

広島県福山市三吉町南二丁目 11 番 22 号 福山すこやかセンター内

エ 県及び市町は、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練制度、訓練、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

オ 県及び市町は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、県及び市町は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

カ 日本赤十字社広島県支部福山市分区及び福山市社会福祉協議会は、災害時に個人参加のボランティアの活動を調整し、効果的な活動が行えるよう、ボランティアコーディネーターの養成に努める。

キ 広島県社会福祉協議会及び福山市社会福祉協議会は、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成に努め、市及び県はそれを支援する。

6 企業防災の促進

(1) 目的

企業の防災意識の高揚を図るため、市及び県は、災害時における企業の防災活動の推進に努め

るものとする。

(2) 活動内容

企業は、災害時の企業の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための業務継続計画(BCP)を策定するよう努めるとともに、地域住民との連携による相互防災応援協定の締結、防災体制の整備、防災訓練、事業所施設の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直しを実施するなど、防災活動の推進に努めるものとする。

また、市は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。国は市が行う中小企業等の被害状況の把握を支援するため、災害発生時における情報収集の手順・方法等に関するマニュアルの作成等の取組を推進する。

なお、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、市・県との協定締結や防災訓練への参加等に努めるものとする。

市、県及び民間団体は、こうした取組に資する情報提供等を進めるとともに企業職員の防災意識の高揚を図るための啓発活動の実施や地域の防災訓練への積極的な参加の呼びかけ、防災に関する助言を行うよう努めるものとする。

また、県は、事業継続マネジメント(BCM)の構築に資する事業継続計画(BCP)の構築支援など、地域経済活動を維持する環境整備に努めるものとする。

市、商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

県及び市町は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

7 県民運動の推進

(1) 目的

県民、自主防災組織等、事業者、行政が一体となって「広島県『みんなで減災』県民総ぐるみ運動」に取り組むことにより、県民及び自主防災組織等が災害から命を守るために適切な行動をとることができるよう、減災の推進を図ることを目的とする。

(2) 活動内容

市は、広島県と市民、自主防災組織等、事業者、県内市町が相互に連携し、一体的に運動が推進するよう努めるものとする。

ア 災害から命を守るための行動目標

- (ア) 災害危険箇所、緊急避難場所、避難経路などを知ること。
- (イ) 災害発生の危険性をいち早く察知すること。
- (ウ) 自ら判断して適切な行動を取ること。

イ 普段から災害に備えるための行動目標

- (ア) 防災教室や防災訓練などで災害から命を守る方法を学ぶこと。
- (イ) 非常持出品を準備するなど災害へ備えること。

第5節 教育、訓練に関する計画

1 防災教育

(1) 目的

各種の災害について、必要な知識の普及と啓発を図り、防災業務に従事する者はもちろん、一般市民に周知徹底することで災害の未然防止と災害時における迅速かつ的確な応急措置の実施によって、災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

(2) 実施内容

ア 防災思想の普及・徹底

防災関係機関は市民が自らの身の安全は自らが守るという自覚を持ち、平常時から食料、飲料水等の備蓄を含めた災害に対する備えを心がけ、豪雨、土砂災害、地震・津波など過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、早期避難など災害時には自らの身の安全を守る行動ができ、自主防災活動への参加など地域ぐるみでの安全確保に努めることが重要である。また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、要配慮者を助ける、緊急避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは国、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。このため防災機関は自主防災思想の普及・徹底を図る。

また、教育機関や民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会の開催等により、防災教育を実施する。

イ 市民等に対する防災知識の普及・啓発

市は、災害時に市民等が的確な判断に基づいた行動ができるよう、防災週間や防災とボランティア週間等を通じて、専門家の知見も活用しながら、災害についての正しい知識の普及・啓発を行い、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知し、意識の高揚を図る。また、交流館等の活用や定期的な防災訓練をするなどして、自主防災組織など地域コミュニティや家庭・家族単位での防災に関する教育の普及促進を図る。

国、県、市町は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

(ア) 普及啓発内容

- a 暴風、豪雨、豪雪、洪水及び地震等の異常な自然現象に対する防災知識
- b 各種の産業災害に対する自主的な安全管理に関する知識
- c 火薬、危険物等の保安に関する知識
- d 電気、ガス施設の安全確保に関する知識
- e 建築物に対する防災知識
- f 土砂災害等災害危険箇所に関する防災知識
- g 文化財、公共施設等に関する防災知識
- h 災害により交通の途絶しやすい地域に関する防災知識
- i 海上における大規模な流出油等の防災に関する知識
- j 適切な避難行動の実践に必要な知識
- k 基本的な防災用資機材の操作方法
- l 人権尊重の意識
- m 様々な条件下で地震発生時にとるべき行動、緊急地震速報の利用の心得など
- n その他防災知識の普及啓発に必要な事項

(イ) 実施方法

- a ホームページ、パンフレット、リーフレット、ポスター等による普及啓発
- b テレビ、ラジオ、有線施設等放送施設による普及啓発
- c 新聞、広報紙、インターネット、その他の広報媒体による普及啓発
- d 映画、スライド等による普及啓発
- e 防災に関する講習会、展示会等の開催による普及啓発
- f 学校教育等を通じての児童生徒等に対する普及啓発
- h 地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練に対する指導
- i その他時宜に即した方法による普及啓発

ウ 災害教訓の伝承

国等は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑、モニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

2 防災訓練

(1) 目的

各種の災害を想定した防災訓練を実施し、災害時において、災害対策に関する事務又は業務が、迅速、的確かつ実効性を有するものとなり、その被害を最小限度に防止することを目的とする。

(2) 実施事項

災害想定については、風水害、産業災害、林野火災、地震等とし、概ね次の事項について訓練を実施する。

- ア 災害広報
- イ 避難誘導
- ウ 消火活動
- エ 水防活動
- オ 交通規則
- カ 救護活動
- キ 非常無線通信
- ク 消防広域応援
- ケ 自衛隊派遣要請
- コ 行方不明者の搜索活動
- サ 食料供給・給水活動
- シ 道路啓開
- ス 緊急物資の輸送
- セ 通信施設・電力施設・ガス施設・水道施設の応急復旧
- ソ 海難救助及び山岳遭難者の救助活動
- タ 避難救助及び非常招集
- チ 海上における大規模な流出油等災害対策
- ツ 災害対策本部の設置、運用訓練
- テ 非常参集訓練
- ト 緊急地震速報を利用した安全確保行動
- ナ その他防災に関する活動

(3) 実施方法

それぞれの災害予防責任者において自主的に計画を作成し、最も効果のある時期、場所、参加団体等を決定して実施する。市防災会議は、自ら次の総合訓練を主催するとともに、必要により

災害予防責任者が実施する防災訓練の調整を行う。

ア 大規模災害発生時における防災関係機関、市民、企業及び行政相互の連絡協力体制の確立と地域住民の防災意識の高揚を図るための総合防災訓練

イ 大規模災害発生時における市災害対策本部運営の検証と防災関係機関との連携強化を図るための図上訓練

なお、災害予防責任者は、訓練実施結果について評価・検討を行い防災体制の改善に反映させるものとする。

第6節 調査、研究に関する計画

この計画は、災害を未然に防止するため、防災施設の新設又は改良並びに災害の原因及び災害に対する措置等について科学的技術的な調査研究を行うものであり、実施方法については、それぞれの災害予防責任者において、所掌事務若しくは業務を通じ、又はその所管する施設、設備について、自主的に計画し、調査研究を行うものとし、必要に応じて市防災会義が関係機関の調整にあたる。

第7節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備えに関する計画

防災関係機関は、災害が発生した場合に、迅速・的確かつ円滑に災害応急対策を実施するための備えを行う。

1 災害発生直前の応急対策への備え

(1) 配備動員体制の整備関係

市は、あらかじめ配備動員体制について参集基準を明確にし、初動体制を確立しておく。（地震・津波災害対策編第3章第2節「配備動員計画」に記載）

(2) 気象警報の情報伝達関係

ア 情報ネットワーク等の整備

防災関係機関は、インターネット等の情報ネットワークを活用するなど、より細かな情報を正確かつ迅速に収集伝達するシステムの構築に努める。

イ 防災行政無線等による情報伝達

防災関係機関は、インターネット等の情報ネットワークを活用し、多様な手段で、より細かな情報を正確かつ迅速に収集伝達するシステムの構築に努める。

ウ 伝達手段の多重化、多様化

市は、市民等に対して気象警報や避難指示等が確実に伝わるよう、防災行政無線（同報系）、広島県防災情報システム（Ｌアラート）、広報車、サイレン、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。）、携帯電話等（登録制メール、緊急速報メールを含む。）、災害情報電話通報サービス、インターネット、アマチュア無線等を用いた伝達手段の多様化を図るとともに、運用についての訓練やマニュアルの整備を行うものとする。

エ 業務継続性の確保

地震災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を定めた業務継続計画に基づき、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行うものとする。

特に市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画には、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎、電気・水・食料等の確保方策、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保方策、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務について定めておくものとする。

(3) 行動計画（タイムライン）の作成・運用関係

国、地方公共団体等の防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

2 災害発生直後の応急対策への備え

(1) 災害情報の収集・伝達関係

市は、災害発生時における被害に関する情報、被災者の安否情報等の収集・伝達にかかる体制の整備に努めるとともに、訓練・研修を通じた職員の資質向上に努める。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、研修、研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

また、市及び県は、放送事業者等に対し、必要に応じて被害情報等の広報の実施を要請する体制を構築する。

(2) 情報の分析整理

ア 市及び県は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、国等関係機関と連携し、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

イ 県は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、総合防災情報システム（SOBO-WEB）に集約できるよう努める。

ウ 県は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の名前等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。

(3) 通信機能の整備関係

ア 防災関係機関は、応急対策の実施等に関する緊急かつ特別の必要に備えて、あらかじめNTT西日本に災害時優先電話の申込み及び変更手続きを行うものとする。

イ 市は、災害情報等の迅速な収集・伝達、緊急地震速報等の情報収集を住民へ速やかに伝達するため、緊急地震速報受信設備や防災行政無線、IP通信網、CATV網、公共安全モバイルシステム等のシステムの構築及び多重化・耐震化を進めるとともに、保有する機器の整備・充実に努めるものとする。また、防災行政無線等の無線通信ネットワークに関しても、多重化・耐震化について努めるものとする。

また、平素から地域内のアマチュア無線局の状況を把握するよう努め、災害時において非常通信の協力依頼ができるよう連絡体制の確立に努める。

ウ 市及び県は、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図ること。特に、耐災害性に優れている衛星系ネットワークは、大規模災害発生時における輻輳の回避に留意しつつ、国、県、市、消防本部等を通じた一体的な整備に努めることとする。

エ 市は、地震・津波災害により通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。また、通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練の定期的な実施に努める。

オ 防災関係機関は、非常用電源（自家発電用施設、電池等）、移動無線機、可搬型無線機等の仮回線用資機材など、通信のための応急用資機材の確保充実に努めるとともに、平常時においてもこれらの点検整備を行う。非常用電源の整備に当たっては、専門的な知見・技術を基に耐震性があり浸水する危険性が低い場所へ設置するとともに、保守点検を行い、操作の習熟の徹底を図る。

カ 通信機能を保有する機関は、災害時等いつでも迅速・的確に通信運用ができるよう定期的に機能確認を実施するとともに、平素から操作方法等の定期的な訓練等を実施し、平常時からの連携体制の構築を図るものとする。

3 災害派遣、広域的な応援体制への備え

(1) 自衛隊災害派遣関係

ア 市は、平素から、市における自衛隊災害派遣部隊等の受入れ担当連絡部署（職員）の指定及び配置を行う。

イ 市及び関係機関は、平素から、ヘリポートを選定しておく。

なお、ヘリポートを選定する際は、広域避難場所及び避難所を避けることとする。

(2) 相互応援協力関係

ア 防災関係機関は、あらかじめ広域応援体制の整備に努めるものとし、それぞれの応急対策実施項目に関係する防災関係機関相互をはじめ、事業者、業界団体等との協定等を締結し、円滑な災害応急対策に努める。

被災地へ応援職員を派遣する場合、被災地域での居住・勤務経験や災害対応経験等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

さらに、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援計画をそれぞれ作成するよう努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について実効性の確保に努め、必要な準備を整えるものとする。

国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。

特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

イ 県及び市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

ウ 県及び市町は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

4 救助・救急、医療、消火活動への備え

(1) 医療、救護活動関係

市は、災害の発生に備え、平常時から災害医療関係機関等の防災関係機関との連携体制を確保するとともに、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備や負傷者の発生に対応するための医薬品等医療資機材の備蓄に努めるものとする。

また、県は、医療救護活動に必要な医薬品等に不足が生じる場合又は医療機関及び市町等から要請がある場合に備え、関係業者から速やかに調達できるよう調達手段を確立しておくものとする。

県はさらに、今後の災害発生に備えるため、災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）の構成員の人材育成を図り、資質の維持向上を図るための継続的な研修等を実施するとともに、被災都道府県から要請があった場合には、被災地方公共団体の保健医療福祉調整本部及び保健所の総合調整等の円滑な実施を応援するため、災害時健康危機管理支援チームによる応援派遣の検討を図るものとする。

(2) 消防活動体制の整備関係

ア 市及び消防局は、大地震等発生時の火災防止のため、次の事項について、平素から広報等を通じ市民及び事業所等に周知しておく。

(7) 出火防止及び初期消火

市民及び事業所等は、自らの生命・財産を守るため、出火防止及び初期消火に努める。

(イ) 火災の拡大防止

大地震等により火災が発生したときは、市民・自主防災組織・事業所等は、互いに協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大の防止に努める。特に危険物等を取り扱う事業所については、二次災害の発生防止に努める。

イ 市及び消防局は、次の事項について、あらかじめ消防体制を整備しておく。

(7) 大地震等発生直後の消防職（団）員の初動体制を定める。

(イ) 大地震等発生直後に、市民に対して出火防止及び火災の延焼状況等を迅速に広報するため、広報の要領、広報班の編成について定める。

(ウ) 大地震等発生直後の火災を早期に見るとともに、防火水槽の破損及び道路の通行状況等を迅速に把握できるよう情報収集の体制を定める。

(エ) 大地震等発生時には、水道管の破損や停電等による長期間の給水停止が想定されることから、防火水槽や耐震性貯水槽の設置等を推進するほか、河川、池、水路等の自然水利を積極的に活用するため、取水場所の整備等を行い、消防水利の多元化を図る。

(オ) 救助工作車、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材及び、大規模地震や津波災害など多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備に努めるものとする。

(カ) 緊急消防援助隊の充実強化を図るとともに、県及び防災関係機関との連携による実践的な訓練の実施に努める。

(キ) 大規模・特殊災害に対応するための、高度な技術・資機材を有する救助体制の維持・推進に努める。

(3) 危険物等災害応急対策関係

災害の発生に備え、事業所においては平素から関係法令の遵守及び自主保安体制の確立に努める一方、関係行政機関はこれらに対して、必要な指導を行う。

5 緊急輸送活動への備え

市は、あらかじめ、災害時における人員及び物資等の輸送手段を確保するとともに救援物資輸送拠点を選定するものとする。

市は、災害発生時の緊急輸送活動のために多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及び市が選定する救援物資輸送拠点の設置場所等の情報について、「災害時の輸送の確保に関する協定」を締結する団体等及び「物資調達に関する協定」を締結する事業者と共有する。また、災害に対する安全性を考慮しつつ、国等関係機関と協議の上、県及び市が開設する救援物資輸送拠点を経て、各避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図る。

市は、救援物資輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するとともに新たな運送事業者との協定締結に努めるものとする。

道路管理者は、緊急輸送道路を選定し、災害直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に確保するため、緊急輸送道路の道路改良、橋梁耐震補強、法面对策等を計画的に推進する。

広島県耐震改修促進計画（第2期計画）により、沿道建築物の耐震診断を義務付ける緊急輸送道路を指定する等、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化対策を推進する。

6 避難受入れ・情報提供活動への備え

(1) 避難対策のための整備関係

本計画第2章第8節「円滑な避難体制の確保に関する計画」で定める。

(2) 住宅対策関係

市は、応急仮設住宅の建設場所のために、あらかじめ公有地を把握するよう努めるとともに、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできる体制の整備を図るものとする。

なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

また、市は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。

発災時に被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定が円滑かつ適正に実施できるよう、実施体制の充実並びに判定士の技術力の保持・向上に努めるものとする。

(3) 帰宅困難者対策関係

災害発生時に、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合に備えて、県及び市は、市民や企業等に対し、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や、従業員等が一定期間事業所内に留まることができる備蓄の必要性等の周知を図る。また、市は必要に応じて、一時滞在施設の確保等に努めるものとする。

(4) 孤立集落対策関係

県及び市は、災害発生時に、道路の被害等による孤立集落の発生に備え、次の対策の推進に努める。

ア 県

(ア) 市と連携して、災害時に孤立する可能性のある集落の状況の把握

(イ) 市・関係機関等と連携・協力し、ドローン等の活用による輸送体制の強化及び衛星通信機器等の通信手段の確保

イ 市

(ア) 災害時に孤立する可能性のある集落の状況の把握

(イ) 避難所、集落、世帯等での水、食料、日用品等の必要な物資の備蓄及び調達体制の整備

(ウ) 無人航空機等の救援物資の輸送手段の確保等、物資輸送体制の整備

(エ) 防災行政無線、IP通信網、CATV網、衛星通信など情報通信手段の確保

(オ) 臨時ヘリポート適地の確保など救助・救援体制の確立

(カ) 孤立集落の発生を想定した避難計画等の作成や避難訓練等の実施

(5) 感染症の自宅療養者等対策

県及び市の保健所等は、新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む。）発生時における自宅療養者等の被災に備えて、災害発生前から防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努めるものとする。

(6) 被災者支援等対策

市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努め

るものとし、県は、市が進める仕組みの整備等に対して協力や支援等に努めるものとする。

7 救援物資の調達・供給活動への備え

県及び市町等は、被災者の生命の維持や尊厳を守るために必要な食料、飲料水、毛布等の生活必需品等を効果的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努めるものとする。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の状況を考慮するとともに、要配慮者等全ての人のニーズに配慮するものとする。

(1) 食料供給関係

ア 市は、災害に備え、緊急用食料の備蓄に努めるものとする。

イ 市は、防災関係機関や販売業者等と密接に連携して、それらからの供給可能な数量、その保管場所等をあらかじめ把握しておく。

(2) 給水関係

市は、災害時に備えて次のとおり水道システム全体の安定性の向上に努めるものとする。

ア 水道施設の耐震性向上

(ア) 浄水場、基幹管路等の耐震化

(イ) 老朽管路の更新等

イ 緊急時の給水確保

応急給水拠点の整備

ウ 迅速な緊急対応体制の確立

(ア) 他市町等からの受援も想定した応急給水及び応急復旧の手順や方法等を明確にした計画の策定

(イ) 訓練の実施

(ウ) 広域的な相互応援体制等

特に、災害拠点病院や透析医療機関など優先的に給水が必要な施設の状況を考慮する。

(3) 生活必需品等供給関係

市は、被災者に対し、毛布その他の生活必需品（以下「生活必需品等」という。）を円滑に供給するため、平素から物資の備蓄に努めるとともに、区域内の卸売業者、大規模小売店等における生活必需品等の提供可能数量の把握、確認に努め、災害時において速やかに調達できるよう体制の確立に努める。

(4) 救援物資の調達・配送関係

県内で大規模な災害が発生し、市町単独では必要な物資の確保が困難な場合に備え、県は、民間事業者のノウハウを活用した救援物資の調達方法や救援物資輸送拠点の運営方法、国や関係機関と連携した救援物資輸送車両等への燃料確保の仕組み等の整備に努める。

県及び市町は、国が構築する物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとし、大規模な災害発生のおそれがある場合は、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

とする。

特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。

8 災害応急対策の実施に備えた建設業団体等との協定の締結

県及び市町は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。

9 建設業等の担い手の確保・育成

県及び市町は、災害応急対策への協力が期待される建設業等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

10 空家状況の把握

市は、平常時より、災害による被害が予測される空家の状況の確認に努める。

11 男女共同参画担当部局との連携

多様性の視点からの対応について、防災担当部局、男女共同参画担当部局が連携し、平常時から研修等の啓発や情報提供のあり方の検討等を行うとともに、災害時には、全ての人に配慮した避難所運営、物資補給、相談支援等が迅速に行われるよう努めるものとする。

12 放射線への備え

県は、環境中の放射線の状況について、環境放射能調査を行い、測定結果をホームページ等で公表する。県が調査し、ホームページで公表する環境中の放射線の状況に適宜対応ができるよう情報の収集体制や伝達方法の確立に努める。

13 リ災証明書の発行体制の整備

市は、災害時にリ災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査やリ災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、リ災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

市は、効率的なり災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

県は、市に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により災害時の住家被害の調査の迅速化を図るとともに、応援体制の強化を図るものとする。

14 上下水道施設の対策

(1) 上下水道施設の耐震化

上下水道事業管理者は、策定した「上下水道耐震化計画」に基づき、連携して上下水道施設の急所施設※1や重要施設※2に接続する水道・下水道の管路等について、耐震化を推進する。

(2) 上下水道施設が被災した場合の対応

県、市町、上下水道事業管理者及び重要施設の管理者は、急所施設や重要施設に接続する水道・下水道の管路等が被災した場合に備え、被災状況の共有を図れるよう相互の情報連絡体制を整備するとともに、被災時にはその状況に応じて、給水設備及び災害用トイレの確保・配備等を連携して実施し、速やかに重要施設の機能が確保できるよう努める。

※1 取水施設、浄水施設、配水池、ポンプ場など、その施設が機能を失えばシステム全体が機

能を失う最重要施設

※2 避難所、医療機関、市庁舎、警察、消防など、災害時に重要な拠点となる施設

第 8 節 円滑な避難体制の確保に関する計画

市は、防災関係機関と協力し、風水害等の自然災害が発生した場合に、住民の迅速かつ円滑な避難体制を確保するよう、必要な防災対策を推進する。

また、防災関係機関は、地域の特性に応じた避難施設、避難路等の整備の推進に配慮するよう努めるものとする。

1 浸水想定区域等の指定に係る対策

(1) 浸水想定区域

広島県、岡山県及び中国地方整備局は、周辺地域に住宅や要配慮者利用施設等、洪水時に避難を行うことが想定される者が居住・滞在する建築物や避難施設、避難路等の洪水時において避難の用に供する施設が存する河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表するとともに、関係市町の長に通知するものとする。市は、広島県、岡山県及び中国地方整備局が公表する浸水想定区域ごとに次の事項を定める。

ア 洪水予報等の伝達方法

イ 緊急避難場所

ウ 避難訓練に関する事項

エ その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

なお、浸水想定区域内の地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数のものが利用する施設）又は要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、さらに次の事項を定めるものとする。

(ア) これらの施設の名称及び所在地

(イ) 当該施設への洪水予報等の伝達方法

(2) 雨水出水浸水想定区域の指定

市は、当該市が管理する公共下水道等の排水施設等について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するものとする。

2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定に係る対策

(1) 市は、広島県が指定する土砂災害警戒区域ごとに、次の事項を別途定める。また、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、同様の措置を講じるよう努める。

ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達

イ 予報又は警報の発令及び伝達

ウ 避難

エ 救助

オ その他土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

(2) 土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難所に関する

事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について、ハザードマップ等により市民への周知を図る。

- (3) 土砂災害警戒区域内に要配慮者関連施設がある場合は、当該施設の利用者の円滑な警戒避難体制が確保できるよう、土砂災害に関する情報、予報及び警報等について、電話・FAX・防災行政無線・広報車等により速やかに伝達する。

3 ハザードマップの作成について

洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域、雨水出水浸水想定区域、緊急避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料を図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップの作成を行う。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努めるものとする。

また、高潮、中小河川、内水及び防災重点ため池による浸水に対応したハザードマップの作成についても、関係機関が連携し、作成・検討に努める。

ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで緊急避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

ハザードマップには、次の事項を記載するものとする。

- (1) 地域防災計画において定められた洪水予報、土砂災害に関する情報等の伝達方法
- (2) 避難所に関する事項
- (3) その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- (4) 浸水想定区域内の地下街等及び要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時及び雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設の名称及び所在地

4 避難計画の作成

- (1) 多数の人が集まる施設の避難計画

学校、保育所、工場、映画館等多数の人が集まる施設の設置者又は管理者等は、市長が避難指示等を行った場合、関係者を速やかに安全な場所へ避難させる責務を有するので、あらかじめ市等と協議して避難計画を作成しておく。

- (2) 地下街等の避難計画

地下街等(地下街、デパートの地下売場など、従業員以外の不特定多数の者が利用しており、浸水が発生した場合にその利用者が円滑かつ迅速に避難することが困難で、被害の発生が想定される地階)の管理者は、利用者や従業員の安全確保のため、水防の責任者、連絡体制、避難誘導計画等を定めた浸水被害を防止するための計画を作成し、従業員などへの防災教育、訓練を行うように努めるものとする。

特に、地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独又は共同して、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項等に関する避難確保計画を作成し、これを市長に報告するとともに、公表するものとする。

市は、地下街等不特定かつ多数の利用者がいる施設等において、施設管理者と連携して、避難誘導等安全体制の確保に配慮するものとする。

- (3) 緊急避難場所、避難所の指定及び周知

市は、都市公園、交流館、学校等の公共的施設を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害

に対する安全性及び想定される災害規模などに応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全性が確保される緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るための避難所について、必要な規模等をあらかじめ指定し、住民への周知を図るものとする。

緊急避難場所と避難所は相互に兼ねることができるが、緊急避難場所と避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。

ア 緊急避難場所の指定・周知

市は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に緊急避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものを、洪水、土砂災害、地震、津波等の災害の種類ごとに緊急避難場所に指定する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるとともに、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市の協力を得て、緊急避難場所を近隣市に設けるものとする。

また、市は、緊急避難場所を指定したときは、広島県に通知するとともに、住民等へ周知を図り、必要に応じて緊急避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進するものとする。

イ 避難所の指定・周知

市は、交流館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な避難所をあらかじめ指定し、広島県に通知するとともに、平常時から避難所の場所、収容人数等について、住民等へ周知を図るものとする。

また、災害時に避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

避難所については、市は、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに避難者等を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として、要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているものを指定するものとする。

なお、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

(4) 避難路の選定

避難路の選定に当たっては、災害による地域への影響を十分考慮したものとなるよう、住民自らが避難路の選定を検討する住民参加型のワークショップ等が開催されるよう支援を行う。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

なお、避難路の選定の基準は、概ね、次のとおり。

ア 避難路中の道路、橋梁及びトンネル等、道路施設自体の安全性や周囲の状況について十分検討し、必要に応じて適切な措置を講ずる。

避難路の幅員は原則として 15m以上とする。ただし、これに該当する道路がない場合は、おおむね 8m以上の幅員を有する道路を選定する。（避難住民の安全性を確保するため、幅員が 15～10mの場合には、一般車両の通行規制、10m以下の場合には、緊急車両及び一般車両の通行規制等を行う必要がある。）

イ 避難路は、相互に交差しないものとする。

ウ 避難路は、道路沿いに火災、爆発等の危険性の大きい工場等がない道路とする。

エ 洪水、高潮等による浸水や土砂災害等も考慮し、海岸、河川及び急傾斜地沿いの道路は、原則、経路として選定しないものとする。

(5) 避難の誘導

ア 避難行動要支援者の避難の際には、自主防災組織、消防団、近隣住民と連携を図りながら避難誘導を行えるよう、市は、避難の連絡方法や避難補助の方法をあらかじめ定めるものとする。

イ 興行場、駅、その他の不特定多数の者の利用が予定されている施設の管理者は、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練となるよう努めるものとする。

5 市民への周知等について

広島県、市及び中国地方整備局は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努めるものとする。

作成したハザードマップ等は、配布、ホームページへの掲載その他の必要な措置を講じ、市民等に周知する。

また、地下街等における浸水被害を防止するため、作成した洪水ハザードマップを地下街等の管理者へ提供する。

ハザードマップ等の周知に際しては、住民が居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう努めるとともに、安全な場所にいる人まで緊急避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、市は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

水防管理者は、地域住民に水害に対する警戒、災害時の円滑な避難行動等に資するため、重要水防箇所を地域住民に周知するように努めるものとする。

6 避難所の整備について

(1) 避難所となる施設について、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画の作成に努めるものとする。また、次の施設・設備の整備に努めるものとする。

ア 換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備

イ 貯水槽、井戸、給水タンク、マット、パーティション、段ボールベッド等の簡易ベッド、非常用発電機、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等

ウ 簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレ

（基幹緊急避難場所に簡易トイレを配備し、そのうち拠点の基幹緊急避難場所にオストメイト用トイレ、車いす用トイレを配備する。）

- エ 要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備
- オ テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器
- カ 食料、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、炊きだし用具、毛布等避難生活に必要な物資等（指定した避難所又はその近傍で確保できるよう努める。）
- キ 必要に応じて、緊急避難場所における家庭動物のためのスペースや家庭動物の飼養に関する資材の確保に努めるものとする。
- ク 避難所の電力容量の拡大
- ケ 停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等

- (2) 市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。
- (3) 市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、在宅避難者等の支援のための拠点として、拠点支所及び基幹緊急避難場所から選定する。
- (4) 市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、広域避難場所から車中泊避難のためのスペースとして確保する。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。
- (5) 市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保、育成に努めるものとする。
- (6) 市は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討する。
- (7) 市は、感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。
- (8) 市は、緊急避難所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。

7 動物愛護管理に関する計画

災害発生時には、放浪・逸走動物（特定動物を含む）や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼主とともに避難所等に避難してくることが予想される。

そのため、市は平常時から避難所等への家庭動物の受入れ方法等について、住民への周知徹底を図るものとする。

また、避難所等に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。

なお、県及び市は、動物愛護管理の観点から、これらの動物の保護や適正な飼養に関し、獣医師会等の関係機関と連携を図りながら、犬や特定動物による人への危害防止や被災動物の保護・受入れ、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応等に係る体制の整備に努める。

また、災害時の対応は飼い主による「自助」を基本とし、飼い主に対して、所有者明示の実施や避難所等での適正な飼養のための準備等（動物用避難用品の確保、しつけ、健康管理、不妊、去勢手術等）の周知を図るものとする。

さらに、避難所等における家庭動物の受入れや適正な飼養方法について、平常時に担当部局や運営担当（施設管理者など）と検討や調整を行うものとする。

第9節 災害備蓄に関する計画

1 基本方針

大規模災害発生時における市民生活を確保し、応急対策活動及び復旧対策活動を迅速かつ円滑に行うため、平常時から災害対策資機材等の備蓄に努めるとともに、調達体制を確立しておくものとする。

2 備蓄の対象

- (1) 生活必需品、飲料水、食料等
- (2) 医薬品等医療資機材
- (3) 防災資機材

3 備蓄に関する基本事項

- (1) 災害発生時は、交通機能等の障害により、流通が一時的に途絶えることが予想されるため、災害発生直後に当面必要となる食料、生活必需品、飲料水などについて、緊急度に応じて備蓄を行う。
- (2) 備蓄の実施者及び役割
 - ア 家庭による備蓄

大規模災害時において、被災直後からすぐに全ての生活関連物資を供給することは困難になることが予想される。

そこで、被災直後に当面必要となる生活関連物資は、各家庭において3日分程度、可能な限り1週間程度を備蓄するよう努める。
 - イ 企業による備蓄

家庭による備蓄の確保と併せて、企業においてもそれぞれが必要となる物資を平常時から確保し、備蓄に努める。
 - ウ 市による備蓄

市は、各家庭及び企業に対して、備蓄を促進するための啓発を積極的に行うものとする。

市においても、家庭による備蓄及び企業による備蓄を前提に、災害発生直後、当面、緊急に必要な生活必需品等の備蓄に努める。
 - エ 備蓄の方法及び場所

備蓄物資の保管については、物資の性質や地域性を考慮し、集中備蓄、分散備蓄を行うこととし、公共施設等に適宜配置するよう努めるものとする。

また、備蓄に当たっては孤立が想定される集落等にも配慮するものとする。

4 生活必需品、飲料水、食料等の備蓄及び調達体制の確立

- (1) 食料の備蓄

大規模災害発生時においては、建物の損壊、交通機関やライフラインの途絶等により食料の確保が一時的に困難になることが予想されるため、各家庭、企業及び市は、調理不要又は簡単な調理で食べられる食料を中心に平常時から備蓄に努めるものとする。

また、備蓄品目の選定に当たっては、要配慮者や食物アレルギー患者等にも配慮するものとし、保存年限に応じ適宜更新するものとする。
- (2) 生活必需品等の備蓄

大規模災害発生時においては、建物の損壊、交通機関の途絶等により生活必需品等の確保が困

難になることが予想されるため、各家庭・企業及び市は備蓄に努めるものとする。

市は、毛布、哺乳瓶、紙オムツ、生理用品、簡易トイレなど避難所で災害当初必要とされる品目を備蓄し、各家庭、企業は個々の事情に応じた品目を備蓄するものとする。

(3) 飲料水の備蓄

大規模災害発生時においては、水道が一時的に使用できなくなるおそれがあるため、各家庭、企業及び市は平常時から飲料水の備蓄に努めるものとする。

(4) 調達体制の確立

市は、災害時の応急対策活動を円滑に行うために、上記による備蓄に加えて、平常時から販売業者と十分協議し、協力が得られるよう体制づくりに努める。さらに、市内のデパート、スーパー等と物資の調達に関する協定等の締結に努めるものとする。

5 医薬品等医療資機材の備蓄及び調達体制の確立

(1) 大規模災害発生時において、応急対策活動を円滑に実施するために、市及びその他の医療関係機関は、平常時から医薬品等医療資機材の備蓄に努める。

また、医師会及び関係業者と十分協議し、その協力が得られるよう体制づくりに努め、必要に応じて物資の調達に関する協定等の締結に努めるものとする。

(2) 市及びその他の医療機関は、災害による負傷の形態を考慮し、緊急性の高い医療品、医療資機材から備蓄に努めるものとする。

(3) 具体的には、包帯、ガーゼ、三角巾、副木、消毒薬等の外科的治療に用いる医薬品等とする。

(4) 医薬品等医療資機材の備蓄については、適正な管理を行い、保存年限に応じて適宜更新する。

6 防災資機材の備蓄及び調達体制の確立

市及びその他の防災関係機関は、防災資機材の備蓄に努める。また、関係業者等と十分協議し、協力が得られるよう体制づくりに努め、必要に応じて物資の調達に関する協定等の締結に努めるものとする。

具体的には、次のとおりとする。

ア 救助・救護用資機材(備蓄又は調達のための連絡体制の確立)

イ 消火用資機材(備蓄又は調達のための連絡体制の確立)

ウ 水防関係資機材(備蓄又は調達のための連絡体制の確立)

エ 流出油処理用資機材(備蓄又は調達のための連絡体制の確立)

オ 陸上建設機械(調達のための連絡体制の確立)

カ 被災建築物応急危険度判定資機材(調達のための連絡体制の確立)

キ 被災宅地危険度判定資機材(調達のための連絡体制の確立)

第 10 節 要配慮者及び避難行動要支援者対策に関する計画

近年の災害においては、要配慮者が犠牲になるケースが目立つため、高齢化や国際化の進展を踏まえ、要配慮者に配慮した環境整備や社会福祉施設、病院等の安全・避難対策、避難行動要支援者対策、避難行動要支援者への啓発などの対策を積極的に推進する。

1 要配慮者及び避難行動要支援者の定義

(1) 要配慮者

高齢者、障がい者、外国人・乳幼児及び妊産婦その他の特に配慮を要する者

(2) 避難行動要支援者

次の要件に当てはまる者のうち、在宅かつ自力での避難が困難な者とする。

- ア 介護保険制度の要介護 3 以上の認定を受けている人
- イ 身体障がい者手帳 1 級または 2 級を所持する人
- ウ 療育手帳マル A または A を所持する人
- エ 精神障がい者保健福祉手帳 1 級を所持する人
- オ その他必要と認められる人（上記に準じる人）

2 避難支援者の選定

災害対策基本法第 49 条の 11 第 2 項に規定する避難支援等関係者（以下「避難支援等関係者」という。）の中から、避難支援者を選定するものとする。

避難支援者は、原則として、避難行動要支援者本人または地域で相談し、複数名選定する。

なお、避難支援者への選定に当たっては、避難行動要支援者に対し、避難行動要支援者の支援は避難支援者の任意の協力により行われるものであることや、避難支援者の不在や被災等により避難行動要支援者の支援が困難となる場合もあり、避難行動要支援者の自助が必要不可欠であることについて十分に周知することとする。

3 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

市は、次に掲げる通常業務等を通じて避難行動要支援者の把握に努めるものとする。庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

- (1) 要介護者の情報に関しては、介護保険担当部局と連携し、要介護認定情報等により把握する。
- (2) 障がい者の情報に関しては、障がい者手帳担当部局と連携し、各種障がい者手帳台帳における情報等により把握する。

4 名簿の更新に関する事項

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市は適宜、避難行動要支援者の把握に努める。

(1) 台帳への新規登録

新たに避難行動要支援者の該当要件に当てはまる者を名簿へ掲載するとともに、平常時から避難支援等関係者に対して名簿情報を提供することについて同意の確認を行う。

(2) 個別避難計画の更新

転居、転出、死亡等の住民票の異動があった場合は、住民基本台帳に基づき、避難行動要支援者システム上で自動的に更新を行う。また、個別避難計画の内容に変更が生じた場合や本人等か

らの内容変更の届出があった場合は、その都度速やかに更新を行う。

5 避難行動要支援者情報の提供

災害発生時に地域ぐるみで避難行動要支援者の安全確保を図るため、避難支援等関係者に情報提供を行い、協力を得ながら、避難支援体制づくりを進める。

6 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置

避難行動要支援者情報を希望する支援団体と個人情報とを共有するにあたり、覚書の締結を求めることにより、情報を受ける側の守秘義務を確保する。覚書締結の際には、災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていること、施錠可能な場所への名簿の保管を行うこと、名簿の必要以上の複製をしないこと等を十分に説明する。

また、避難行動要支援者名簿には、名前や住所、連絡先等の個人情報を含むため、名簿は、当該避難行動要支援者を担当する学区（地域）の避難支援等関係者に限り提供を行う。

7 要配慮者が円滑に避難できるための通知又は警告の配慮

着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、発令及び伝達に当たっては、

- (1) 高齢者や障がい者にも分かりやすい言葉や表現、説明等により、一人一人に的確に伝わるようにする
- (2) 同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意する。
- (3) 高齢者や障がい者に応じて、必要な情報を選んで伝達するなど、特に配慮するよう努める。

市は、要配慮者に緊急かつ着実な避難指示が伝達できるよう、各種情報伝達の特徴を踏まえ、広報車やメール配信サービス等など、複数の手段を組み合わせで情報伝達を行う。

8 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、避難行動要支援者の支援に際し、自身の生命が危険にさらされることのないよう、地域内でのルールづくりを促進するものとする。

9 要配慮者に配慮した環境整備

- (1) 県内に「避難指示」が発令された場合等、その他、（公財）ひろしま国際センターと県が協議して必要と認める場合に、「災害多言語支援センター」を設置し、災害関連情報の多言語での発信や、避難所での通訳支援等を行う。
- (2) 緊急避難場所、避難所、避難路の指定にあたっては、地域の要配慮者の実態に合わせ、安全性や利便性に配慮する。また、災害時において要配慮者が避難しやすいように、緊急避難場所等の案内板の設置や、「やさしい日本語（普段使われている日本語をより簡単な言葉に言い換える等して、外国人のほか、こどもや高齢者などにも分かりやすく伝えられることば）」あるいは外国語の付記、聴覚障がい者などを対象として災害時などにスムーズな意思疎通を図るための「避難所会話カード」「多言語対応カード」を避難所等に設置し、緊急避難場所の環境づくりに努めるとともに、災害に対する的確な対応が可能となるよう気象情報や災害情報等を伝達するための施設整備など伝達体制の拡充に努める。
- (3) 新たな都市開発を行う際には、社会福祉施設、病院等の配置について、土砂災害警戒区域や浸水の危険性が高い土地等への設置をできるだけ回避するとともに、緊急避難場所、避難所、避難路との位置関係を考慮する。
- (4) 県は、災害時の福祉支援体制の整備のため、災害派遣福祉チーム（DWA T）等の整備に努めるものとする。

10 社会福祉施設、病院等の安全・避難対策

(1) 組織体制の整備

社会福祉施設、病院等の管理者等に対し、災害発生時において施設利用者等の安全を確保するための組織体制の整備を指導する。

また、自主防災組織や事業所等の防災組織の整備及び指導を通じ、それら防災組織と社会福祉施設、病院等との連携を図り、施設利用者等の安全確保対策に関する協力体制を構築する。

(2) 避難体制の整備

社会福祉施設や病院等による緊急避難場所の確保や緊急避難場所への搬送の協力依頼機関（消防等）の確保が被災時に困難となる場合に備え、関係機関（他市町、市関係団体等）と連携し、被災施設入所者の避難先の確保等の体制整備を行う。

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を策定するものとする。

なお、市及び県は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

また、市は当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

(3) 施設・設備等の整備

社会福祉施設、病院等の経営者等に対し、施設の耐震性・安全性の向上に努めるよう指導する。

また、社会福祉施設等の新規整備について、土砂災害警戒区域や浸水の危険性の高い土地等への設置をできるだけ回避するとともに、やむを得ず設置する場合には、避難体制の確立、建築物等の耐震化、情報通信施設の整備等を指導する。

また、社会福祉施設、病院等の経営者等は、災害発生後の施設入所者の生活維持に必要な物資及び防災資機材の整備に努める。

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

11 避難行動要支援者対策

(1) 組織体制の整備

避難行動要支援者を把握し、自主防災組織や事業所等の防災組織の整備及び指導を通じ、地域全体で避難行動要支援者の避難誘導、情報伝達、救助等の体制づくりに努める。

(2) 通報体制の整備

避難行動要支援者、特に聴覚障がい者等の情報入手が困難な者の安全を確保するため、緊急時の通報体制の整備に努める。

(3) 環境の整備

高齢者・身体障がい者、乳幼児、妊産婦等が被災時に安全に避難できるよう、歩道の拡幅、段差の解消、点字案内板の設置など、環境の整備に努めるものとする。

(4) 防災器具等の普及・啓発

避難行動要支援者の安全性を高めるため、防災器具や防災製品の普及・啓発に努める。

(5) 個別避難計画

ア 市は、市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、地域の実情等を踏まえて、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民・自治組織、医療・介護等の関係施設・事務所、NPO 等の避難支援等に携わる関係者と連携・協力して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。この場合、避難経路及び避難先の環境等、地域特有の課題等に留意するものとする。

イ 個別避難計画は、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用には支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

ウ 市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

エ 作成した個別避難計画は、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意がある場合には、あらかじめ消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、提供するとともに、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等に努める。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

オ 市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

カ 市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体で避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるように努め、また、訓練等により、両計画の整合及び一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

(6) 避難行動要支援者の避難誘導

市は、市地域防災計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。

12 避難行動要支援者の避難対策

(1) 自力避難の困難な避難行動要支援者に対しては、市は地域等と連携し、事前に複数の避難支援等関係者を定めておくなど、迅速かつ確実に避難できるよう支援体制の整備に努める。

(2) 避難誘導に当たっては、自主防災組織、近隣住民等と連携協力の下、迅速かつ適切な避難誘導に努める。

(3) 地域における防災ネットワークづくり

地域においては、自治会（町内会）や自主防災組織が主体となり、福祉を高める会などの団体や民生委員・児童委員などの福祉関係者との連携により、平常時から災害に関する各種情報や地域特性を把握するなど、防災ネットワークづくりに努める。

13 要配慮者への啓発・防災訓練

(1) 防災知識等の普及啓発

要配慮者及びその家族に対し、防災パンフレット等の配布による災害に対する基礎的知識、家庭での予防・安全対策等の理解を深めるとともに、地域の防災訓練等への積極的な参加の呼びかけを行うなど、災害発生時にとるべき行動等、防災に対する理解を深めるよう啓発に努める。

また、地域で生活する外国人に対し、「やさしい日本語」あるいは外国語の防災パンフレットの配布、防災標識等への外国語の付記などの対策を推進するよう努める。

(2) 防災訓練

要配慮者を想定した、避難誘導、情報伝達などの訓練に努める。

14 浸水想定区域、土砂災害警戒区域、津波災害警戒区域内の要配慮者利用施設の避難体制

(1) 避難確保計画の作成

市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水防法、土砂災害防止法、津波防災地域づくりに関する法律に基づき、水害、土砂災害、津波が発生する場合における施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な防災体制や訓練などに関する事項を定めた「避難確保計画」を作成するものとする。

(2) 市長への報告

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水防法、土砂災害防止法、津波防災地域づくりに関する法律に基づき、「避難確保計画」を作成・変更したときは、遅滞なくその計画を市長へ報告するものとする。

(3) 避難訓練

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、作成した「避難確保計画」に基づいて、避難訓練を行わなければならない。

第 1 1 節 災害危険箇所に関する計画

災害を未然に防止するため、災害の発生が予想される危険箇所については、災害予防責任者において所掌事務又は業務を通じて調査するものとし、必要により住民に警戒避難計画の周知を図る。

1 重要水防区域及びその対策

水防計画の定めるところによる。

2 急傾斜地崩壊危険区域等の現況及びその対策

(1) 危険区域の現況

資料編のとおり

(2) 情報連絡

本計画中第 3 章第 4 節災害情報計画によるものとし、危険区域の異常現象を迅速に把握するため、関係課において緊密な連絡をとる。

(3) 避難及び救助

市は、必要に応じて危険区域の警戒、巡視及び住民に対する広報を実施する。

また、本計画中第 3 章第 7 節救難計画及び第 1 5 節災害応急救助計画により避難指示等の対応及び緊急避難場所の開設等を行う。

(4) まちづくり

ア 実施責任者

県、市

イ 現況

土砂災害特別警戒区域など災害リスクの高い土地の区域指定が進み、災害のおそれのある土地の区域に市街地が形成されている状況が明らかになっている。

近年の豪雨災害においても、災害リスクの高い土地の区域において、甚大な被害が発生している。

ウ 対策

将来にわたって災害に強く安全・安心に暮らせるまちづくりに取り組んでいくため、長期的な視点を持ちながら、災害リスクの低い地域へ居住を誘導する取組を推進する。

第 1 2 節 林野火災の予防に関する計画

1 目的

この計画は、林野火災の発生を未然に防止し、また、発生した場合の延焼拡大及び被害を最小限に防止するため、防火、森林保全意識の普及、徹底、巡視体制の強化など防災体制の整備を図ることを目的とする。

2 実施事項

- (1) 防火、森林保全意識の普及・徹底
- (2) 野焼き等の指導
- (3) 監視、巡視体制の強化
- (4) 消防施設の整備と防火体制の強化

3 実施方法

- (1) 広報活動
 - ア 広報紙、広報車等により、防火、森林保全意識の普及・徹底を図る。
 - イ 乾燥注意報、強風注意報発表中には広報活動を強化し、火災警報発表中には野焼き等の禁止を図る。
 - ウ 登山口等に山火事防止の標示板、立看板等を設置する。
- (2) 防火帯、防災道路の整備
防火帯の設置、防災道路の整備を図り、また、管理を十分に行い、拡大防止を図る。
- (3) 学校教育、社会教育
幼稚園、小学校、中学校及び義務教育学校の教育課程で、防火教育の徹底を図る。また、交流館での事業活動、地区の集会等において、防火意識の高揚を図る。

第3章 災害応急対策計画

第1節 基本方針

この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害発生を防ぎょ及び拡大防止について、迅速、的確かつ実効性のある応急措置の実施を期するため、災害応急対策責任者（市、公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者をいう。以下この章において同じ。）の行うべき業務の大綱及び相互の連絡調整について定めるものであって、その内容は次のとおりとする。

- 1 主たる災害の特質及び対策に関する事項
- 2 災害発生直前の応急対策に関する事項
- 3 災害発生後の応急対策に関する事項
- 4 ヘリコプターによる災害応急対策に関する事項
- 5 災害派遣・広域的な応援体制に関する事項
- 6 救助・救急、医療及び消火活動に関する事項
- 7 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動に関する事項
- 8 避難生活及び情報提供活動に関する事項
- 9 救援物資の調達・供給活動に関する事項
- 10 保健衛生・防疫、遺体の処理に関する活動に関する事項
- 11 応急復旧、二次災害防止活動に関する事項
- 12 自発的支援の受入れに関する事項
- 13 文教計画に関する事項
- 14 災害応急救助計画に関する事項

第2節 主たる災害の特質及び対策の計画

1 長雨対策

(1) 災害の特質

- ア 被害は、長期間にわたり徐々に発生する。
- イ 日雨量、連続雨量が大きくない限り、施設被害は比較的少ない。
- ウ 農産物被害、伝染病発生等の被害が多い。
- エ がけ崩れ、地すべり等の原因となる。

(2) 応急対策

ア 体制

被害発生状況によって体制を決める。

イ 対策事項

- (ア) 病虫害防除及び指導
- (イ) 再生産のための手段の確保及び指導
- (ウ) 天災融資法の適用等被害農林漁業者に対する資金対策
- (エ) 防疫、廃棄物処理その他の保健衛生対策
- (オ) 家畜衛生及び家畜飼料対策

2 豪雨、台風による洪水・高潮時の対策

(1) 災害の特質

- ア 台風、梅雨前線等による大雨で、河川が増水し、人的、物的被害に至る。
また、雷雨等で局地的に豪雨が集中し、河川が増水による人的、物的被害を起こすこともあり、いずれの場合も短時間に甚大な被害をもたらす。
- イ 台風等による気圧の低下や強風により、海面の異常上昇が起こり、沿岸部、島しょ部に高潮被害を起こす。

(2) 応急対策

ア 体制

- (ア) 注意報発表等により注意体制、警戒体制への準備
- (イ) 警報発表等により警戒体制、災害警戒本部設置
(被害発生状況により災害対策本部を設置する。)
- (ウ) 災害発生により出動体制

イ 対策事項

- (ア) 堤防、護岸の補強及び応急復旧
- (イ) 交通、通信手段の確保
- (ウ) 避難指示等
- (エ) 障害物の除去
- (オ) 救難、救助
- (カ) 食料、飲料水、生活必需品の確保等民生安定対策
- (キ) 防疫、廃棄物の処理その他保健衛生対策
- (ク) 中小企業者の事業用資産等の被害に対する資金対策
- (ケ) 農作物、畜産物の集出荷対策及び農業用施設の応急復旧
- (コ) 天災融資法の適用等被害農林漁業者に対する資金対策
- (サ) 林産物の集出荷対策及び林業用施設の復旧

- (シ) 治山・治水対策
- (ス) 家畜衛生及び家畜飼料対策

3 長雨、豪雨による土石流・がけ崩れ等対策

(1) 災害の特質

土砂災害は、局地的な集中豪雨、台風等により、急な谷川や谷の出口の扇状地、急しゅんな土地などに多く発生し、短時間で人的、物的被害が発生する。

(2) 応急対策

ア 体制

- (7) 注意報(大雨、洪水)の発表等により注意体制に入る。
- (イ) 降雨状況、災害の発生状況により、注意体制から必要な体制に入る。

イ 対策事項

- (7) 避難指示等
- (イ) 交通、通信手段の確保
- (ウ) 救難、救助
- (エ) 障害物の除去及び施設の応急復旧
- (オ) 食料、飲料水、生活必需品の確保等民生安定対策
- (カ) 防疫、廃棄物の処理その他の保健衛生対策
- (キ) 中小企業者の事業用資産等の被害に対する資金対策
- (ク) 農作物、畜産物の集出荷対策及び農業用施設の応急復旧
- (ケ) 天災融資法の適用等被害農林漁業者に対する資金対策
- (コ) 林産物の集出荷対策及び林業用施設の応急復旧
- (サ) 治山・治水対策
- (シ) 家畜衛生及び家畜飼料対策
- (ス) 被災宅地対策

4 風害対策

(1) 災害の特質

ア 雨を伴わない台風や竜巻等による被害は当地方の場合、例は少なく、強風による波浪、高潮等が沿岸島しょ部に及ぼす被害がその主なものである。

イ 火災、海難等の災害、港湾、海岸施設、沿岸島しょ部の土地、建物及び農水産物の被害が考えられる。

ウ 強風により、海水が吹き上げられ、沿岸部、島しょ部を中心に農作物等の被害や停電が発生する。

(2) 応急対策

ア 体制

- (7) 注意報発表等により注意体制をとる。
- (イ) 災害発生により注意体制から必要な体制をとる。

イ 対策事項

- (7) 避難指示等
- (イ) 海岸、堤防の補強及び応急復旧
- (ウ) 交通、通信手段の確保
- (エ) 災害広報
- (オ) 障害物の除去

- (カ) 救難、救助
- (キ) 食料、飲料水、生活必需品の確保等民生安定対策
- (ク) 防疫、廃棄物の処理その他の保健衛生対策
- (ケ) 中小企業者の事業用資産等の被害に対する資金対策
- (コ) 農林水産物被害に対する対策
- (サ) 天災融資法の適用等被害農林漁業者に対する資金対策
- (シ) 海上交通規制

5 地震対策

別編、福山市地域防災計画(地震・津波災害対策編)に定めるところによる。

6 海上災害対策

(1) 災害の特質

大量流出油事故等の海上災害が発生した場合、救助の困難性及び海上交通の混雑等が予測され、また、付近海域・沿岸地帯の汚損等により漁業、観光、衛生面等に大きな被害を及ぼすおそれがある。

(2) 応急対策

海上災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、福山海上保安署、尾道海上保安部(以下「海上保安部署」という。)は、海上保安庁の定めた防災業務計画に基づき、次の応急対策を実施する。

ア 非常配備

海上災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、第六管区海上保安本部長は非常配備を発令するとともに、必要に応じ福山海上保安署若しくは尾道海上保安部に災害対策本部を設置する。

イ 協力体制の確立

(7) 海上災害の防災活動を強力かつ効果的に推進するため、海上保安部署は関係各機関と協力体制について調整を図るとともに、必要に応じ市長に対して災害対策本部の設置を要請する。

(4) 大量流出油災害に対しては備後地区大量排出油等防除協議会の出動を要請し、効果的な防除活動を推進し、災害の局限措置を図る。

ウ 救難対策

海上災害が発生した場合、海上保安部署は次の救助対策を実施する。

- (7) 人命救助
- (4) 避難の援助及び勧告
- (7) 遭難船等の救助
- (エ) 消防活動
- (オ) 人員及び救援物資の緊急輸送
- (カ) 物資の無償貸付及び譲与

エ 通信応急対策

海上災害が発生した場合、海上保安部署は直ちに職員を派遣し、又は携帯用無線機により関係各機関との相互通信連絡の確保に努める。

オ 海上交通応急対策

海上交通の秩序の維持と船舶航行の安全を確保するため、海上保安部署又は尾道系崎港長、福山港長(以下「港長」という。)は次の応急対策を実施する。

- (ア) 漂流物、沈没物その他航路障害物の除去
- (イ) 異常水路の応急的な検測及び啓開
- (ウ) 船舶交通の整理
- (エ) 航路標識の応急復旧及び応急標識の設置

カ 公安警備対策

海上における治安の維持を図るため災害地に巡視船艇を派遣し、付近の警戒を強化するとともに各種事犯の防止と関係法令違反の取締りを強化する。

キ 大量流出油災害に関する応急対策

大量流出油事故が発生した場合、その特殊性に鑑み海上保安部署は次の応急対策を実施する。

- (ア) 事故状況及び流出油状況の把握
- (イ) 災害対策本部(海上保安部署)の設置
- (ウ) 備後地区大量排出油等防除協議会に対する出動要請と協力体制の推進
- (エ) 災害の規模により、市長に対し基本法に基づく災害対策本部(市)の設置の要請
- (オ) 事故船舶乗組員等の救助作業の推進
- (カ) 一般航行船舶等に対する事故状況の周知と注意喚起の実施
- (キ) 事故船舶に対する災害局限措置の指導
- (ク) オイルフェンス展張等による流出油の拡散防止
- (ケ) 海上交通の安全確保
- (コ) 事故船舶の安全な場所への移動
- (サ) その他、安全確保上必要がある場合における船体及び流出油に対する非常処分の実施

7 突発的災害対策

(1) 災害の特質

列車の転覆、船舶の沈没、ガス爆発、火薬爆発などの事故は、突発的かつ多くの死傷者が発生するおそれがあり、迅速な被災者の救出及びその支援のための措置をとる必要がある。

(2) 応急対策

ア 体制

多くの死傷者又は避難者を伴う大規模な事故が発生したときは、災害応急対策責任者との連携のもとに情報収集、連絡活動及び災害応急措置を実施するとともに、必要に応じて災害対策本部を設置する。

イ 対策事項

- (ア) 救助活動の促進
- (イ) 情報の収集及び災害状況の把握
- (ウ) 避難指示等
- (エ) 広島県への報告、応援要請
- (オ) 広島県を通じて行う自衛隊への災害派遣要請
- (カ) 緊急医療活動の要請
- (キ) 防災関係機関への応急措置の要請
- (ク) 二次災害防止措置の実施

第3節 災害発生直前の応急対策

第1項 組織、動員計画

1 災害応急組織の基本原則

災害応急対策は、原則として災害応急対策実施責任者がそれぞれの法令に基づく所掌事務又は業務を通じて行うものとし、災害応急対策の実施に関する総合調整は、災害対策本部で行う。

2 災害対策本部の設置

(1) 設置の基準

基本法第23条第2項の規定に基づく災害対策本部の設置に係る基準は、次のとおりである。

災害の種類	判断方法	災害対策本部設置にあたっての判断基準
風水害	総合的な対策を講じるため、特に市長が必要と認めたとき。	(1) 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報）が発表された場合 (2) 土砂災害に関するメッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達（警戒レベル4相当情報）する場合 (3) 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報）が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達（警戒レベル4相当情報）」した場合 (4) 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合 (5) 河川に関する警戒レベル4相当情報（氾濫危険水位に到達）が発表され、警戒レベル「避難指示」の発表が必要な状況となったとき。 (6) 河川に関する警戒レベル4相当情報（越水のおそれ等）が発表され、警戒レベル4「避難指示」の必要な状況となったとき。 (7) CDL 4.8m以上の潮位が予測され、多くの床上浸水被害が予測されるとき。 (8) その他市長が必要と認めたとき。
林野火災	総合的な対策を講じるため、特に市長が必要と認めたとき。	林野火災の鎮圧の見込みが立たず、かつ、住民の生命、住家又は公共施設に相当の規模に及ぶ被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
その他	突発的な事故等による災害が発生し、その被害が相当大規模に及ぶおそれがあり、かつ、これに対する総合的な対策を講じるため、市長が必要と認めるとき。	

(2) 本部の設置

市長は、災害対策活動を推進するために必要と認めるときは、市役所本庁舎（6階60会議室）に本部を設置する。ただし、庁舎内に設置することができない場合は、消防局、あるいは市長が指定する場所に置く。

また、必要に応じ災害対策本部に、現地にあつて当該災害対策本部の事務の一部を行う組織として、現地災害対策本部を置くことができる。

(3) 本部の廃止

本部長（市長）は、災害が発生する危険が解消したと認めたとき、又は災害応急対策が概ね完了したと認めたときは、本部を廃止する。

(4) 本部の組織・運営

ア 本部の組織

- (7) 災害対策本部の組織その他については、福山市災害対策本部条例(昭和41年福山市条例第11号)第4条の規定により本部長が定めるものであるが、その大要は次のとおりとする。
- a 本部長は、基本法第23条第2項の規定により、市長をもって充てる。
 - b 副本部長には、副市長、上下水道事業管理者をもって充てる。
 - c 本部の組織、所掌事務及び職員の配備は別に定める。
 - d 必要に応じ、本部に、現地にあつて当該災害対策本部の事務の一部を行う組織として、現地災害対策本部を置くことができる。
 - e 現地災害対策本部は、その区域における出先機関の職員等をもって構成し、本部長は副市長をもって充てる。
 - f 現地災害対策本部の組織、所掌事務及び配備動員については、本部長の承認を得て災害対策本部に準じてこれを定めておくものとする。
 - g 災害対策本部は、県の災害対策本部及び国の非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部等が設置された場合には、必要に応じて合同会議を開催するなど、情報の共有と状況認識の統一を図るとともに、救助・救急、医療及び消火活動等の関係機関と密接に連携を図る。

(イ) 本部の機能

本部は、市防災会議と緊密な連絡のもとに、次の各号に掲げる責務にあたるものとする。

- a 災害応急対策に関する基本的事項の決定
- b 災害応急対策の総合的推進及び調整
- c この防災計画に定める災害応急対策の実施
- d 災害情報及び被害報告の総括
- e 災害応急対策についての県及び関係機関への要請並びに県に対する被害報告
- f 水防本部、消防機関及びその他の防災関係組織の総括
- g その他法令の規定によりその権限に属する事項

(ウ) 本部の設置及び廃止の手続き

- a 本部を設置した場合、市長は、知事に報告するものとする。
- b 本部を設置した場合、市長は、市防災会議を構成する各機関の長に通知するものとする。
- c 本部を廃止した場合においても、市長は、前各号と同様な手続きを行うものとする。

(エ) 事務の処理方法

本部を設置した場合の決定事項の事務処理は、次に掲げるところによる。

- a 災害対策の基本事項については、各班長(災害対策本部の組織)の決裁を得た後、本部員会議を経て決定する。
- b 他の機関等の協力を求める場合も原則として同様とする。
- c 応急対策の実施に関する事項については、主管部長の決裁を得て実施し、防災担当部長を経て本部長に報告する。

イ 本部の運営

本部の運営については、概ね次のとおり行う。

(7) 本部長は、本部を設置したときは、速やかに本部員会議を開催する。

- a 副本部長及び本部員は、直ちに本部に参集し、各部の配備体制とそれまでの緊急措置事項を報告する。

- b 本部員会議の協議事項は、災害の状況に応じその都度変わるが、概ね次のとおりとする。

－本部員会議での協議事項－

- 本部の配備体制等に関すること。
- 自衛隊、県及び他の市町村への派遣要請に関すること。
- 災害対策経費に関すること。
- 災害救助法の適用に関すること。
- その他災害対策の重要事項に関すること。

ウ 本部の運営上必要な資機材等の確保

統括・総務班長は、本部が設置されたときは次の措置を講じる。

(7) 本部開設に必要な資機材等の準備

- a 福山市域の図面及び住宅地図等、地図類の確保
- b 各防災関係機関の名簿等の災害対策関係者名簿の確保
- c 災害情報受信票その他の書式類の確保
- d その他必要な資機材の確保

(4) 通信手段の確保

情報伝達のための有線及び無線通信設備の被害状況を迅速に把握し、機器の準備及び応急復旧を行い、通信手段の確保に努める。

- a 福山市災害情報システム
- b IP無線機
- c 衛星携帯電話
- d その他必要な通信手段

(7) 自家発電設備の点検

建築部設備課長に依頼して、停電に備えて自家発電設備の再点検を行い、電源の確保が図れるようにしておくこと。

(5) 災害予防又は災害応急対策に必要な協力の求め

災害対策本部長は、災害予防又は災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、防災関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の表明等の必要な協力を求めることができる。

※ 本部の組織・運営については、この計画に定めるもののほかは、福山市災害対策本部条例及び「福山市災害対策マニュアル 風水害対策編」等に定めるところによる。

3 職員の配備及び動員

(1) 災害の発生又は発生のおそれがある場合の配備体制の時期及び内容

災害に対処するため、市長(本部長)は、災害の状況に応じて「福山市災害対策マニュアル 風水害対策編」により必要な体制をとるものとする。

各所属長は、所要の配備要員をあらかじめ指名し、休日や勤務時間外等に注意、警戒及び非常体制の指示を受けたとき、直ちに必要な指示ができるよう職員の住所及び連絡先を記載した名簿を作成しておく。動員に当たっては、災害対策本部が長期にわたって設置させることを想定し、交代要員やローテーションなどについて、あらかじめ定めるよう努める。

(2) 災害の発生又は発生のおそれがある場合においても、「福山市災害対策マニュアル 風水害対策編」により応急対策を推進する。

第2項 労働力確保計画

応急対策実施のため必要な要員の確保は、「第3章災害応急対策計画第3節組織、動員計画」に定めるところによるが、災害の態様により不足するときは、NPO・ボランティア等、日本赤十字奉仕団、女性連絡協議会、青年団等の諸団体の協力により確保する。

第3項 気象警報等の伝達に関する計画

1 気象等予報及び警報並びに土砂災害警戒情報の伝達

(1) 発表官署

発表官署	発表する場合	法令名
広島地方気象台	異常気象により災害が起こるおそれがある場合	気象業務法第13条及び第13条の2 水防法 第10条第1項
国土交通省中国地方整備局福山河川国道事務所 広島地方気象台 (共同)	芦田川 左岸 府中市久佐町字ツカ丸 286-50 地先から海まで 右岸 府中市諸毛町字永野山 3271-2 地先から海まで 高屋川 左岸 福山市神辺町字平野小字古市 173-2 地先から芦田川合流点まで 右岸 福山市神辺町大字川北字古市 1808-1 地先から芦田川合流点まで について洪水のおそれがある場合	水防法 第10条第2項 気象業務法 第14条の2第2項
広島県 土木建築局砂防課 広島地方気象台 (共同)	大雨警報発表中において、降雨により予測可能な土石流発生の危険度が高まった場合	土砂災害防止法 第27条 気象業務法 第11条
気象庁本庁	津波のおそれがある場合 地震動により重大な災害が起こるおそれがある場合は、強い揺れが予想される地域に対し緊急地震速報（警報）を発表する。また、これを報道機関等の協力を求めて住民等へ周知する。 （注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。	気象業務法 第13条及び第13条の2

(2) 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

(3) 種類及び発表の基準

ア 広島地方気象台が発表する注意報、警報及び特別警報

大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、広島県内の市区町ごとに現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値が時間帯ごとに示されて発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により実際に危険度が高まっている場所は「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市区町村等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。

(7) 注意報（掲載の基準は「福山市」の基準値）

種 類		発 表 基 準
一般 の 利 用 に 適 合 す る も の	風雪 注意報	雪を伴う強風により、災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には次の条件に該当するとき。 雪を伴い平均風速が陸上で 12m/s 以上、海上で 15m/s 以上になると予想されるとき。
	強風 注意報	強風により、災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には次の条件に該当するとき。 平均風速が陸上で 12m/s 以上、海上で 15m/s 以上になると予想されるとき。
	大雨 注意報	大雨により、災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には別表 1 の基準になると予想されるとき。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 である。
	大雪 注意報	大雪により、災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には次の条件に該当するとき。 12 時間の降雪の深さが、平地で 5 cm 以上になるか、山地で 10 cm 以上になると予想される場合。
	濃霧 注意報	濃い霧により、災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には次の条件に該当するとき。 視程が陸上で 100m 以下又は海上で 500m 以下になると予想されるとき。
	雷 注意報	落雷により、災害が発生するおそれがあると予想された場合。 また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥 注意報	空気の乾燥により、災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には次の条件に該当するとき。 最小湿度が 35% 以下で、実効湿度が 65% 以下になると予想されるとき。

なだれ 注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には次の条件に該当するとき。 降雪の深さが 40 cm 以上になると予想されるとき、又は積雪の深さが 50 cm 以上あって最高気温が 10℃ 以上になると予想されるとき。
着氷 注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が発生するおそれのあるとき。
着雪 注意報	著しい着雪により、通信線や送電線などへの被害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には次の条件に該当するとき。 24 時間の降雪の深さが、平地で 10 cm 以上になるか、山地で 30 cm 以上になり、気温 0～3℃ が予想されるとき。
融雪 注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には、浸水害、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるとき。
霜注意報	晩霜により、農作物への被害が予想された場合。具体的には最低気温が次の条件に該当するとき。 ※晩霜期最低気温が 4℃ 以下と予想されるとき。
低温 注意報	低温による農作物等への著しい被害が予想される場合。具体的には次の条件に該当するとき。 ※冬期：最低気温が -4℃ 以下と予想されるとき。 夏期：最高気温又は最低気温が平年より 6℃ 以上低いと予想されるとき。

種		類		発 表 基 準	
一般の 利用に 適合するもの	波浪注意報		高い波により、災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には次の条件に該当するとき。 有義波高(注 4)が 1.5m以上になると予想されるとき。		
	洪水注意報		上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には別表 1 の基準に到達することが予想されるとき。ハザードマップにより災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 である。		
	高潮注意報		台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起する場合。具体的には標高 2.2m以上になると予想されるとき。 高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル 3 に相当。		
	地面現象 注意報※ 1		大雨・大雪等による山崩れ、地すべり等により、災害が発生するおそれがあると予想された場合。		
	浸水注意報※ 1		大雨・長雨・融雪等の現象に伴う浸水により、災害が発生するおそれがあると予想された場合。		
水防活動 の 利用に 適合するもの※ 2	水防活動 用気象注 意報	大雨 注意報	一般の利用に適合する大雨注意報の発表をもって代える。		
	水防活動 用高潮注 意報	高潮 注意報	一般の利用に適合する高潮注意報の発表をもって代える。		
	水防活動 用洪水注 意報	洪水 注意報	一般の利用に適合する洪水注意報の発表をもって代える。		

(4) 警報(掲載の基準は「福山市」の基準値)

種 類		発 表 基 準
一 般 の 利 用 に 適 合 す る も の	暴風雪警報	暴風雪により、重大な災害が起こるおそれがある場合。具体的には次の条件に該当するとき。 雪を伴い、平均風速が陸上で 20m/s 以上、海上で 25m/s 以上になると予想されるとき。
	暴風警報	暴風により、重大な災害が起こるおそれがある場合。具体的には次の条件に該当するとき。 平均風速が陸上で 20m/s 以上、海上で 25m/s 以上になると予想されるとき。
	大雨警報	大雨により、重大な災害が起こるおそれがある場合。具体的には別表 1 の基準に到達することが予想されるとき。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。
	大雪警報	大雪により、重大な災害が起こるおそれがある場合。具体的には次の条件に該当するとき。 12 時間の降雪の深さが、平地で 15cm 以上になるか、山地で 25cm 以上になると予想されるとき。
	波浪警報	風浪・うねり等により、重大な災害が起こるおそれがある場合。具体的には次の条件に該当するとき。 有義波高(注 4)が 2.5m 以上になると予想されるとき。
	洪水警報	津波・高潮以外による洪水により、重大な災害が起こるおそれがある場合。具体的には別表 1 の基準に到達することが予想されるとき。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。
	高潮警報	台風等による海面の異常な上昇により、重大な災害が起こるおそれがある場合。具体的には福山港の潮位が標高 2.6m 以上になると予想されるとき。避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。
	地面現象警報※ 1	大雨・大雪等による山崩れ、地すべり等により、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。
	浸水警報 ※ 1	大雨・長雨・融雪等の現象に伴う浸水により、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。
適 水 合 防 す 活 る 動 の 警 ※ 報 2 用 に 報	水防活動 用気象警 報	大雨警報
	水防活動 用高潮警 報	高潮警報
	水防活動 用洪水警 報	洪水警報

(注) 1 ※ 1 は、標題を出さないで気象注意報・警報に含めて行う。

※ 2 は、一般の利用に適合する大雨、高潮、洪水の各注意報、警報に代えて行い、水防活動用の語は用いない。

※ は、要素が気象官署のものであることを示す。

2 注意報、警報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また新たな注意報、警報が発表されるときは、これまで継続中の注意報、警報は自動的に解除され新たな注意報、警報に切り替えられる。

3 注意報及び警報は、当該気象等の現象の発生予想地域を技術的に特定することができる場合には、地域を指定して発表する。

4 有義波高とは、測器による一連の観測で得られた個々の波を、波高の大きい順に並び替え、高い方から数えて全体の 1/3 の数の波について平均値をとったものである。目視観測によ

る波高は有義波高とほぼ等しいといわれている。

(ウ) 特別警報

種 類			発 表 基 準
一 般 の 利 用 に 適 合 す る も の	大雨特別警報		台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報		数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。
	暴風特別警報		数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合。
	暴風雪特別警報		数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。
	波浪特別警報		数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合。
	高潮特別警報		数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。
水防活動の 利用に 適合するも の	水防活動用 気象警報	大雨特別警報	一般の利用に適合する大雨特別警報の発表をもって代える。
	水防活動用 高潮警報	高潮特別警報	一般の利用に適合する高潮特別警報の発表をもって代える。

(I) 地震など大規模災害発生後に暫定的に運用する大雨警報・注意報、洪水警報・注意報、土砂災害警戒情報等の発表基準

地震の揺れの大きさや被害の規模に応じ、地盤や建物等の弱体化を考慮し、広島地方気象台は広島県等と必要性を調整のうえ、被災地域に対する大雨警報・注意報、洪水警報・注意報、土砂災害警戒情報等について、発表基準を下げた暫定基準により運用する。

暫定基準は、事象発生後に確認あるいは想定される被災状況等に応じて、広島地方気象台が広島県等と調整のうえ、大雨警報・注意報、洪水警報・注意報、土砂災害警戒情報等の種類ごとに検討し、通常の実発基準に一定の割合をかけるなどにより決定する。

ただし、大規模地震が発生し直後に大雨が予測される場合で、暫定基準の迅速な調整が困難な場合には、地震発生後速やかに実施する当面の措置として、広島地方気象台は、地域における震度の状況等を考慮のうえ必要と判断される場合には、大雨警報・注意報、洪水警報・注意報、土砂災害警戒情報等について、あらかじめ定めた暫定基準により運用する。

暫定基準による運用実施後は、広島地方気象台は広島県等と調整のうえ、定期的（概ね1ヶ月ごと）に、被災地域の復旧状況及び気象災害発生状況等を考慮のうえ、暫定基準の適否及び運用継続等を見直す。

警報・注意報発表基準一覧表（福山市）（別表１）

大雨注意報、大雨警報

種類	警報・注意報	表面雨量指数 （浸水害）	土壌雨量指数基準 （土砂災害）
大雨	注意報	8	96
	警報	12	125

洪水注意報、洪水警報

種類	警報・注意報	流域雨量指数基準	指定河川洪水 予報による基準
洪水	注意報	小田川（山野方面）流域=17.2、瀬戸川流域=11.2、高屋川流域=12.2、服部川流域=6.9、有地川流域=8.7、神谷川流域=13.3、河手川流域=4.7、吉野川流域=3.7、加茂川流域=8.8、四川流域=4.8、箱田川流域=5.2、手城川流域=3.3、山南川流域=8.2、新川流域=4.6、羽原川流域=4.9、本郷川流域=7.6、藤井川流域=11.3、本谷川（能登原方面）流域=4.1、菅田川流域=2.9、猪之子川流域=3.6、小田川（山手方面）流域=3.3、本谷川（津之郷方面）流域=3、加屋川流域=2.1、狭間川流域=4.6、西谷川流域=3.3、市原川流域=3.5、堀町川流域=4、久田谷川流域=3.9、小山田川流域=2.3、戸手川流域=3、砂川流域=5.5、見谷川流域=5.6、父尾川流域=6.3、藤尾川流域=4.7、本永谷川流域=2.5、百谷川流域=3.9、深水川流域=2.8、堂々川流域=3.6、竹田川流域=7.3、高尾川流域=5.6、矢川流域=7.3、下原川流域=5.5 洪水注意報の複合基準（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表している。 芦田川流域=（5、39.5）、瀬戸川流域=（5、10.6）、手城川流域=（6、3.1）、羽原川流域=（5、4.9）	芦田川〔矢野原・府中・山手〕、高屋川〔御幸〕
	警報	小田川（山野方面）流域=21.5、瀬戸川流域=14.1、高屋川流域=15.3、服部川流域=8.7、有地川流域=10.9、神谷川流域=16.7、河手川流域=5.9、吉野川流域=4.6、加茂川流域=11、四川流域=6.1、箱田川流域=6.6、手城川流域=4、山南川流域=10.3、新川流域=5.7、羽原川流域=6.3、本郷川流域=9.6、藤井川流域=14.2、本谷川（能登原方面）流域=5.1、菅田川流域=3.8、猪之子川流域=4.6、小田川（山手方面）流域=4.2、本谷川（津之郷方面）流域=3.8、加屋川流域=2.7、狭間川流域=5.7、西谷川流域=4、市原川流域=4.4、堀町川流域=5、久田谷川流域=4.8、	

	小山田川流域=3、戸手川流域=3.7、砂川流域=6.9、 見谷川流域=7、父尾川流域=7.9、藤尾川流域=5.9、 本永谷川流域=3.3、百谷川流域=4.8、 深水川流域=3.6、堂々川流域=4.5、竹田川流域=9.2、 高尾川流域=7.1、矢川流域=9.2、下原川流域=6.9 洪水警報の複合基準（表面雨量指数、流域雨量指数） の組み合わせによる基準値を表している。 瀬戸川流域=（6、11.8）、 羽原川流域=（6、5.4）	
※洪水に関する情報については、流域雨量指数を基に1km単位のメッシュ情報を公表し、1箇所でも基準値を超えれば気象警報を発表する。		

※土壌雨量指数・・・降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に溜まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1km四方の格子（メッシュ）に分けて算出する。

※表面雨量指数・・・短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標で、地面の被覆状況や地質、地形勾配等を考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかタンクモデルを用いて数値化したもの。タンクモデルによる流出量に地形補正係数を乗じて、1km四方の格子（メッシュ）に分けて算出する。

※流域雨量指数・・・降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1km四方の格子（メッシュ）に分けて算出する。

（オ）キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

キキクル等の種類と概要

種 類	概 要
土砂キキクル （大雨警報（土砂災害） の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
浸水キキクル （大雨警報（浸水害） の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
洪水キキクル （洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表事象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

(カ) 早期注意情報（警報級の可能性）

5 日先までの警報級の現象の可能性が「高」、「中」の 2 段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（広島県南部・北部）で、2 日先から 5 日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（広島県）で発表される。大雨、高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル 1 である。

(キ) 線状降水帯による大雨の可能性の半日程度前からの呼びかけ

「顕著な大雨に関する気象情報」の発表基準を満たすような線状降水帯による大雨の可能性が高いことが予想された場合に、府県単位で線状降水帯による大雨となる可能性を半日程度前から気象情報において、「線状降水帯」というキーワードを使って呼びかける。

大規模地震発生後速やかに実施する当面の措置としての暫定基準

対 象	大雨警報・注意報の暫定基準
震度 5 強を観測した市区町	土壌雨量指数基準を通常の 8 割とする
震度 6 弱以上を観測した市区町	土壌雨量指数基準を通常の 7 割とする

イ 気象庁本庁が発表する津波警報等の種類及び内容

(7) 種類

- a 大津波警報・津波警報：担当する津波予報区において津波による重大な災害のおそれがあると予想されるとき発表する。
- b 津波注意報：担当する津波予報区において津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表する。
- c 津波予報：津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表する。

(イ) 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約 3 分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が 8 を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおよそ 15 分程度で、求められる地震規模（モーメントマグニチュード）をもとに、予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。

a 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

種 類	発表基準	想定される被害と 取るべき行動	発表される津波の高さ	
			数値での発表（予想される津波の高さ区分）	巨大地震の場合の発表
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。	10m超 (10m< 予想される津波の最大波の高さ)	巨大
			10m (5m< 予想される津波の最大波の高さ ≤ 10m)	
			5m (3m< 予想される津波の最大波の高さ ≤ 5m)	
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。	3m (1m< 予想される津波の最大波の高さ ≤ 3m)	高い
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで、0.2m以上、1m以下である場合であって、津波による災害のおそれがある場合	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。	1m (0.2m ≤ 予想される津波の最大波の高さ ≤ 1m)	(表記しない)

- (注) 1 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- 2 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。
- 3 津波による災害のおそれがなくなつたと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留

意事項を付して解除を行う場合がある。

- 4 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。
- 5 地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。

b 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき。（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき。（津波に関する他の情報に含めて発表）	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき。（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

ウ 国土交通省中国地方整備局福山河川国道事務所と広島地方気象台が共同で発表する注意報及び警報（臨時の洪水予報を除く）

標 題	種 類	発 表 基 準
芦田川氾濫発生情報 高屋川氾濫発生情報	洪水警報（発表）又は洪水警報	・ 氾濫が発生したとき ・ 氾濫が継続しているとき 災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当
芦田川氾濫危険情報 高屋川氾濫危険情報		・ 急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫危険水位に到達したとき ・ 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき地元の自治体が避難指示を発令する目安となる情報。避難が必要とされる警戒レベル4に相当
芦田川氾濫警戒情報 高屋川氾濫警戒情報		・ 氾濫危険水位に達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） ・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く） 地元の自治体が高齢者等避難を発令する目安となる情報。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当

芦田川氾濫注意情報 高屋川氾濫注意情報	洪水注意報 (発表)又は 洪水注意報	・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・ 避難判断水位に達したが、水位の上昇が見込まれないとき。避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
芦田川氾濫注意情報 (警戒情報解除) 高屋川氾濫注意情報 (警戒情報解除)	洪水注意報 (警報解除)	・ 氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く） ・ 氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く）
芦田川氾濫注意情報解除 高屋川氾濫注意情報解除	洪水注意報 解除	・ 氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき

臨時の洪水予報については、氾濫発生情報、氾濫危険情報又は氾濫警戒情報の発表中等に、今後河川氾濫の危険性が高い場合において、発表されている大雨特別警報の警報等への切替時に、河川氾濫に関する情報として発表する。

エ 広島県土木建築局砂防課と広島地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度がさらに高まったときに、対象となる市町を特定して発表

区分	発表・解除基準
土砂災害警戒情報	・ 発表基準 大雨警報または大雨特別警報発表中において、実況雨量及び気象庁が作成する降雨予測に基づいて基準に達したときとする。なお、地震や火山噴火等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合は、広島県と広島地方気象台は基準の取り扱いについて協議するものとする。 ・ 解除基準 基準を下回り、かつ短時間で再び基準を超過しないと予想されるときとする。ただし、大規模な土砂災害が発生した場合等には、広島県土木建築局と広島地方気象台が協議のうえ基準を下回っても解除しない場合もあり得るが、降雨の実況、土壌の水の含み具合、及び土砂災害の発生状況等に基づいて総合的な判断を適切に行い、当該地域を対象とした土砂災害警戒情報を解除することとする。 ・ 地震等発生後の暫定基準 地震や火山噴火等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合は、広島県土木建築局と広島地方気象台は暫定基準を用いるものとする。

オ 気象庁本庁が発表する緊急地震速報（警報）

区分	発表基準
緊急地震速報 (警報)	気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が観測される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

（注） 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

(4) 市に対する伝達

気象予警報等は、次の機関から市に伝達される。

予 警 報 の 区 分	伝 達 機 関	伝 達 方 法	受 領 先
ア 一般の注意報・ 警報及び火災 気象通報	県危機管理監	電話 W e b 会 議 シ ステム	総務部危機管理防災課 (勤務時間外、土曜、日曜及び休日 等は、警備員室) 消防局
	N T T 福岡センター (警報のみ)	〃	総務部危機管理防災課
イ 広島県防災情報 システム	県危機管理監	オンライン	総務部危機管理防災課 消防局
ウ 土砂災害発生 監視システム	県東部建設事務所	電話 W e b 会 議 シ ステム ファク シミリ	建設管理部建設政策課

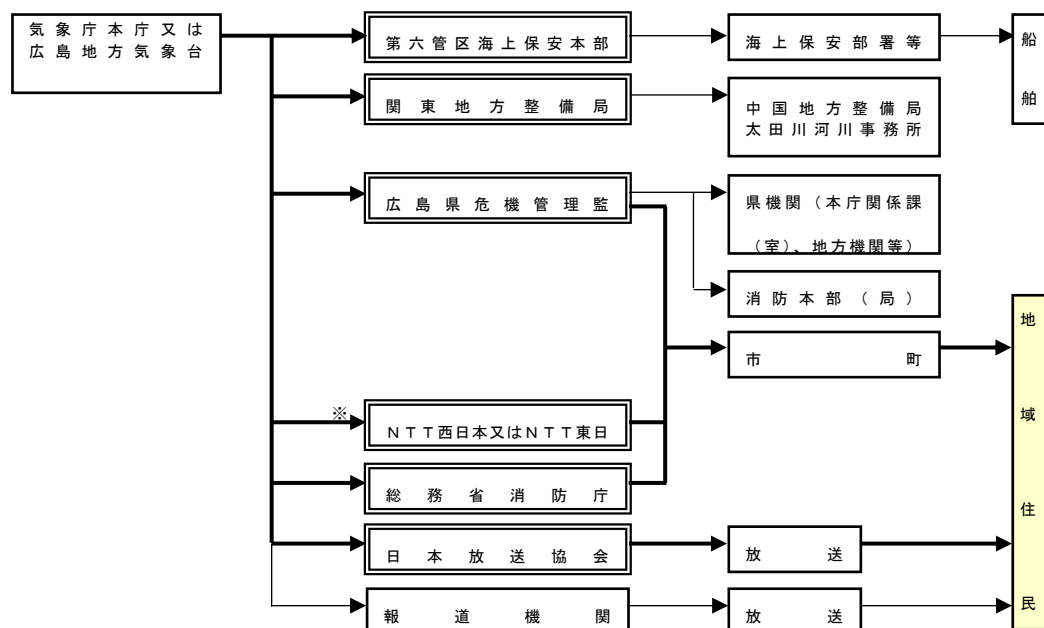
(5) 伝達を受けた場合の市の措置

ア 関係機関から気象予警報等の伝達を受けた場合、危機管理防災課(災害対策本部を設置した場合は総務班)は聞取書を作成し、必要に応じ関係各課及び出先機関へ周知する。

イ 住民への伝達は、緊急速報メール、登録制メール、広報車等により行う。

(6) 気象予警報等の伝達経路図

一般の注意報・警報・特別警報及び火災気象通報(津波予報を除く。)



(注) 1 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法に基づく法定伝達先。

2 太線は、特別警報が発表された際に、気象業務法によって通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

3 ※は、津波警報(同解除を含む。)のみオンラインにより伝達する。

4 「NTT西日本又は東日本」とは、西日本電信電話株式会社又は東日本電信電話株式会社を意味する。

(7) 火災予防上の気象通報

ア 気象の状況の通報

気象の状況が火災の予防上危険であると認められるときは、直ちに広島地方気象台から県危機管理監に通報があり、更に通報を受けた県危機管理監から、直ちに消防局に通報がある。

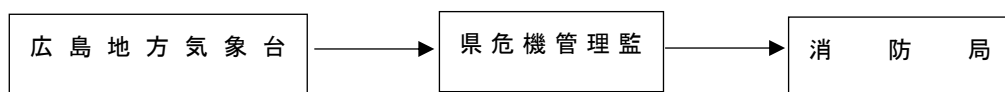
イ 通報の具体的な基準

広島地方気象台が、火災予防上の気象通報を行う場合の具体的な基準は、「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一とする。

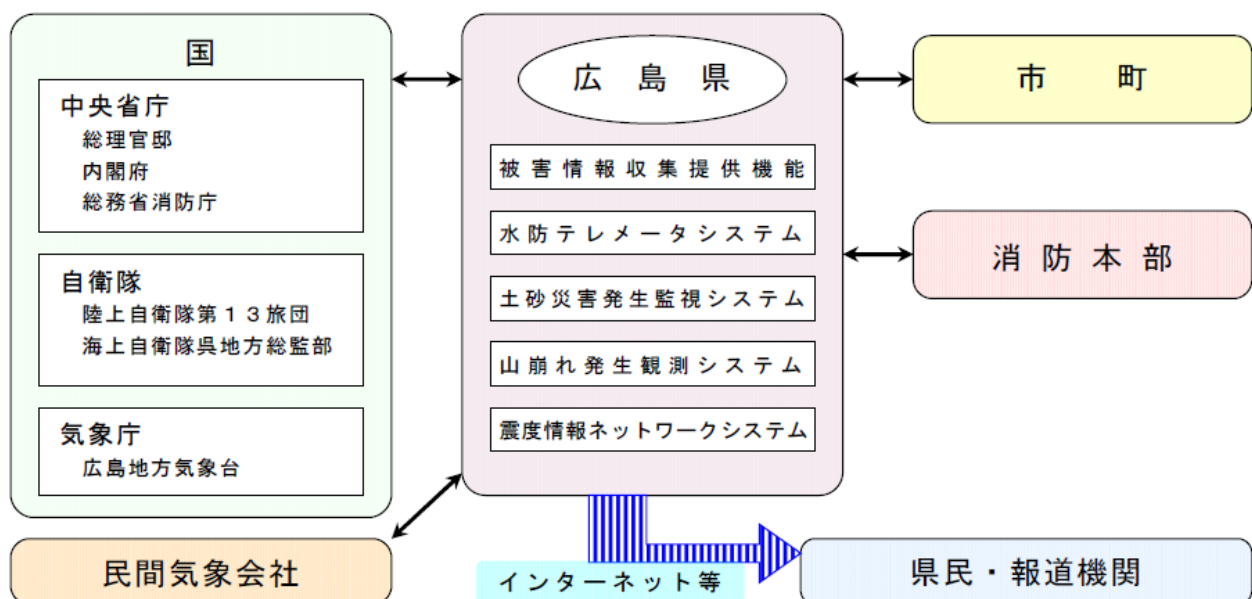
ただし、通報基準に該当する場合にあっても、降雨、降雪時には火災気象通報として通報しないことがある。

ウ 通報の伝達経路

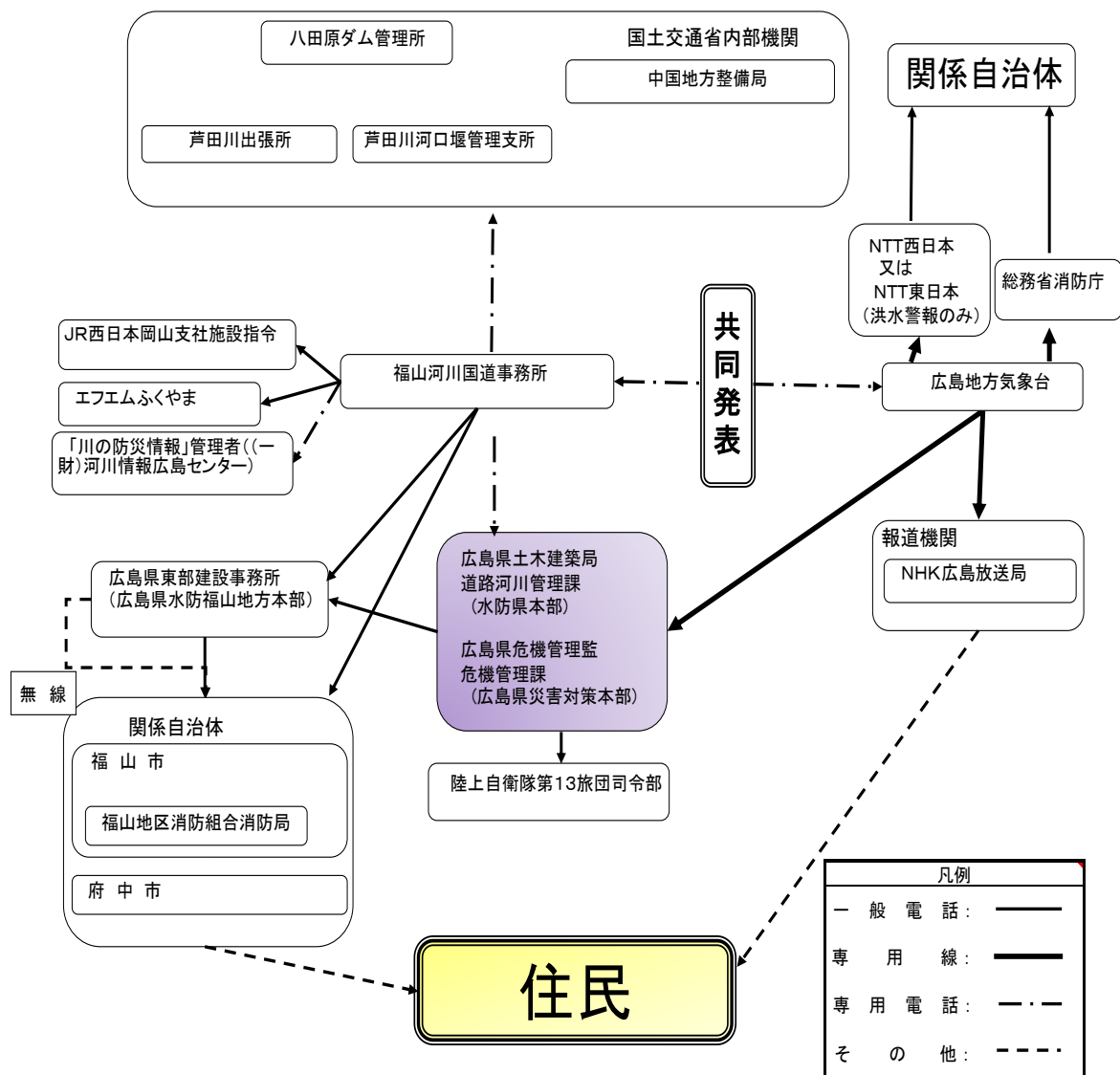
広島地方気象台が行う火災予防上の気象通報は、次の経路により通報する。



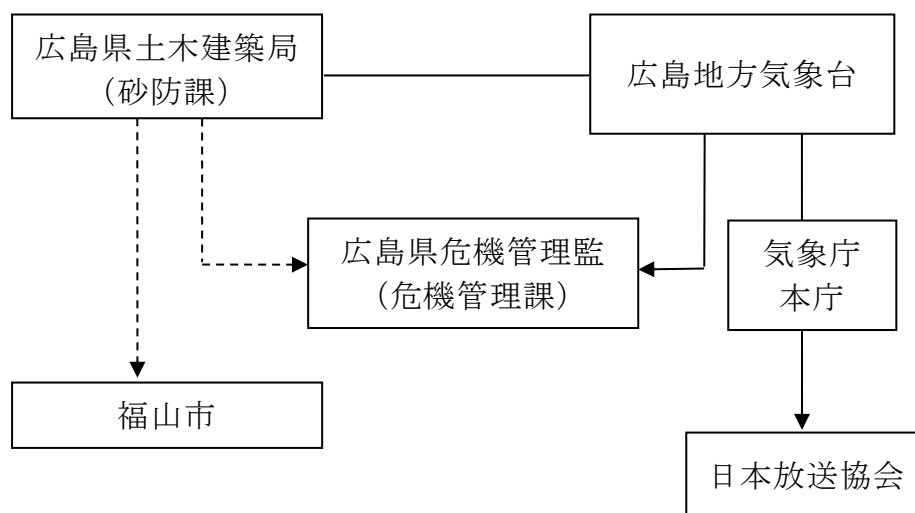
広島県防災情報システム概念図



(8) 水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項の規定により、中国地方整備局福山河川国道事務所と広島地方気象台が共同して発表する芦田川水系洪水予報の伝達経路



- (9) 基本法第 55 条及び気象業務法第 11 条の規定により，広島県土木建築局砂防課と広島地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報の伝達経路



—————：専用回線

- - - - -：F A X

2 防災行政無線等

福山市沿岸部に通信可能な防災行政無線を整備する。

- (1) 同報系 ア 周波数帯 60MHZ

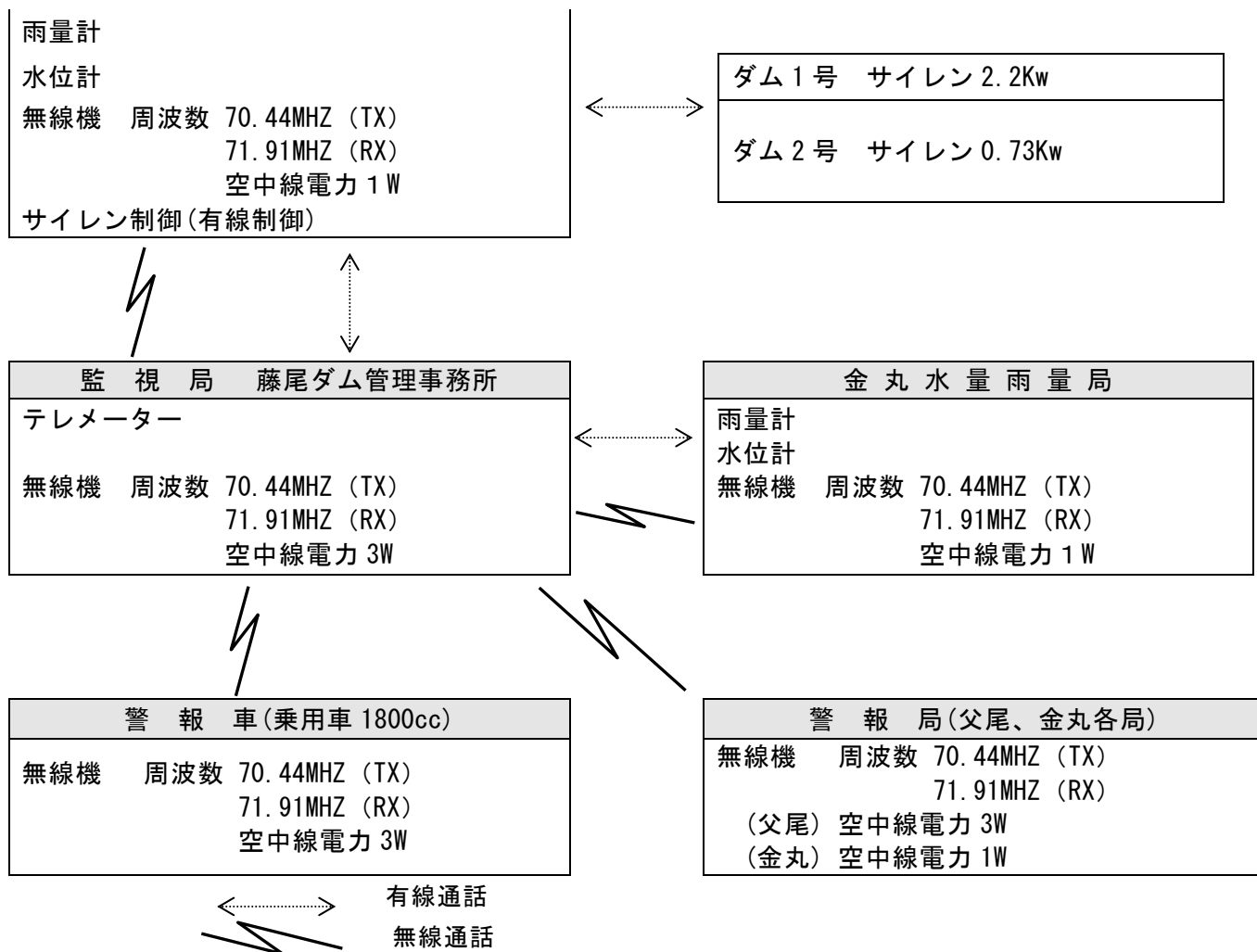
イ 設置場所等

デジタル式

種別	配置場所
親局	60 会議室(災害対策本部室)
中継局	神村町大谷山
遠隔制御局 (5 箇所)	危機管理防災課、松永市民サービス課、鞆支所、沼隈支所 消防局
屋外拡声子局 (再送信型) (2 箇所)	箕島南ヶ丘緑地 阿伏兔観音駐車場
屋外拡声子局 (37 箇所)	大門ふれあいプラザ、宮の谷南公園、長浜交流館 手城第 2 公園、三の川公園、曙六丁目公園 新涯ふれあい公園、栗の木公園、箕沖町市道、箕島浄水場 箕島第 1 公園、水呑ポンプ場、竹ヶ端集会所、旧高島交流館 石ノ塔、白茅緑地、鞆町市道、鍛冶駐車場、仙酔島 鞆平保育所、室浜県道、能登原交流館、桜さんさん広場 千年ポンプ場、小尾越交民館、大越緑地 城山ふれあい広場、池浜港市道、野島公園、柳津公園 神島第 2 公園、機織北公園、南松永機織緑地、高西南公園 走島唐船老人集会所、走島ふれあいプラザ、浦友市道
D/A I F 変換局	内海支所

3 藤尾ダム テレメータ、警報設備

ダ ム 局 藤尾ダム操作事務局



4 水防警報

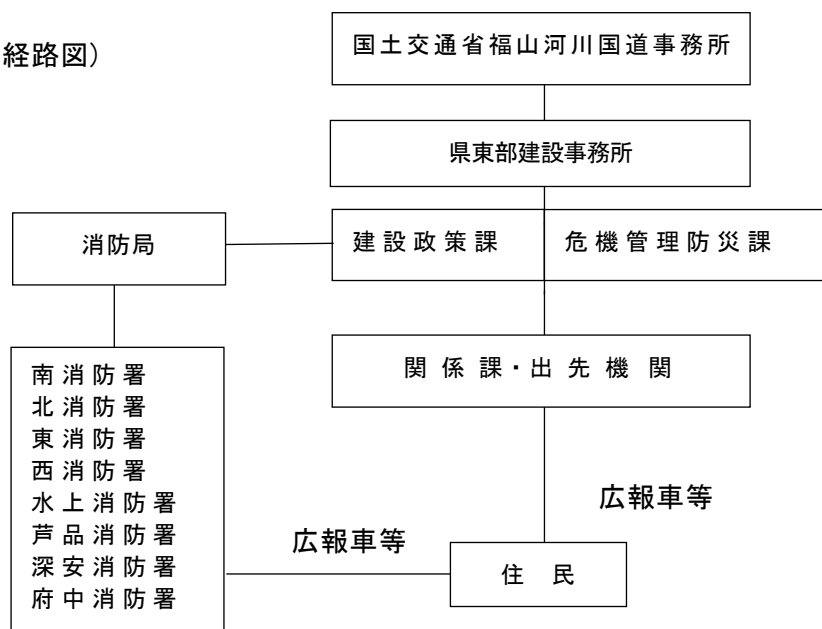
(1) 水防警報を行う河川、海岸及び発表担当者は、水防計画の定めるところによる。

(2) 水防警報の伝達

ア 県東部建設事務所長が発令した水防警報の伝達は、危機管理防災課で受領する。

イ 受領した水防警報は直ちに関係各課及び出先機関に通知するとともに消防団及び関係地区住民に周知させ、必要な体制を整える。

(伝達経路図)



(注)

この図中、「建設政策課」「危機管理防災課」について、災害警戒本部、または災害対策本部を設置した場合は「総務班」と読み替える。

(3) 水防警報発表対象河川

発表担当者	河川名	区 域	発表条件
国土交通大臣	芦田川 高屋川	府中市～海まで	山手水位観測所 準備 3.22m 出動 3.72m
			御幸水位観測所 準備 4.00m 出動 4.50m
知事	神谷川	渡上橋～芦田川合流点まで	神谷川新市水位観測所 準備 2.10m 出動 3.10m

第4項 住民等の避難誘導に関する計画

1 避難に関する計画

(1) 避難の指示

ア 避難の指示権者

(7) 基本法による場合

措置権者	措置する場合	措置内容	条 項
市 長	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人の生命、身体を保護し、災害の拡大を防止するため必要な場合	立退き、立退き先を指示等する。	第 56 条 第 60 条 1 項・3 項
警 察 官 海上保安官	同上の場合 市長が指示できないとき、又は市長が要求したとき。	同 上	第 61 条
市 長	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人の生命、身体に対する危険を防止するための警戒区域を設定した場合	災害応急対策従事者以外の者の立入り制限、禁止又は当該区域からの退去を命ずる。	第 63 条 第 1 項
警 察 官 海上保安官	同上の場合 市長又は委任を受けた市の吏員が現場にいないとき、又は市長等が要求したとき。	同 上	第 63 条 第 2 項
自 衛 官	同上の場合 市長その他市長の職権を行うことができる者がその場にいないとき。	同 上	第 63 条 第 3 項

※市長不在時の順位 第一副市長 → 第二副市長

(イ) その他法令による場合

措置権者	措置する場合	措置内容	根拠法令
消防吏員 消防団員	火災の現場で消防警戒区域を設定した場合	区域からの退去を命令	消防法(昭和 23 年法律第 186 号) 第 28 条第 1 項
警察官	同上の場合で消防吏員等が現場にいないとき、又は消防吏員等の要求があったとき	同 上	消防法 第 28 条第 2 項
水防団長 水防団員 消防機関に属する者	水防上緊急の必要があるため警戒区域を設定した場合	同 上	水防法(昭和 24 年法律第 193 号) 第 21 条第 1 項
警察官	同上の場合で、水防団長等が現場にいないとき、又は水防団長等の要求があったとき	同 上	水防法第 21 条第 2 項
知事、その命を受けた 県職員水防管理者	洪水、高潮の氾濫により著しい危険が切迫した場合	必要と認める区域の居住者に立退きを指示	水防法第 29 条
知事、その命を受けた 職員	地すべりの危険が切迫した場合	同 上	地すべり等防止法 (昭和 33 年法律第 30 号)第 25 条

警察官	人の生命、身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがある災害時において特に急を要する場合	関係者に警告を発し、危害を受けるおそれのある者を避難させる。	警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)第4条
自衛官	災害派遣を命ぜられた自衛官は、警察官がその場にいないとき、又は警察官職務執行法第4条の規定を準用する場合	同上	自衛隊法(昭和29年法律第165号)第94条

(ウ) 避難のための立退きを指示し、又は立退き先を指示したときは、速やかに、その旨を知事に報告する。

イ 避難指示

法令により権限を有する者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。

ウ 高齢者等避難の伝達

避難指示のほか、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、避難行動要支援者など特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難を伝達するものとする。また、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進することを求める高齢者等避難を伝達するものとする。

発災時には（災害が発生するおそれがある場合も含む。）、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

エ 伝達方法

避難の措置を実施したときは、当該実施者は速やかにその内容を防災行政無線（同報系）、Ｌアラート（広島県防災情報システム）、広報車、サイレン、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。）、携帯電話（登録制メール、緊急速報メールを含む。）、インターネットなど多種多様な手段を通じて直接住民に伝達する。また、必要に応じて、防災関係機関及び自主防災組織等の協力を得て住民への周知徹底を図る。この場合において、高齢者や障がい者等の要配慮者となりうる者や一時滞在者等に対する伝達について十分考慮するものとする。また、住民の避難行動につながるよう、分かりやすく、かつ、危機意識が高まるような内容で伝達するよう努める。夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討するものとする。

オ 避難の指示等についての注意事項

(ア) 避難指示等は、発令者、避難を命ずる理由、避難対象地域、緊急避難場所及び経路を明確にして行うこととし、緊急避難場所は、あらかじめ選定しておく。躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

(イ) 災害発生状況、土砂災害等の危険箇所の異常の有無等、避難指示等を発するための情報の収集方法等についてあらかじめ定めておく。

(ウ) 土砂災害警戒区域等、あらかじめ危険が予測される区域について、避難指示等の発令単位として事前に設定し、雨量、水位、潮位、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報等を用い、避難指示等を発する場合の具体的基準を設定しておく。特に、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とする。

なお、安全な場所にいる人まで緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。

- (エ) 避難指示等を住民に伝達する方法を明らかにし、住民にあらかじめ徹底しておく。
- (オ) 危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとすべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。
- (カ) 台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。
- (キ) 避難指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の提供に努めるものとする。
- (ク) 災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、「近隣の安全な場所」への避難や「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努めるものとする。
- (ケ) 各法令による措置権者は、相互間の連絡を密にして、災害時において混乱を生じないように避難指示等の発令について事前によく協議しておくとともに、避難指示等を発令した場合は、速やかにその旨を相互に通知するものとする。
- (コ) 緊急の必要がある場合には、基本法による市長の措置権限を消防職員、消防団員その他の職員等に専決させることができる。

カ 避難指示等に係る助言

市長は、避難指示等をしようとする場合において、必要があると認めるときは、国又は県に対して助言を求めることができる。その際の、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な情報を整えておくものとする。

助言を求められた国又は県は、市が適切な時期に避難指示等を発令できるよう必要な助言を行うものとする。

また、国及び県は、時期を失することなく避難指示等が発令されるよう、市に積極的に助言するものとする。

国及び県は、市長による洪水時における避難指示等の発令に資するよう、市長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努めるものとする。

キ 避難指示等の解除を行った場合

市長は、避難指示等を解除したときは、避難指示等の発令の場合と同様にその周知を図る。

ク 避難指示等の解除の際の助言

市長は、避難指示等を解除しようとする場合において、必要があると認めるときは、国又は県に対し、当該解除に関する事項について、助言を求めることができる。その際の、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な情報を整えておくものとする。この場合において、助言を求められた国又は県は、適切な時期に避難指示等を解除できるよう必要な助言を行うものとする。

(2) 緊急避難場所・避難路の指定

ア 緊急避難場所・避難路の指定

市長は、緊急避難場所・避難路の指定に当たっては、周辺に崖くずれ、浸水、大火による輻射、工場の爆発などの危険がなく、災害時においても避難住民の安全が十分に保てると認められる場所など、地域条件等を考慮し、地域ごとに緊急避難場所を定めておくものとする。

また、被災地に近く集団的に受入れできる既存建物を優先し、野外仮設はできるだけ避けるものとする。

さらに、指定した緊急避難場所・避難路については、平素から広報等により住民への周知徹底を図ることとする。

なお、既存建物を利用する場合には、炊出設備その他の条件を考慮して、避難所として適切な施設から順次指定するものとする。

(7) 緊急避難場所の選定基準

- ・避難者一人当たりの必要面積は1㎡以上とする。
- ・要避難地区のすべての住民を受入れできるよう配置する。
- ・緊急避難場所内の木造建築物の割合は総面積の2%未満であり、かつ散在していること。
- ・緊急避難場所は、大規模な崖くずれ、地すべりや浸水などの危険のないところとする。
- ・木造密集市街地から300m以上、建ぺい率5%程度の疎開地では、200m以上、耐火建築物からは50m以上離れているところとする。

(4) 避難路の選定基準

- ・避難路中の道路、橋梁及びトンネル等、道路施設自体の安全性や周囲の状況について十分検討し、必要に応じて適切な措置を講ずる。
- ・道路の幅員は原則として15m以上とする。ただし、これに該当する道路がない場合は、概ね8m以上の幅員を有する道路を選定する。

(避難住民の安全を確保するため、幅員が15～10mの場合には、一般車両の通行規制、10m以下の場合には、緊急車両及び一般車両の通行規制等を行う必要がある。)

- ・避難路は、相互に交差しないものとする。
- ・避難路は、道路沿いに火災、爆発等の危険性の大きい工場等がない道路とする。
- ・洪水、高潮等による浸水や土砂災害等も考慮し海岸、河川及び急傾斜地沿いの道路は、原則経路として選定しないものとする。

イ 避難者の誘導

- (7) 避難者の誘導に当たっては、高齢者、幼少児、傷病者、女性、障がい者等を優先する。
- (4) 避難に当たっては、各避難者で行うことを原則とするが、自力で避難が不可能と認められる場合は、市において行うものとする。
- (ウ) 避難指導者は、避難に当たっては、携帯品を必要最小限度に制限し、円滑に避難できるよう適宜指導するものとする。
- (エ) 緊急避難場所又は避難路に障害物あるいは危険物がある場合は、市長の指示のもとに当該物件の除去、保安その他必要な措置を講じ、避難の円滑を図る。
- (オ) 交通孤立地区等が生じた場合、ヘリコプター、船舶による避難についても検討し、必要に応じて実施するものとする。

ウ 再避難の措置

誘導にあたる防災関係機関及び職員等は、正確な情報把握に努め、緊急避難場所や避難経路の状況が悪化した場合には、機を失することなく再避難等の措置を講ずる。

エ 土砂災害及び洪水災害に係る避難対策

- (7) 土砂災害防止法第7条第1項の規定により指定された土砂災害警戒区域(以下「警戒区域」という。)については、警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜の崩壊等のおそれがある場合の緊急避難場所等に関する事項その他円滑な警戒避難が行われるために必要な事項を定め、市民に周知しておく。
- (4) 市は、水防法第14条の第1項の規定により指定された浸水想定区域ごとに、洪水予報の伝達方法、緊急避難場所、その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を住民に周知する。

(3) 広域避難場所等

ア 広域避難場所

大規模な災害により、広域にわたって著しく大きな被害を及ぼすと予測される場合、市民の生命の安全を確保するため、大規模な避難に適する場所として、広域避難場所を指定する。

イ 一時避難場所

一時避難場所とは、広域避難場所へ避難する前の中継地点で、避難者が一時的に集合して様子を見る場所又集団を形成する場所とし、集合した人々の安全がある程度確保されるスペースをもち、又ボランティア等の活動の拠点となる公園、緑地、学校のグラウンド等をいう。

(4) 報告

避難指示等をした場合及び緊急避難場所を開設した場合は、次の方法により知事へ報告するものとする。

ア 報告先 県危機管理監(災害対策本部を設置した場合は本部情報連絡班)

イ 報告方法 広島県防災情報システム、総合行政通信網(Web会議システムを含む。)又は有線電話で行う。

ウ 報告事項

(ア) 避難指示等をした場合

- ・その理由、地区名、対象戸数、人員、指示した立ち退き先、日時
- ・避難の必要がなくなった場合、その理由、日時

(イ) 緊急避難場所を開設した場合

- ・緊急避難場所開設日時、場所、箇所数、受入れ人員、開設期間の見込み及びその他必要と認められる事項

(5) 土砂災害警戒区域及び特別警戒区域における警戒避難体制

土砂災害防止法第7条に基づき土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の指定を受けた区域について、次のとおり警戒避難体制を定める。

ア 本市と指定区域の住民等は協力して、緊急避難場所及び避難所を選定し、周知する。

イ 指定区域の住民等は、前兆現象などに注意し、異常を感じた場合や本市から「自主避難」の呼びかけがあった場合は、あらかじめ自分で探しておいた知人宅等に自主避難を行う。

ウ 指定区域の住民等は、本市から「避難指示等」があった場合は、あらかじめ定められた緊急避難場所等に避難する。

エ 本市と指定区域の住民等は協力して、迅速かつ適切な災害対応を図るため、緊急避難場所、避難経路、緊急連絡先(網)や居住者状況等を記載した帳票を作成し、相互に保持する。

オ 本市は、気象台から大雨注意報が発表され、引き続き降雨が予測される場合は、早期に指定区域を重点とした警戒巡視を実施する。

カ 本市は、警戒レベル相当情報が発表された場合は、今後の状況等から必要性を認めた場合に避難情報を発令する。

キ 避難指示等の防災情報については、緊急速報メール、防災行政無線テレビ、ラジオ、広報車等のあらゆる手段により伝達する。

ク 避難に当たっては、自主防災組織等が中心になって、障がい者や要介護者などの避難行動要支援者に配慮し、地域ぐるみで行うものとする。

第 4 節 災害発生後の応急対策

第 1 項 災害情報計画

1 目的

この計画は、災害が発生した場合において、被害地域の実態を的確に把握し、災害応急対策の実施に万全を期することを目的とする。

2 情報の収集伝達手段

(1) 通常の場合の経路

ア 災害の予防、未然防止又は拡大防止のための情報

(7) 基本法第 54 条第 4 項の規定により災害が発生するおそれのある異常な現象について通報を受けた市長は、速やかにその旨を県危機管理監に通報する。

また、緊急な対応を要する場合は、同時に関係のある県地方機関に通報する。

急傾斜地崩壊危険区域等の情報伝達

伝 達 者	伝達手段	伝 達 事 項
土木常設員 消防団各分団長	電 話 口 頭	危険区域内の状況 湧水・亀裂・竹木等の傾倒 人家等の損壊、住民滞在者の数等
タクシー協会等	電 話	がけ崩れ、冠水等による道路の通行障害

(4) 前項の場合において急施を要するときは、危機管理防災課(災害対策本部を設置した場合は総務班)は、県危機管理監への通報に先立ち気象現象については広島地方気象台に、その他については、その現象が直接影響する施設を管理する責任者に通報する。

(5) 前 2 号の通報を受けた県危機管理監は、災害の予防、未然防止又は拡大防止のため必要がある場合は、関係のある災害応急対策責任者及び庁内各課(室)を経て、県地方機関に通知する。

また、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、国(消防庁)や必要に応じて自衛隊等に通報し、初動体制に万全を期する。

なお、市が県へ報告すべき災害は、次のとおりである。

a 一般基準

- (a) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- (b) 市が災害対策本部を設置したもの
- (c) 災害が 2 市町村以上又は 2 県以上にまたがるもので、本市における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- (d) 気象業務法第 13 条の 2 に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの
- (e) 自衛隊に災害派遣を要請したもの

b 個別基準

- (a) 地震
 - ①市の区域内で震度 5 弱以上を記録したもの

- ②人的被害又は住家被害を生じたもの
- (b) 津波
 - ①津波警報又は津波注意報が発表されたもの
 - ②人的被害又は住家被害を生じたもの
- (c) 風水害
 - ①崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
 - ②洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
 - ③強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (d) 雪害
 - ①積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
 - ②積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの
- c 社会的影響基準

「a 一般基準」、「b 個別基準」に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合

イ その他の情報

施設の管理者は、災害に関係ある事実又は情報を知ったとき及び自己の管理する施設が災害を受けたときは、その情報及び被害の概況並びに災害に対してとった措置の概要を統括班（危機管理防災課）へ報告すること。

危機管理防災課は措置の概要を県危機管理監に通報する。

ウ 災害に関する民間団体への通知

前各号の経路により情報を受けた関係機関は、必要と認めたときは関係のある民間団体へ通知する。

エ 応急対策責任者相互の被害情報の交換

応急対策責任者は、自己の管理する施設が被害を受けたときは、被害の状況及びその災害に対する措置をできるだけ相互に通報する。

3 被害報告

市は、災害が発生した場合、応急対策を迅速に実施するため、基本法その他関係法令の規定に基づき、県に対して広島県防災情報システム等を利用して速やかに報告を行う。

また、災害発生直後は、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告するものとする。

ただし、一定規模の被害が発生した場合又は災害により死者若しくは行方不明者が生じた場合は、国（消防庁）へも報告するものとする。

大規模災害の発生による市機能の喪失等により、市が県への被害報告を行うことが困難となった場合、県は多様な手段を用いて、直接、情報収集に努めるものとする。

市及び県は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を、中央防災無線網等を活用し、官邸及び政府本部を含む防災関係機関への共有を図るものとする。

(1) 市内部の災害発生報告

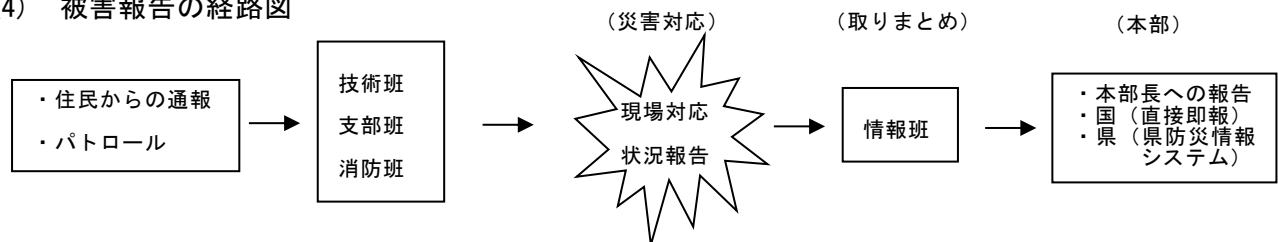
各所属・部署は、災害発生の直後及びその後の状況の変化に応じて迅速に被害状況を、災害対策本部へ福山市災害情報システム等により報告する。

(2) 報告を受けた災害対策本部は、速やかに広島県防災情報システムにより県危機管理監に報告する。

(3) 被害状況報告

- ア 各所属・部署は、災害に対する応急措置が完了したのち速やかに被害状況を災害対策本部へ福山市災害情報システム等により報告する。
- イ 災害対策本部は、被害状況を速やかに広島県防災情報システムにより県危機管理監に報告する。
- ウ 関係各課又は消防局は、関係法令その他の規定に基づいて被害状況を県の関係各課に報告するものとする。

(4) 被害報告の経路図



県が災害対策本部を設置する前の連絡先

県危機管理監

・ N T T 回線

T E L 082-228-2159(直通)

082-511-6720(直通)

・ 地域衛星通信ネットワーク(本庁舎内の内線電話からも通話可能)

T E L 50-101-2783~2786

県が災害対策本部を設置したときの連絡先

情報連絡班

・ N T T 回線

T E L 082-228-4483(直通)

・ 地域衛星通信ネットワーク(本庁舎内の内線電話からも通話可能)

T E L 50-101-2060~2065

(5) 国(消防庁)への直接報告

被害報告を県へ報告できない場合は、国(消防庁)へ直接報告するものとする。

なお、国(消防庁)への直接報告は原則として電子メールにより行う。

消防庁応急対策室

		平日(9:30~18:15) ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
N T T 回線	T E L	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
地 域 衛 星 通 信 ネ ッ ト ワ ー ク	T E L	50-048-500-90-49013	50-048-500-90-49101~49103
	F A X	50-048-500-90-49033	50-048-500-90-49036

第 2 項 通信運用計画

1 災害時の通信連絡の確保

(1) 災害時において通信連絡を迅速かつ確実にできるよう次の通信連絡体制を確保する。

ア 加入電話の非常申込み

災害時における緊急連絡を確保するため、福山局 084-921-2111 番の電話を非常用電話として登録するものとする。

イ 専用電話、有線電気通信設備等の利用

災害の態様により一般加入電話を利用することが困難な場合は、緊急通信の確保のため、他の機関の設置又は管理する通信施設を基本法第 57 条、第 79 条の想定により優先利用するものとする。

種 別	施 設 者	施 設 の 内 容
専用電話 (専用符号)	中国四国管区警察局	管内各警察本部及び警察署、派出所間に専用電話が設置してある。
	広島県警察本部	
	日本放送協会広島放送局 (株)中国放送	広島 ～ 福山、三次 広島 ～ 福山、五日市、廿日市、三次 福山 ～ 尾道
	消防局	管内各署及び分署、出張所間に専用電話が設置してある。
	広島テレビ放送(株) (株)テレビ新広島 (株)広島ホームテレビ	広島 ～ 尾道、福山 広島 ～ 矢野、福山 広島 ～ 福山
	広島労働局	広島 ～ 可部、大竹、竹原、東広島、三原、府中、三次、庄原、呉、因島、尾道、福山、五日市、廿日市
	日本通運(株) 広島県庁	広島 ～ 大竹、福山、呉 広島 ～ 呉、福山、大竹

ウ 無線施設の利用

災害時において有線通信施設を利用できないか、または著しく困難である場合、人命の救助、災害の救援等を内容とする通信については関係機関の設置又は管理する無線施設を利用する。

エ 衛星携帯電話

災害時に加入電話や内線電話が利用できない場合等に、防災拠点部署等との通信連絡確保のため衛星携帯電話を利用する。

オ I P 無線機

災害対応及び緊急避難場所開設時等に迅速克円滑に情報を伝えるため、市内部の情報伝達手段として I P 無線機を利用する。

(2) 通信施設の災害応急対策

災害を受けた通信施設の応急復旧は当該施設を設置又は管理する者が実施するが、市長はこれが円滑に行われるよう協力するものとする。

(3) 公衆電気通信設備の優先利用

ア 非常・緊急通話(非常・緊急電報)の申込み

防災関係機関は、応急対策の実施等について緊急かつ特別に必要な場合は、N T T 西日本に非常電報の申込みを行うものとする。

区 分	申込みダイヤル番号	応 答 先
非常・緊急電報	「115」	電報センター

イ 優先利用の承認及び取扱い

前記アの非常・緊急電報扱いを利用する発信電話は、『災害時優先電話』として、あらかじめNTT西日本に申し込み、承認を受けておくものとする。

優先取扱申込み先	電話番号
116センター	116

※また、災害時優先電話等に変更があった場合は、速やかにNTT西日本に変更を申し込み、承認を受けておくものとする。

ウ 特設公衆電話（無償）の要請

災害救助法等が適用された場合等に、緊急避難場所等に設置する無料電話をいう。

要請先	応答先
082-511-1377	NTT西日本中国支店設備部災害対策室

エ 臨時電話（有償）の申込み

30日以内の利用期間を指定して、加入電話の提供を受けるための契約電話（有料）をいう。

区分	申込みダイヤル番号	応答先
臨時電話等	「116」	116センター

※ 一般の電話申込みも、この番号とする。

オ 臨時携帯電話（有償）の申込み先【NTTドコモ】

臨時携帯電話の申込み先	電話番号
(株)ドコモCS モバイルレンタルセンター	0120-680-100

(4) 通信設備の防災計画

災害等が発生した場合における電気通信サービスを確保するため、設備を物理的に強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備を構築する。このために次の電気通信設備等の防災計画を実施する。

ア 電気通信設備等の高信頼化

- (ア) 豪雨、洪水、高潮又は津波等のおそれのある地域について、耐水構造化を行う。
- (イ) 暴風又は豪雪のおそれのある地域について、耐風・耐雪構造化を行う。
- (ウ) 地震又は火災に備えて、耐震・耐火構造化を行う。

イ 電気通信システムの高信頼化

- (ア) 主要な伝送路の多ルート構成又はループ構成とする。
- (イ) 主要な中継交換機を分散設置する。
- (ウ) 大都市において、とう道網（共同溝を含む）を構築する。
- (エ) 通信ケーブルの地中化を推進する。
- (オ) 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。
- (カ) 災害時優先電話について、加入者と協議し2ルート化を推進する。
- (キ) 移動体通信設備の高信頼化【NTTドコモ中国支社】

第5節 ヘリコプターによる災害応急対策計画

大規模災害時には、道路の損壊、建物や電柱の損壊により道路の通行が困難あるいは、孤立集落が生じることが予想されることから、機動性に優れたヘリコプターを活用した災害応急対策について定める。

1 活動体制

県内の防災関係機関が所有するヘリコプターには、県の防災ヘリコプター、広島市の消防ヘリコプターのほか、県警察及び海上保安庁のヘリコプターがある。

また、大規模災害時等は、他の都道府県の消防、防災ヘリコプターによる応援や災害派遣要請により自衛隊のヘリコプターの支援を受けることができることとなっている。

これらのヘリコプターを有効活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機及び無人航空機の運用に関し、県災害対策本部内に航空機の運用を調整する部署（航空運用調整班）を設置し、必要な調整を行うものとする。

2 活動内容

防災関係機関のヘリコプターについては、その特性を十分活用し、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 被災状況等の偵察、情報収集活動
- (2) 救急・救助活動
- (3) 救援隊・医師等の救援搬送
- (4) 救援物資・資機材等の搬送
- (5) 林野火災における空中消火
- (6) その他特にヘリコプターの活用が有効と認められる活動

3 活動拠点の確保

県及び市は、ヘリコプターによる災害応急対策活動を円滑に行うため、次の各号に掲げる項目を実施する。

- (1) 関係機関と連携して災害拠点病院や防災活動の拠点となるその他の重要な施設に緊急輸送ヘリポートを計画的に整備する。
- (2) 緊急時に着陸できる臨時ヘリポートの候補地を把握し、市町においては離着陸時の安全性を確保するための支援を行う。

4 安全運航体制の確保

- (1) 大規模災害時には、応援ヘリコプターや報道ヘリコプターなど多数のヘリコプターが被災地上空に飛来し、危険な状態となりやすいことから、二次災害防止のため、各ヘリコプター保有機関は連携して安全航空体制を確保する。
- (2) 航空運用調整班は、国交省、自衛隊、海上保安庁、県警察、広島市消防局等航空機運用関係機関の参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整などを行うものとする。
- (3) 航空運用調整班は、輻輳する航空機の安全確保及び航空機による災害応急対策活動の円滑化を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して航空情報（ノータム）の発行を依頼するものとする。また、無人航空機等の飛行から災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必

要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼をするものとし、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。

- (4) 災害時において、複数機のヘリコプターが飛来した場合の航空無線の周波数については、災害時飛行援助通信用周波数を使用する。
- (5) ヘリコプター離着陸時の安全確保のために地上支援要員を配慮するなど安全運航体制を確立する。

5 県及び広島市の消防・防災ヘリコプターの運航

(1) 基本的な考え方

県と広島市は、各自が所有するヘリコプターの災害出動、点検時間等について相互に調整し、県内における安定した航空消防防災体制の確立を図る。

(2) 市からの支援要請

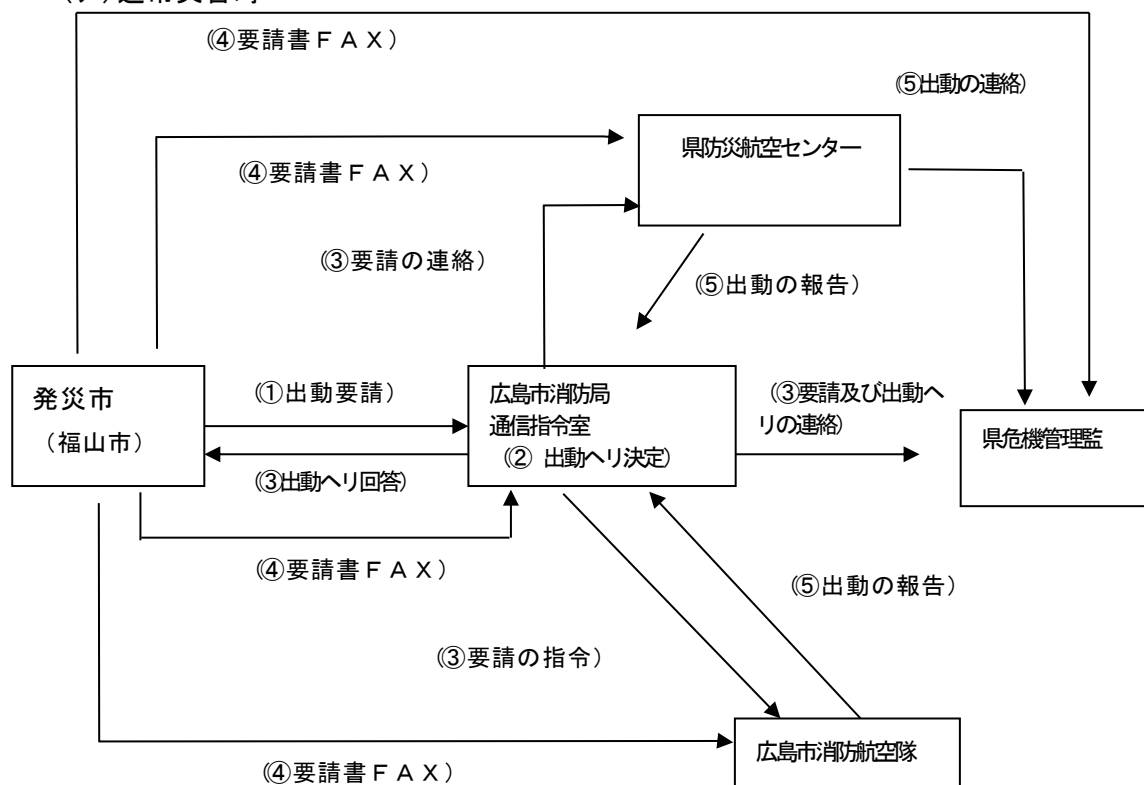
ア 支援の原則

市長（消防局を含む。）から出動要請を受けた県及び広島市は、公共性、緊急性、非代替性を勘案し、ヘリコプターによる支援の有効性及び必要性が認められる場合に支援を行う。

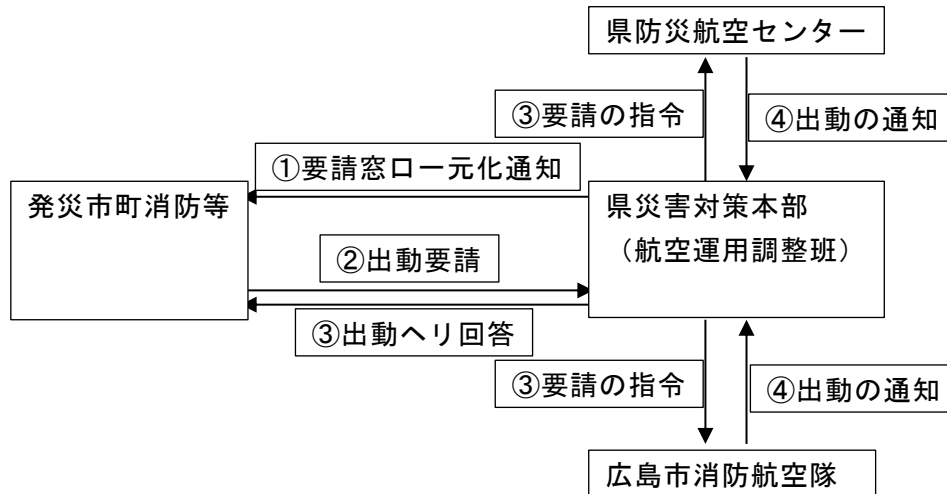
イ 要請方法

県及び広島市に対するヘリコプターの支援要請は次の図による。

(ア) 通常災害時



(イ) 大規模災害時



6 各機関への出動要請

(1) 海上保安庁

市は、海上保安庁へヘリコプターによる応援対策活動が必要な場合には、第六管区海上保安本部へ出動を要請する。

(2) その他

市は、「広島県内航空消防応援協定」、「広島県防災ヘリコプター応援協定」等に基づいて応援要請する。

(3) 他の都道府県及び消防機関の応援ヘリコプター

県は、「中国五県消防防災ヘリコプター相互応援協定（平成 23 年 3 月 1 日締結）」、「広島県・愛媛県消防防災ヘリコプター相互応援協定（令和 2 年 9 月 11 日締結）」に基づき、関係県知事に対し、応援要請する。

また、県及び市は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱（総務省消防庁）」、「緊急消防援助隊運用要綱」等に基づき、消防庁長官に対し、応援要請する。

7 ヘリポート候補地の状況

ヘリコプターによる防災活動を実施する場合のヘリポート候補地の状況は、資料編による。

第 6 節 災害派遣・広域的な応援体制

第 1 項 自衛隊派遣応援要請計画

1 災害派遣要請の基準

自衛隊の派遣要請は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき、指定地方行政機関、市及び指定地方公共機関等の防災能力をもってしても、十分な効果が得られない場合、その他特に要請者が必要と認める場合に行う。

なお、陸上自衛隊第 13 旅団長及び海上自衛隊呉地方総監等は、自衛隊法第 83 条及び基本法第 68 条の 2 の規定により、要請者から部隊等の派遣要請があり、事態やむを得ないと認める場合又はその事態に照らし特に緊急を要し、要請を待つ時間的な余裕がない場合は、速やかに部隊等を派遣して、災害救助活動を実施する。

2 要請の手続き

- (1) 本部長(市長)は、自衛隊に災害派遣を要請するときは、県(危機管理監)に対して次の事項を記載した文書をもって行う。

ただし、緊急を要する場合は、電話・Web 会議システム等により依頼し、事後、速やかに文書を提出する。

ア 災害の状況及び派遣を要請する理由 イ 派遣を希望する期間 ウ 派遣を希望する区域及び活動内容 エ その他参考となるべき事項
--

- ・ 県(危機管理監)の電話番号等連絡方法

TEL(代表)082-228-2111 (内線)2783~2786

“(直通)082-511-6720

- ・ 陸上自衛隊 第 13 旅団司令部 第 3 部防衛班

安芸郡海田町寿町 2-1

TEL 082-822-3101 内線 2410(時間内)

内線 2900(夜間・土日・祝日等)

- ・ 海上自衛隊 呉地方総監部防衛部 オペレーション

呉市幸町 8-1

TEL 0823-22-5511 (時間内・時間外)

内線 2823、2222(当直)

- (2) 県に対して、自衛隊災害派遣の要請ができない場合は、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定する者(陸上自衛隊第 13 旅団長、海上自衛隊呉地方総監等)に通知することができる。市長はその通知をしたときは、速やかに知事に通知する。

3 災害派遣部隊の活動

災害派遣部隊は、関係機関と緊密な連携の下、相互に協力して次の活動を行う。

- (1) 被災状況の把握及び通報

車両・艦艇・航空機等状況に適した手段による偵察を行い、被災状況を的確に把握し、必要に応じて防災関係機関に通報する。

(2) 遭難者の捜索、救助

行方不明者、負傷者が発生した場合は、原則として他の救援活動に優先して捜索、救助を行う。

(3) 人員及び救援物資の緊急輸送

特に要請があった場合又は旅団長等若しくは派遣部隊の長が必要と認める場合は、救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。特に緊急を要すると認められるものについては、航空機による輸送を行う。

(4) 給食及び給水支援

特に要請があった場合又は旅団長等若しくは派遣部隊の長が必要と認める場合は、給食及び給水支援を行う。

(5) 道路及び水路の確保

緊急通行路、避難所等への道路及び水路を重点に障害物を除去し、道路及び水路の確保にあたる。

(6) 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。

(7) その他

臨機の必要に応じ、避難者の誘導、通信支援、医療支援、消防活動など自衛隊の能力で対処可能なものについて所要の活動を行う。

4 災害派遣部隊の受入れ

本部長(市長)は、知事から自衛隊の災害派遣の通知を受けたときは、次のとおり部隊の受入措置を行う。

項 目	活 動 内 容
準備	応援を求める作業内容、所要人員その他について、派遣部隊の到着と同時に作業できるよう作業計画を立てるとともに、必要な資機材の確保・調達を行う。併せて、船艇が使用できる岸壁、派遣部隊の宿泊所、車両、資機材の保管場所等を準備する。 また、連絡職員を指名し、配置する。
受入れ	派遣部隊が到着した場合は、目的地に誘導するとともに、作業実施期間中は、現場に責任者を置き、他の機関との作業の競合重複を避けるよう派遣部隊指揮官と応援作業計画等について協議調整のうえ、作業の推進を図る。 なお、派遣部隊の仮宿泊施設は、原則として被災地近くの公共空地进行を準備する。
県への報告	派遣部隊の到着後、派遣部隊指揮官名、編成装備、到着日時、活動内容及び作業進捗状況を県に報告する。
派遣部隊の撤収要請	派遣部隊の撤収要請は、知事が市長及び派遣部隊指揮官と協議して行う。 市長は、災害派遣の目的を達成したとき又はその必要がなくなったときは、速やかに文書で知事に対しその旨報告する。 ただし、文書による報告に日時を要する場合は、口頭又は電話等をもって連絡し、その後文書を提出する。

第2項 応援要請計画

1 応援要請

市、県、県警察、防災関係機関は必要に応じて、他の機関に協力を要請し、応急措置等を迅速かつ円滑に遂行する。

(1) 知事等に対する応援要請

基本法第68条の規定により、知事に応援要請及び応急措置の実施を要請する場合は、県（危機管理監）に対して電話・Web会議システム等で要請し、後日速やかに文書を提出することとする。

連絡担当部局	連絡方法	
	時間内	時間外
広島県 危機管理監	○ N T T （ダ）082-513-2783～2786 （直）082-511-6720／（F）082-227-2122 ○地域衛星通信ネットワーク 50-101-2783～2786／（F）50-101-119	同左

要請は、次に掲げる事項を明らかにして行う。

- （ア）災害の状況及び応援を要請する理由
- （イ）応援を必要とする職種別人員
- （ウ）応援を必要とする資機材、物資等の品名・数量等
- （エ）応援を必要とする場所及び応援場所への経路
- （オ）応援を必要とする期間
- （カ）その他必要な事項

(2) 他の市町に対する応援要請

災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県内全市町による災害時の相互応援に関する協定等に基づき他の市町長に応援を求める。

(3) 緊急消防援助隊等消防の応援要請

大規模災害により、自らの消防力及び県内応援隊だけでは対応できず、緊急消防援助隊等消防の応援を受ける必要があると判断したときは、「広島県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、速やかに県知事に応援要請を行うものとする。

2 民間団体等への要請

(1) 要請の事項

災害時に医師会、自治会連合会、女性連絡協議会、防火協会、日赤奉仕団等の民間団体及び市民ボランティアに協力を要請する業務は、概ね次のとおりとする。

- ア 異常現象、危険箇所を発見した時の災害対策本部への通報
- イ 避難誘導、負傷者の救出・搬送等市民に対する救助・救護活動
- ウ 被害状況の調査補助業務
- エ 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分及び輸送等の業務
- オ 被災地内の秩序維持活動
- カ 道路啓開活動、公共施設等の応急復旧作業活動
- キ その他災害応急対策業務への応援協力

(2) 協力要請の方法

災害時に民間団体及び市民ボランティアへの協力の要請に当たっては、次の事項を明らかにして行う。

第3項 防災拠点に関する計画

1 目的

この計画は、県内で大規模災害が発生した場合、救援物資の輸送及び救援部隊集結のための拠点を確保するに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

2 救援拠点

(1) 拠点の指定及び開設

被災地における災害対策活動を迅速かつ効果的に実施するため、県は、既存の公園や体育館等の施設をあらかじめ救援拠点として指定し、災害発生時に必要に応じて開設する。

ア 救援物資輸送拠点

県外から送られてくる大量の救援物資の受入及び搬送のための拠点とする。

イ 救援部隊集結拠点

倒壊家屋等からの救出活動を迅速かつ効率的に行うための救援部隊の集結拠点とする。

(2) 配置計画

ア 救援物資輸送拠点

種類	施設	対象地域	場所
陸上対応	①救援物資搬入 ②救援物資一時保管用建屋 ③臨時ヘリポート用広場 ④その他（会議室、仮眠室等）	広島県東部	広島県立ふくやま産業交流館
海上対応	①輸送船接岸用バース ②救援物資搬入・搬出用広場 ③救援物資一時保管用建屋 ④臨時ヘリポート用広場 ⑤その他（会議室、仮眠室等）	福山港	福山港箕沖地区ふ頭用地 （耐震強化岸壁）

イ 救援部隊集結拠点

種類	施設	配置場所	場所
警察	①救援部隊集結用広場 ②その他（会議室、仮眠室等）	福山市周辺	福山平成大学グラウンド （自衛隊）
自衛隊			福山市上下水道局 千田浄水場
消防 （緊急消防 援助隊等）	①救援部隊集結用広場 ②便所棟		

ウ 救援部隊宿営場所

種類	配置場所	場所
消防 （緊急消防 援助隊等）	福山市周辺	・竹ヶ端運動公園（多目的グラウンド）

(3) 拠点施設の運営

ア 救援物資輸送拠点

市、ボランティア、広島県トラック協会等の協力を得て、県が運営する。

イ 救援部隊集結拠点

救援部隊である警察、消防、自衛隊において、独自に計画運営を行う。

第 7 節 救助・救急、医療及び消火活動

第 1 項 救難計画

1 災害時における被災者の救出・救護、その他人の生命の保護に対する措置

市長及び消防機関は、次の事項に関して実施の責任を有するとともに、県警察、知事の実施する措置に協力するものとする。

(1) 市長、消防機関の実施責任

実施責任者	実 施 事 項	根 拠 法 令
消防機関	災害により、住民の生命に危機が迫った場合、危険状態からの救出	消防組織法 (昭和 22 年法律第 226 号)
市 長	被災者の救出	災害救助法 (昭和 22 年法律第 118 号) 災害救助法施行細則 (昭和 23 年広島県規則 9 号)
市 長	災害時における身元不明、原因不明の遺体の取扱い	行旅病人及行旅死亡人取扱法 (明治 32 年法律第 93 号)
市 長	市の地先海域における海難の救助	水難救護法 (明治 32 年法律第 95 号)

(2) 他の実施責任者に対する協力

実施責任者	実 施 事 項
県 警 察	災害により、住民の生命に危険が迫った場合、危険状態からの救出・災害に起因する遺体の見分
知 事	災害救助法が適用された場合、被災者の救出、遺体の捜索、処理埋葬、障害物の除去
第六管区 海上保安本部	海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災地変その他救済を必要とする場合の救助

2 被災者の救出

市長が救難責務を有するが、直接の救出は消防機関、警察官がこれにあたる。市長は、救出作業が円滑に行われるよう配慮する。なお、災害救助法が適用された場合においても市長が実施責任者となり、県、消防機関、警察官の協力を得て救出にあたる。

3 海上救難

市の地先海面における海難については、消防機関等と協力して救助に当たるほか、海上保安部署は次により救難作業を実施する。

- (1) 警報等の伝達
- (2) 情報の収集
- (3) 海難救助等
- (4) 緊急輸送
- (5) 流出油等の防除
- (6) 危険物の保安措置

- (7) 物資の無償貸与及び譲与
- (8) 関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援
- (9) 海上交通安全の確保
- (10) 警戒区域の決定
- (11) 治安の維持

4 部隊間の活動調整

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。

また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

第2項 災害救護・助産計画

災害のため、傷病者の多発等により医療機関の受入可能な患者数を超えたり、被災地の医療機関の多くが損壊し、医療機能が著しく低下した場合など、被災地の医療能力だけでは、全ての傷病者に対応できない場合においても、住民に、十分な医療救護、助産が提供できるよう医療救護活動等に必要な事項を定める。

1 医療救護体制等の整備(平常時)

- (1) 県、基幹災害拠点病院（県立広島病院）及び防災関係機関は、平時から、迅速かつ的確な医療救護活動や公衆衛生活動が実施できるよう体制の整備、人材育成を図るものとする。
- (2) 県、基幹災害拠点病院（県立広島病院）及び防災関係機関は、あらかじめ連携に必要な情報等を共有しておくとともに、連携強化のための協議・訓練・研修等を行うものとする。
- (3) 災害拠点病院は、平常時から防災関係機関や他の災害拠点病院および近隣医療機関との連携関係を構築するとともに、災害時に速やかに情報共有できるよう広域災害・救急医療情報システム（以下「EMIS」という。）等の操作訓練等を実施する。

2 災害時における実施責任者及び実施内容

【第Ⅰステージ（災害発生直後の被災地域及び避難所開設時の支援）】

(1) 市

- ア 災害時には、災害時の医療救護活動に関する協定書に基づき、地区医師会及び医療機関との連携のもとに医療救護活動を実施する。
- イ 市の医療救護活動のみでは対処できない場合は、直ちに県等に協力を要請する。
- ウ 市は、被災者のメンタルヘルス対策のための相談、支援体制の整備を図るものとする。
- エ 災害救助法が適用された場合、知事が医療救護活動を行う責務を有するが、同法第13条及び同法施行令第17条の規定により知事が委任した場合は、市長が実施責任者となる。
- オ 災害時の二次的な健康被害を予防するため、保健師等による公衆衛生活動を実施する。

(2) 県

- ア 災害時には県災害対策本部を速やかに立上げ、保健医療福祉活動の総合調整を行うための本部（以下「保健医療福祉調整本部」）を設置し、保健医療福祉活動チームの派遣調整、医療救護活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を行うとともに、必要に応じて防災関係機関等への情報を整理する。
また、その調整に当たっては、被災地の保健医療福祉ニーズの把握、保健医療福祉活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行う災害医療コーディネーター、災害薬事コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンを配置する。
- イ EMISの活用等により、被災状況、医療機関の状況、被災者の医療ニーズ等に関する情報を総合的に把握し、情報を共有する。
- ウ 市の要請があった場合又は自ら必要と認めたときは、日本赤十字社広島県支部、災害拠点病院、広島県医師会等に医療救護活動を要請するとともに、医療救護班調整本部を設置し、各関係機関との情報共有、連絡調整を行う。
- エ 災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）の出動を要請した場合、県災害対策本部の指揮下にDMAT県調整本部を設置する。また、県災害対策本部に設置する合同対策会議等に統括DMATを受入れ、自衛隊や消防機関等防災関係機関と医療救護活動について調整を行う。

オ 県内DMA Tでの対応が困難な場合、統括DMA Tの判断を踏まえ、厚生労働省に他都道府県DMA Tの派遣を要請する。

カ 「災害時における広島県ドクターヘリの運航に係る要領」に基づきドクターヘリの災害運用を決定した場合は、一時的に平時のドクターヘリの運航を停止し、災害対策本部の消防救急班にドクターヘリ調整部を設置し、他の防災関係機関のヘリコプターとの調整のもと出動する。

キ 災害派遣精神医療チーム（以下「DPAT」という。）の出動を要請した場合、県災害対策本部の指揮下に広島DPAT調整本部を設置し、必要に応じて活動拠点本部を設置するとともに、広島DPATの指揮・調整、精神保健医療福祉に関する被災情報の収集、関係機関との連絡調整等を行う。

ク 県内DPATでの対応が困難な場合、広島DPAT統括者の判断を踏まえ、DPAT事務局へ他都道府県DPATの派遣を要請する。

ケ 被災状況に応じ、その地域内における救急医療から保健衛生等の時間の経過に伴う被災者の保健医療福祉ニーズの変化を踏まえた活動に留意するものとする。

コ 避難所に保健所職員で構成する調査班を派遣し、状況把握を行うとともに、必要に応じて複数の専門職からなる災害時公衆衛生チーム及びDPATの派遣を行う。

サ 県立病院は、治療中の患者等の安全の確保はもとより、他の災害拠点病院等と連携し、DMA T、医療救護班等による医療救護活動の実施や患者の受入に対応するものとする。

シ 県保健所は、災害対策支部を設置し、近隣医療機関等の被災状況を確認するなど、被害状況の収集に努める。また、管内の医療救護活動に関する調整を行う。

ス 避難所における保健所職員による状況把握や市からの情報収集に基づき、災害派遣福祉チーム（以下「DWA T」という。）の派遣について検討するとともに、災害福祉支援ネットワーク事務局と情報を共有する。

(3) 中国四国厚生局

県の要請があった場合又は自ら必要と認めたときは、独立行政法人国立病院機構との連絡調整を実施する。（災害時における医療の提供）

(4) 国立病院機構

県の派遣要請があった場合又は自ら必要と認めたときは、医療救護班派遣等による医療救護活動を実施する。

(5) 日本赤十字社広島県支部

県又は市の要請があった場合又は自ら必要と認めたときは、「日本赤十字社法（昭和27年法律第305号）」及び「災害救助法又は応援の実施に関する委託契約書（令和2年3月1日）」に基づき、医療救護班の派遣等による医療救護活動を実施する。

(6) 広島県医師会

市又は県の要請があった場合又は自ら必要と認めたときは、「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づき医療救護活動を実施する。

医療救護活動の実施に当たっては、県医師会長を補完する役割としてコーディネーターを設置、また、二次保健医療圏ごとに地域コーディネーターを設置して、全県あるいは圏域での指揮系統を確立し、関係機関の総合調整を行い、災害発生時の医療救護活動を円滑に行う体制を構築する。

(7) 災害拠点病院・協力病院

ア 病院で定める災害対応計画に従い、速やかに自院の被災、稼働状況を確認し、入院患者の安全確保を図るとともに、職員の参集・患者受入体制の構築を行う。

イ 機能喪失等により患者搬送等の必要が生じた場合は、県と密接に連携を図りながら、院内DMA T及び参集する院外DMA Tと協力し、患者搬送など必要な対応を行う。

ウ 自院の被害が少なく、県からの医療救護活動要請があった場合又は自ら必要と認める場合には、県と密接に連携を図りながら、重篤患者の受入やDMA Tの派遣等による医療救護活動の実施に対応する。

エ 自院がDMA T活動拠点本部となる場合には、統括DMA Tを受入れ、医療救護活動の調整を行うとともに、参集する院外DMA Tの支援の下で医療救護活動を実施する。

オ 自院及び近隣医療機関の被災・稼働状況などの情報をEM I Sへの登録などにより提供する。

(8) 災害拠点精神科病院

ア 病院で定める災害対応計画に従い、速やかに自院の被災、稼働状況を確認し、入院患者の安全確保を図るとともに、職員の参集及び精神科医療が必要な患者の受入体制の構築を行う。

イ 機能喪失等により患者搬送等の必要性が生じた場合は、県と密接に連携を図りながら院内D P A T及び参集する院外D P A Tと協力し、患者搬送など必要な対応を行う。

ウ 自院の被害が少なく、県からの精神科医療救護活動の要請があった場合又は、自ら必要と認める場合には、県と密接に連携を図りながら、精神科医療が必要な患者の受入やD P A Tの派遣等による精神科医療救護活動の実施に対応する。

エ 自院がD P A T活動拠点本部となる場合には、精神科医療救護活動の調整を行うとともに、参集する院外D P A Tの支援の下で精神科医療救護活動を実施する。

オ 自院及び近隣の精神科医療機関の被災・稼働状況等の情報をEMISへの登録などにより提供する。

【第Ⅱステージ（被災地の医療機関、避難所の支援）】

(1) 市

ア 市は、災害時には、「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づき、地区医師会及び医療機関との連携のもとに医療救護活動を実施する。

イ 市の医療救護活動のみでは対処できない場合は、直ちに県等に協力を要請する。

ウ 市は、災害における被災者のメンタルヘルス対策のための相談、支援体制の整備を図るものとする。

エ 災害救助法が適用された場合、知事が医療救護活動を行う責務を有するが、同法第13条及び同法施行令第17条の規定により知事が委任した場合は、市長が実施責任者となる。

オ 災害時の二次的な健康被害を予防するため、保健師等による公衆衛生活動を実施する。

(2) 県

ア 大規模災害発生時には、保健医療福祉活動の総合調整を行うための本部（以下「保健医療福祉調整本部」）を設置するとともに、保健医療福祉調整本部長が必要と認めた場合に、被災市町が所在する厚生環境事務所・保健所（支所）に現地保健医療福祉調整本部を設置し、保健医療福祉活動チームの派遣調整、医療救護活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動福祉の総合調整を行うとともに、必要に応じて防災関係機関等へ情報を提供する。

また、その調整に当たっては、被災地の保健医療福祉ニーズの把握、保健医療福祉活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行う災害医療コーディネーター、災害薬事コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンを配置する。

イ 市町の要請があった場合又は自ら必要と認めたときは、日本赤十字社広島県支部、災害拠点病院、広島県医師会等に医療救護活動を要請するとともに、医療救護班調整本部を設置し、各関係機関との情報共有、連絡調整を行う。

ウ 必要に応じて複数の専門職からなる災害時公衆衛生チーム、D P A T、広島J R A T（広島災害リハビリテーション推進協議会）、D W A Tの派遣を行う。

エ 人工透析など生命維持のために継続した医療が必要な慢性疾患の患者が、交通遮断等で通院が困難となっている場合は、航空機や船舶を利用した患者の広域搬送や医薬品の輸送等によって適切な受療体制を確保するため、警察、消防、自衛隊、海上保安庁、船舶運航事業者など関係機関との調整を行う。

オ 急性期医療（DMA T等）から中長期的な医療救護や公衆衛生等を担うチームに対して円滑な引継支援について調整を行う。

カ DWA Tの出動を要請した場合、県災害対策本部の指揮下に広島DWA T調整本部を設置し、必要に応じて活動拠点本部を設置するとともに、広島DWA Tの指揮・調整、福祉ニーズに関する被災情報の収集、関係機関との連絡調整等を行う。

キ 県内DWA Tでの対応が困難な場合、広島DWA T統括者の判断を踏まえ、厚生労働省へ他都道府県DWA Tの派遣を要請する。

ク 避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（DICT）、広島県感染症医療支援チーム等の派遣を迅速に要請するものとする。

(3) 中国四国厚生局

県の要請があった場合又は自ら必要と認めたときは、独立行政法人国立病院機構との連絡調整を実施する。（災害時における医療の提供）

(4) 国立病院機構

県の派遣要請があった場合又は自ら必要と認めたときは、医療救護班派遣等による医療救護活動を実施する。

(5) 日本赤十字社広島県支部

県又は市の要請があった場合又は自ら必要と認めたときは、「日本赤十字社法（昭和 27 年法律第 305 号）」及び「災害救助法又は応援の実施に関する委託契約書（令和 2 年 3 月 1 日）」に基づき、医療救護班の派遣等による医療救護活動を実施する。

(6) 広島県医師会

ア 市又は県の要請があった場合もしくは自ら必要と認めたときは、「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づき医療救護活動を実施する。また、必要に応じて公衆衛生活動に協力する。

イ 日本医師会災害医療チーム（以下「JMA T」という。）の支援が求められる場合は、広島県医師会として広島県災害対策本部保健医療福祉調整本部や被災した市区郡地区医師会、日本医師会等の関係機関と緊密な連携を図りながらJMA Tによる支援を要請するとともに、医療救護活動調整の支援に努める。

(7) 広島県歯科医師会

市又は県の要請があった場合もしくは自ら必要と認めたときは、「広島県災害時公衆衛生チームへの協力に関する協定書」に基づき医療救護活動を実施する。

(8) 広島県薬剤師会

市又は県の要請があった場合は、「災害時の医薬品等供給調整及び医療救護活動に関する協定書」に基づき、災害薬事コーディネーターによる医薬品等の供給調整及び医療救護活動を実施する。

(9) 広島県看護協会

ア 市又は県の要請があった場合もしくは自ら必要と認めたときは、「広島県災害時公衆衛生チームへの協力に関する協定書」に基づき医療救護活動を実施する。

イ 他の都道府県等からの支援が必要であると県及び国が判断した場合は、日本看護協会との「災害支援ナース派遣に関する協定書」等に基づき、他の都道府県からの災害支援ナースの派遣に係る調整を行うとともに、日本看護協会等の関係機関と連携を図りながら、医療救護

活動の支援に努める。

(10) 災害拠点病院・協力病院

- ア 病院で定める災害対応計画に従い、患者受入体制を確保する。
- イ 自院の被害が少なく、県からの医療救護活動要請があった場合は、県と密接に連携を図りながら、DMA Tの派遣や医療救護活動を継続実施する。
- ウ 自院がDMA T活動拠点本部となっている場合には、統括DMA Tの指示のもと、医療救護活動を継続実施する。
- エ 県DMA T調整本部がDMA T活動拠点本部の閉鎖を判断した場合は、DMA T活動拠点本部を撤収する。
- オ 傷病者の受入要請がある場合は、引き続き受入を行う。

(11) 災害拠点精神科病院

- ア 病院で定める災害対応計画に従い、患者受入体制を確保する。
- イ 自院の被害が少なく、県からの精神科医療救護活動の要請があった場合は、県と密接に連携を図りながら、DPA Tの派遣や精神科医療救護活動を継続実施する。
- ウ 県DPA T調整本部がDPA T活動拠点本部の閉鎖を判断した場合は、DPA T活動拠点本部を撤収する。
- エ 精神科医療が必要な患者の受入要請がある場合は、引き続き受入を行う。

3 医療救護等の活動内容

(1) 医療救護

【基本原則】

- (ア) 県内7つの二次保健医療圏を「災害医療圏」とし、災害時の活動単位とする。
- (イ) 医療救護活動を円滑に実施するため、県及び災害医療圏毎に「災害医療コーディネーター」や「災害薬事コーディネーター」を整備し、必要に応じて県（保健所を含む）や市に助言や支援を行う等、医療救護活動の調整を図る。
- (ウ) 県災害対策本部（県保健医療福祉調整本部）には、必要に応じて県内の統括DMA T、DMA T隊員医師、日赤災害医療コーディネートチーム（日本赤十字社広島県支部連絡調整員）、県医師会担当役員、県外から支援の統括DMA T等が参画し、情報収集やDMA T、医療救護班の調整を行う等、医療救護活動の調整を図る。
- (エ) 医療救護活動に当たっては、災害時医療救護活動マニュアルに従って、迅速かつ適切な活動を実施する。

ア DMA T・ドクターヘリ

【第Ⅰステージ】

- (ア) 被災地で活動するDMA Tは、原則として、被災地域内の災害拠点病院等に設置されるDMA T活動拠点本部に参集し、病院支援、域内搬送、現場活動を行う。
- (イ) 広域医療搬送の要請を受けたDMA Tは、広域医療搬送拠点に参集し、主にSCUでの活動、航空機内の医療活動、SCUへの患者搬送を行う。
- (ウ) 被災地に派遣されたドクターヘリは、医師・看護師等医療従事者の派遣、患者の後方病院への搬送、医薬品等医療器材の輸送等を行う。

【第Ⅱステージ】

- (ア) 統括DMA Tが被災地域内の医療機関及び避難所において、継続支援が必要であると判断した場合は、病院支援や域内搬送支援等の医療救護活動を継続する。

- (イ) 県DMA T調整本部がDMA T活動の終了を判断した時は、DMA T県調整本部を解散する。
- (ロ) ドクターヘリ調整部で継続運用が必要であると判断した時は、患者の後方病院搬送等を実施する。
- (ハ) ドクターヘリの運用を終了する場合は、ドクターヘリ調整部を解散し、平時の運航体制を再開する。

イ 医療救護班

【第Ⅰステージ】

- (ア) 医療救護班の派遣が可能な施設は、県又は市の派遣要請があった場合もしくは自ら必要と認める場合には、EM I Sに入力する。
- (イ) 医療救護班の出動は、県又は市が調整・連絡する。なお、調整・連絡にあたっては、必要に応じて、切れ目のない医療救護を実施する観点から、DMA Tメンバーと連携するとともに、災害医療コーディネーター等の助言や支援を受けるものとする。
- (ロ) 最初に現場到着した医療救護班の医師は、消防関係諸機関の現場指揮本部（コマンドポスト）の構成員となり、災害規模の把握、情報収集・発信、エリア設定、医療救護活動の統括に協力する。
- (ハ) 後続の医療救護班は、現場指揮に従って各活動拠点等で、DMA T、救急隊員とともに3 T活動（トリアージ、治療、搬送）を実施する。
- (ニ) 医療救護班が撤収する時期については、県又は市が必要に応じて災害医療コーディネーター等の助言を受けながら判断する。
- (ホ) 救護に必要な医薬品及び衛生材料で、現地又は救助機関で確保できないものがあるときは、県、市において、あらかじめ定めた医療薬品卸業者との調達の方法により、あっせん確保に努める。

【第Ⅱステージ】

- (ア) 市は必要に応じて避難所等に救護所を設けるものとする。
- (イ) 医療救護班の派遣が可能な施設は、県又は市の派遣要請があった場合もしくは自ら必要と認める場合には、EM I Sに入力する。
- (ロ) 医療救護班の出動は、県又は市が調整・連絡する。なお、調整・連絡にあたっては、必要に応じて、DMA Tメンバーと連携するとともに、災害医療コーディネーター等の助言や支援を受けるものとする。
- (ハ) 医療救護班は、避難所において、被災者の健康管理、公衆衛生対策を必要に応じて実施する。生活環境の悪化に伴う内科的疾患や災害後の精神的ストレス対策、慢性疾患の管理が中心となる。特に、肺血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）の予防や慢性疾患の管理は重要となり、巡回診療を必要に応じて実施する。
- (ニ) その他必要に応じて、医療救護班は、避難所又は近隣において、被災者に対し、巡回診療やニーズ調査、生活指導などを実施する。
- (ホ) 医療救護班が撤収する時期については、県又は市が必要に応じて災害医療コーディネーター等の助言を受けながら判断し、連絡する。
- (ヘ) 救護に必要な医薬品及び衛生材料で、現地で確保できないものがあるときは、県、市において、あらかじめ定めた医療薬品卸業者との調達の方法より、あっせん確保に努める。

(2) D P A Tの派遣

- ア 災害時の精神科医療の提供及び精神保健活動の支援を行うため、必要に応じて、医師、看護師等により組織するD P A Tを被災地に派遣する。

イ D P A Tが不足するときは、県内医療機関、他都道府県等に対して、D P A Tの編成及び派遣を求める。

ウ D P A Tの派遣・受入れを行う場合、その調整を行うとともに活動場所の確保等を図る。

(3) 公衆衛生活動

ア 災害時公衆衛生チーム

(ア) 公衆衛生に係る専門家で構成するチームを編成し、災害による被災者に対して、公衆衛生上の観点から必要な調査や支援を行う。

(イ) 県保健所職員からなる調査班を先行して避難所等に派遣し、公衆衛生上のニーズの収集や必要な公衆衛生スタッフの職種、人数などの状況把握を行う。

(ウ) 調査班の調査結果に基づき、必要なニーズに対応した複数の専門職種からなる保健衛生班を編成し、避難所等に派遣する。

(エ) 保健衛生班は、医療救護班と連携し、被災者へのリハビリや心のケアなどの支援活動を実施する。

イ こども支援チーム

(ア) 災害時のこどもの心のケアのため、必要に応じて、医師、臨床心理士等により組織するこども支援チームを被災地に派遣する。

(イ) 必要に応じて被災地の近隣等に相談窓口を設置して被災児童に係る相談を受け付け、地域住民の利便性を確保する。

(ウ) 学校、保育所及び幼稚園等、こどもの支援に係る関係機関の従事者向け研修会の開催等によりこどもの心のケアの実践に係る対応力の向上を図る。

(4) 惨事ストレス対策

医療・救護活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

(5) 部隊間の活動調整

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

4 助産

ア 原則として医療救護に準ずる。

イ 災害救助法が適用された場合、次に定めるところによる。

(ア) 助産の対象となる者

災害発生の以前又は以後7日以内に分べんした者で、災害のため、助産の方途のなくなったもの

(イ) 助産の範囲

分べんの介助、分べん前後の処置及び衛生材料の支給

(ウ) 助産の期間

分べんした日から7日以内

第3項 消防計画

1 目的

この計画は、区域内の消防関係機関、施設及び人員を最高度に活用し、住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害による被害を軽減するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 実施方法

福山市消防計画に定めるところにより実施する。

3 災害対策本部との関係

災害対策本部が設置された場合は、災害対策本部の所掌事務に従って行動する。

4 相互応援協力体制の整備

市等は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき締結された「広島県内広域消防相互応援協定」（平成29年6月1日締結）により県内で発生した災害に対して、その消防機関の消防力を活用して、消防機関相互の応援協力体制の強化を図る。

5 広域災害発生時における県の措置

- (1) 知事は、大規模な災害等が広域に及び、市において被害状況の把握が困難と認めたときは、県警察、自衛隊及び第六管区海上保安本部に対し、その状況に対応してヘリコプターによる火災の発生状況等の偵察を依頼し、偵察結果を関係市に連絡する。
- (2) 知事は、大規模な災害等が広域に及び緊急の必要があるときは、福山地区消防組合の管理者又は消防長に対し、応援の実施、その他災害の防御の措置に関し、必要な指示をする。
- (3) 知事は、福山地区消防組合管理者からの応援要請を受け、大規模な災害等が拡大し、県内の消防力をもって対応できないと認めるときは、「広島県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、消防庁長官に対し、次の事項を明らかにして、緊急消防援助隊等の応援について要請する。

ア 災害の発生日時・場所・概要

イ 必要な応援の概要

ウ その他参考となるべき事項

なお、応援要請先及び連絡方法は、次のとおりである。

総務省消防庁

区 分		平日（9:30～18:15） ※応急対策室	左 記 以 外 ※ 宿 直 室
回線別			
N T T 回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電話	7-90-49013	7-90-49101～49103
	F A X	7-90-49033	7-90-49036
地域衛星通信 ネットワーク	電話	77-048-500-90-49013	77-048-500-90-49101 ～ 49103
	F A X	77-048-500-90-49033	77-048-500-90-49036

6 惨事ストレス対策

消防活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

7 部隊間の活動調整

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。

また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

第4項 危険物等災害応急対策計画

危険物、高圧ガス、火薬類及び毒物劇物等の危険性の高い物質（以下「危険物等」という。）を製造、貯蔵又は取り扱う事業所においては、大災害発生時には自衛消防組織等の活動により、危険物等に係る災害の発生を最小限度にとどめ、周辺地域に対する被害の拡大を防止するものとする。

また、関係行政機関は、消防法（昭和23年法律第186号）、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）、液化石油ガスの保守の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）及び毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）等の関係法令の定めるところにより、所要の措置を行う。

なお、大災害の発生に備え、事業所においては、日頃から関係法令の遵守及び自主保安体制の確立に努める一方、関係行政機関においては、事業所に対して必要な指導を行う。

石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に基づく石油コンビナート等特別防災区域については、「石油コンビナート等防災計画」による。

危険物等を製造し、貯蔵する施設を管理する者は、許可された量以上の危険物等を貯蔵しないよう努めるとともに、その施設に被害を受けた場合、危険物等により被害が拡大しないよう応急対策を講ずるものとする。

また、管理責任者は、その管理する施設に被害を受けた場合、直ちに被害の状況を市長に通報するものとする。

1 危険物災害応急対策

関係行政機関は、消防法に定める危険物を製造し、貯蔵し又は取り扱う事業所に対し、大災害の発生を阻止するため、次の措置を行う。

(1) 市及び消防局

ア 関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置を実施させる。

- (ア) 危険物の流出あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送の停止措置
- (イ) 危険物の流出、出火、爆発等の防止措置
- (ウ) 危険物施設の応急点検
- (エ) 異常が認められた施設の応急措置

イ 施設の管理者と密接な連絡をとり災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報活動及び避難の指示等、必要な応急対策を実施する。

(2) 県

関係機関と密接な連絡をとり、必要な措置を講じる。

(3) 警察署

危険物に係る火災等の災害が発生した場合又は危険物施設に及ぶおそれのある火災等の災害が発生した場合には、消防局等と連携して次の措置を行う。

ア 負傷者の救出及び救護

イ 警戒区域の設定及び同区域への立入制限・禁止等の措置

ウ その他状況により、必要と認められる応急対策

(4) 海上保安部署

ア 陸上における災害の場合には、情報の収集及び連絡・通報を行うとともに、関係機関及び地方公共団体の災害応急対策が円滑に実施されるよう要請に基づき、次の支援を実施する。

- (ア) 沿岸部における救助・救援活動

- (イ) ヘリコプター搭載型巡視船等による医療活動場所及び宿泊場所の提供
- (ウ) その他支援活動

イ 災害が海上に及ぶ場合には、消防局等と連携を密にして、次の措置を行う。

- (ア) 危険物荷役中の船舶に対する荷役の中止
- (イ) 油の防除作業に係る指導及び巡視船艇等による応急防除
- (ウ) 付近海域にある者に対し、火気使用の制限若しくは禁止
- (エ) 付近港域にある船舶の退去若しくは進入禁止
- (オ) 危険物積載船舶の移動命令、航行制限又は禁止
- (カ) 海上の治安の維持及びその他状況により、必要と認められる応急対策

2 高圧ガス及び火薬類災害応急対策

関係行政機関は、高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に定める高圧ガス並びに火薬類取締法に定める火薬類を製造、販売、貯蔵、消費及び移動又は運搬する事業所に対し、大災害の発生を阻止するため、次の措置を実施する。

(1) 市及び消防局

施設の管理責任者と密接に連絡をとり災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、火気使用禁止の広報及び避難の指示等必要な応急対策を行う。

(2) 県（県から事務を委譲された市を含む。）

関係機関と連絡をとり、施設の使用停止、高圧ガスの移動停止、火薬類の運搬停止等の緊急措置を講じる。

(3) 警察署

高圧ガスの漏出、火災、爆発及び火薬類の爆発等の火災が発生した場合又は高圧ガス及び火薬類に係る災害の発生のおそれがある場合には、消防局等と連携して、次の措置を講じる。

ア 負傷者の救出及び救護

イ 警戒区域の設定及び同区域への立入制限・禁止等の措置

ウ その他の状況により、必要と認められる応急対策

(4) 海上保安部署

ア 陸上における災害の場合には、情報の収集及び連絡・通報を行うとともに、関係機関及び地方公共団体の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、次の支援を実施する。

(ア) 沿岸部における救助・救援活動

(イ) ヘリコプター搭載型巡視船等による医療活動場所及び宿泊場所の提供

(ウ) その他支援活動

イ 災害が海上に及ぶ場合には、消防局等と密接に連携し、次の措置を行う。

(ア) 危険物荷役中の船舶に対する荷役の中止

(イ) 付近海域にある者に対し、火気使用の制限又は禁止

(ウ) 付近港域にある船舶の退去又は進入禁止

(エ) 危険物積載船舶の移動命令、航行制限又は禁止

(オ) 海上の治安の維持及びその他状況により、必要と認められる応急対策

3 毒物劇物災害応急対策

関係行政機関は、毒物及び劇物取締法に定める毒物劇物を製造、販売及び業務上取り扱う事業所に対し、大災害の発生を阻止するため、次の措置を実施する。

(1) 市及び消防局

県、保健所、警察署と速やかに連絡をとることとし、特に緊急を要する場合には、次の措置

を行い、災害の発生、拡大等を防止する。

ア 施設の管理者及び毒物劇物取扱責任者等と密接に連絡をとり災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報活動及び避難の指示等、必要な応急対策を行う。

イ 管轄の毒物劇物取扱施設の管理者に対して、次の措置をとるよう指導する。

(7) 毒物劇物の流出等のおそれのある作業等の停止措置

(イ) 毒物劇物の流出等の防止措置及び流出した場合の回収等の処理の実施

(2) 県

関係機関との密接に連絡をとり、毒物劇物の流出等のおそれのある作業等の停止措置及び流出漏洩事故等の発生した場合は、その事業所に対し、当該毒物劇物の回収又は毒性の除去その他保健衛生上の危害を防止するために必要な措置を講じる。

(3) 警察署

毒物劇物に係る流出漏洩事故等が発生した場合又は毒物劇物関係施設に及ぶおそれのある火災等の災害が発生した場合には、消防局等と連携して、次の措置を行う。

ア 負傷者の救出及び救護

イ 警戒区域の設定及び同区域への立入制限・禁止等の措置

ウ その他状況により、必要と認められる応急対策

(4) 海上保安部署及び港長

ア 陸上における災害の場合には、情報の収集及び連絡・通報を行うとともに、関係機関及び地方公共団体の災害応急対策が円滑に実施されるよう要請に基づき、次の支援を実施する。

(7) 沿岸部における救助・救援活動

(イ) ヘリコプター搭載型巡視船等による医療活動場所及び宿泊場所の提供

(ウ) その他支援活動

イ 災害が海上に及ぶ場合には、消防局等と連携を密にして、次の措置を行う。

(7) 危険物荷役中の船舶に対する荷役中止

(イ) 付近海域にある者に対し、火気使用の制限若しくは禁止

(ウ) 付近港域にある船舶の退去若しくは進入禁止

(エ) 危険物積載船舶の移動命令、航行制限又は禁止

(オ) 海上の治安の維持及びその他状況により、必要と認められる応急対策

第 8 節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

第 1 項 交通、輸送応急対策計画

1 交通施設災害応急対策

道路、港湾、鉄道、軌道等の交通施設に係る災害応急対策については、それぞれの管理者が実施するが、災害応急対策の実施に当たっては、最小限度の機能を確保することを第 1 の目標とし、これが確保された後本来の機能回復に努めるものとする。

市は他の応急対策責任者の行う対策が円滑に実施されるよう協力するものとする。

2 輸送応急対策

- (1) 被災者、災害対策要員の輸送、応急対策のための資材、物資の輸送等は、道路輸送、海上輸送、鉄道輸送等あらゆる方法を用いて関係者の協力を得てあっせんするものとする。

(2) 陸上交通の確保

陸上輸送に必要な車両は、それぞれの災害応急対策責任者において確保するが、責任者において確保できないときは、市長は関係者の協力を得て実施する。

ア 災害時における交通の規制

県公安委員会は、道路の被害及び交通状況の把握に努め、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策を的確かつ円滑に行うために緊急の必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定して、緊急通行車両（災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）第 32 条の 2 で定める、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 39 条第 1 項の緊急自動車及び災害対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他災害応急対策を実施するための運転中の車両。以下同じ。）以外の車両の通行を禁止又は制限することができる。

(ア) 被災地及び周辺における優先通行

災害発生直後の緊急措置として、被災地及びその周辺の地域において、区域又は道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。

なお、緊急通行車両であっても、人命救助及び消火活動に従事する車両の通行を最優先とするものとする。

(イ) 緊急通行路の確保

被災地及びその周辺に通じる主要道路については、緊急通行車両用の交通路（以下「緊急交通路」という。）として選定するとともに、発災後、区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限し、緊急通行路を確保する。

また、当該の区域又は道路の区間について、緊急通行車両以外の車両の走行を制御する。

(ウ) 市内への車両の流入制限

隣接の自治体に通じる山陽自動車道、国道 2 号、国道 182 号、国道 313 号、国道 486 号等主要道路については、隣接の自治体の協力を得て必要な指導、広報により緊急通行車両以外の車両の市内への車両の流入を極力制限する。

このため、市内の主要交差点、隣接市町境及び高速道路各インターチェンジ等必要な箇所に交通検問所を設置する。

エ 運転者に対する指導、広報

- (ア) 県公安委員会は、一般国道、主要地方道等管内の幹線道路を主体に、幹線道路の主要交

差点にできるだけ多くの警察官を配置するとともに、道路交通情報板や立看板等のあらゆる広報媒体を利用して、通行禁止に係る区域・区間や回路等の周知を図るとともに「運転者のとるべき措置」として、次に事項を遵守するよう指導、広報を行う。

a 走行中の車両

- (a) 速やかに、車両を通行禁止区域等以外の場所に移動すること。

移動が困難な場合は、できる限り車両を道路の左側端に寄せ、緊急通行車両の通行妨害とならないよう駐車すること。

- (b) 移動、駐車後は、カーラジオ等により地震・津波情報や交通規制情報を聴取し、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。

- (c) 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側端に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとするか運転席などの車内の分かりやすい場所に置いておくこととし、窓は閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

(イ) 避難のための車両

避難は、原則として徒歩で行い、車両を使用しないこと。

ウ 路上の障害物除去等

- (7) 県公安委員会は、災害対策基本法に基づき、緊急車両以外の車両の通行を禁止又は制限しようとするときは、あらかじめ当該道路管理者、漁港管理者又は港湾管理者（以下「道路管理者等」という。以下この項において同じ。）に通知するとともに、連携して通行禁止区域等における障害物の除去、応急復旧等を優先的に実施するものとする。

- (イ) 警察官は、通行禁止区域における緊急通行車両の通行を確保するため、車両その他の物件の占有・所有・管理者に対してこれを道路外の場所への移動を指示・命令することができる。

なお、その命令の相手方が現場にいない等により、当該措置を命ずることができないときは、警察官は自ら当該措置を行うことができるものとする。

また、警察官がいない場合に限り、自衛官及び消防吏員は、当該措置を行うことができる。

この場合、措置等を行った自衛官及び消防吏員は、区域を管轄する警察署長に直ちに通知する。

- (ウ) 道路管理者は、障害物除去による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するものとする。

- (エ) 道路管理者は、災害が発生した場合、緊急の必要があるときは、道路区間を指定して、緊急通行車両の通行を確保するための必要な措置を当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者（以下「車両等の占有者等」という。）に命ずることができる。

a 道路区間の指定及び占有者等への車両等の移動命令

道路管理者は、道路の状況等を勘案し、車両の移動等の措置が必要となる区間が不足なく含まれるよう留意して道路区間を指定し、車両等の占有者に対し、車両等の移動命令を行うことができる。

b 指定道路区間の周知

道路管理者は、道路の区間を指定したときは、指定道路区間内に周知しなければならない。

c 車両等の移動

道路管理者等は、①占有者等への移動命令、又は②道路管理者自らによる移動のいずれ

かの方法により車両等の移動を行うことができる。

なお、道路管理者等はやむを得ない限度で、車両その他の物件を破損することができる。

d 土地の一時利用

道路管理者等は、車両等の移動の措置をとるために、やむを得ないときは、必要な限度で、他人の土地を一時使用し、または竹木その他の障害物を処分できる。

e 損失補償

道路管理者等は、車両移動や土地の一時使用等により、損失が発生した場合は、損失を補償しなければならない。

エ 通行禁止又は制限に関する広報

県公安委員会（警察署）は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止又は制限を行ったときは、直ちに居住者等に対して、その禁止又は制限の対象、区域及び期間を記載した標示の設置と広報幕等による現場広報を行うとともに、警察庁、中国四国管区警察局、県警察本部、日本道路交通情報センター、交通管制センター、道路管理者等、報道機関等を通じて、交通規制状況、迂回路状況、車両の使用抑制、運転者のとるべき措置等について、徹底した広報を実施する。

オ 関係機関との連携

- (7) 県公安委員会（警察署）は、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する場合は、道路管理者等の関係機関、警備業協会等の関係団体との間で相互に緊密な連携を保ち、適切な交通規制を行うものとする。
- (4) 県公安委員会は、通行禁止等を行うため必要があると認めるときは、道路管理者等に対し、当該通行禁止等を行おうとする道路の区間における指定若しくは命令又は措置をとるべきことを要請する。
- (ウ) 交通規制のため車両が滞留し、その場で長時間停止することになった場合は、関係機関・団体は一致協力して、その解消に適切な対応措置を講じるものとする。
- (イ) 通行妨害車両等の排除については、社団法人日本自動車連盟中国本部広島支部（以下「J A F」という。）と「災害時における通行妨害車両等の排除活動に関する協定」を締結していることから、J A Fに対して協力を要請する。

カ 緊急通行車両又は緊急輸送車両の確認、及び規制除外車両の事前届出及び確認

県公安委員会が、災害応急対策として、緊急の必要があると認め、緊急通行車両以外の通行の禁止又は制限を区域又は道路の区間を指定して行った場合、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「災対法」という。）、大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号。以下「地震法」という。）、原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号。以下「原災法」という。）の規定に基づく、緊急通行車両又は緊急輸送車両（以下「緊急通行車両等」という。）の確認、及び災対法第 76 条第 1 項の規定に基づく通行の禁止又は制限から除外する車両（以下「規制除外車両」という。）のうち、大規模災害後、速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切である車両の一部の車両の事前届出及び確認を、県公安委員会（交通規制課、各警察署、高速道路交通警察隊）又は県（交通安全対策室）において行う。

なお、緊急通行車両の標章及び証明書が交付される。（別記 1～3 参照）

キ 緊急通行車両の確認

県公安委員会は、県知事と連絡を取りつつ、災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、緊急通行車両等として使用される車両であることについて、災害が発生し、又は正に発生しようとしている時において災対法施行令第 33 条第 1 項等の規定に係る確認の手続きを行う。

また、同条第 2 項等に基づき、災対法第 50 条第 2 項に規定される災害応急対策を実施しなければならない者（指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その

他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者（以下この項において「指定行政機関等」という。）等の車両については、災害等の事態発生前においても緊急通行車両等であることの確認を実施する。

なお、災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両（以下「自衛隊車両等」という。）であって、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）の規定による番号標以外のものを付しているものについては、規制除外車両として整理し、規制の対象から除外するが、標章の掲示は不要とする。

(7) 対象とする車両

a 災対法の規定に基づく緊急通行車両等

大規模災害発生時において、防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に基づき、災対法第 50 条第 1 項に規定する次の災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両

- ・ 警報の発令及び伝達並びに避難指示等に関する事項
- ・ 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- ・ 被災者の救護、救助その他保護に関する事項
- ・ 被害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- ・ 施設及び設備の応急復旧に関する事項
- ・ 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項
- ・ 犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序維持に関する事項
- ・ 緊急輸送の確保に関する事項
- ・ その他災害の発生の防ぎよ又は拡大の防止に関する事項

b 地震法の規定に基づく緊急輸送車両

警戒宣言発令時において地震法第 3 条第 1 項の規定に基づき地震防災対策強化地域に指定された地域を管轄する都道府県又はこれに隣接する都道府県を輸送経路として地震法第 21 条第 1 項の次に掲げる地震防災応急対策に係る緊急輸送を行う計画がある車両

- ・ 地震予知情報の伝達及び避難の指示に関する事項
- ・ 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- ・ 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護に関する事項
- ・ 施設及び設備の整備及び点検に関する事項
- ・ 犯罪の予防、交通の規制その他当該大規模な地震により地震災害を受けるおそれがある地域における社会秩序の維持に関する事項
- ・ 緊急輸送の確保に関する事項
- ・ 地震災害が発生した場合における食糧、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に関する事項
- ・ その他地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項

c 原災法の規定により読み替えて適用される基本法の規定に基づく緊急通行車両

原子力緊急事態宣言発令時において原災法第 26 条第 1 項の次に掲げる緊急事態応急対策を実施するために使用される計画がある車両

- ・ 原子力緊急事態宣言その他原子力災害に関する情報の伝達及び避難指示に関する事項
- ・ 放射線量の測定その他原子力災害に関する情報の収集に関する事項
- ・ 被災者の救護、救助その他保護に関する事項
- ・ 施設及び設備の整備及び点検並びに応急の復旧に関する事項

- ・ 犯罪の予防、交通の規制その他当該原子力災害を受けた地域における社会秩序の維持に関する事項
- ・ 緊急輸送の確保に関する事項
- ・ 食糧、医薬品その他の物資の確保、居住者等の被ばく放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去その他の応急措置の実施に関する事項
- ・ その他原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るための措置に関する事項

(イ) 確認の取扱場所

県公安委員会は、緊急通行車両等であることの確認を、次に掲げる場所において取り扱うものとし、確認したものについて緊急通行車両確認証明書等及び標章を交付する。

- a 災害が発生し、又は正に発生しようとしている時における確認（災対法施行令第 33 条第 1 項等）
 - ・ 県警察本部（交通部交通規制課）
 - ・ 県下各警察署
 - ・ 交通検問所
- b 災害発生前における確認（災対法施行令第 33 条第 2 項等）
 - ・ 当該車両の使用の本拠を管轄する警察署

ク 災害対策基本法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両の事前届出・確認

(ア) 規制除外車両

民間事業者等による社会経済活動のうち、大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であって、県公安委員会の意思決定により災対法の規定に基づく交通規制等が行われた緊急交通路の通行を認めるものについては、規制除外車両として取り扱う。

なお、大規模地震対策特別措置法第 9 条に基づく警戒宣言は、地震予知情報を受けた場合に発せられるものであり、警戒宣言が発せられた時点においては、災害は発生していないことから、大規模地震対策特別措置法の規定のみに基づく交通規制が行われている場合においては、規制除外車両は観念されないことから、取り扱わないこととする。

(イ) 規制除外車両の事前届出

県公安委員会は、規制除外車両のうち、大規模災害発生後速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切である車両については、規制除外車両であることの確認に係る事前届出を行わせる。

なお、災害対策に従事する自衛隊車両等であって、道路運送車両法の規定による番号標以外のものを付しているものについては、前 2（１）キのとおり標章の掲示を不要とするため、事前届出及び確認の対象としない。

(ウ) 事前届出の対象とする車両

次のいずれかに該当する車両であって緊急通行車両等に該当しないもの。

- a 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
- b 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
- c 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- d 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

(イ) 規制除外車両の事前届出手続

a 取扱場所

車両の使用の本拠を管轄する警察署

b 規制除外車両事前届出済証の交付

県公安委員会は、事前届出があった車両について、規制除外車両に該当すると認められるものについては、規制除外車両事前届出済証（以下「除外届出済証」という。）を交付する。

(オ) 規制除外車両の確認手続

県公安委員会は、災害等が発生し、緊急交通路が指定して緊急通行車両等以外の車両の通行を禁止又は制限した時、規制除外車両について確認するものとし、規制除外車両と認められるものについて規制除外車両確認証明書及び標章を交付する。

なお、規制除外車両の範囲やその拡大については、全国的斉一を図る必要があることから、個別に警察庁と調整する。

a 確認の取扱場所

- ・ 警察本部（交通部交通規制課）
- ・ 県下各警察署
- ・ 交通検問所

b 除外届出済証の取扱い

規制除外車両の確認申出時に、当該車両に係る除外届出済証が添付されたものについては、事前届出を行っていないものの申出に優先して取り扱う。

(3) 海上輸送

災害の態様により海上輸送が必要となる場合の船舶は、海上保安部署又は船舶所有者の協力を得て確保するものとする。

なお、海上輸送に関し、海上交通安全の確保のため必要な次の措置については、海上保安部署に要請する。

- ア 船舶交通の整理、指導
- イ 船舶交通の制限又は禁止
- ウ 船舶交通の危険を予防するための応急措置
- エ 港湾関係者等との通信確保及び災害状況の提供
- オ 水路の安全
- カ 航路標識の点検、復旧

鞆～走島間海上輸送業者

名 称	所在地	船 名	総屯数	定 員	機関の種類	馬力及び速力	管理者
走島汽船(有)	福山市 鞆 町 鞆 776-1	神勢丸	99t	192 人	ディーゼル 機関	1000 馬力 11.0 ノット	村上亨

- (4) 災害の態様により鉄道、航空機等による輸送が必要となった場合は、市長は直ちに県に要請するものとする。



備考

- 1 色彩は、記号を黄色、緑色及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を黄色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

第2項 貯木及び在港船舶対策計画

津波又は高潮によって生ずる水面貯木場からの木材の流出、あるいは在港船舶の転覆座礁等の事故を防止するため、関係機関は平素から連絡を密にし、貯木場施設、係留施設の整備及び船舶の安全指導等を行い、財産の損失及び沿岸住民への被害の未然防止の対策を実施する。

1 貯木対策

(1) 実施責任者

貯木場管理者、木材取扱者及びその他木材に関して直接責任を有する者が、管理上の責任を有するため、市長、警察署長、港長は、災害の発生するおそれがある場合に、管理者等に対して、除去、保安等必要な措置を行うよう指示する。

(2) 実施方法

ア 管理責任者の実施事項

(ア) 木材貯蔵の実態を把握し、常時収容能力を超えて貯木しないように留意すること。

(イ) 木材の係留施設を特に強化すること。

(ウ) 木材は、強固ないかだを組み、固縛するなどの措置を行い、津波又は高潮による流出を防止すること。

(エ) 津波又は高潮により木材の流出が予想される場合には、他の安全な区域への移転を行うこと。

(オ) 木材が流出した場合には、速やかに収容対策を講じる。収容できない木材については、港長等の関係機関に通報すること。

(3) 市長等の指示

市長、警察署長、港長は、災害の発生が予測されるときは、その災害によって流出するおそれがある貯木について、除去、保安その他必要な措置をとることを指示する。

2 在港船舶対策

(1) 実施責任者

津波又は高潮から在港船舶の安全を確保するため、港長又は海上保安部署長は港則法(昭和23年法律第174号)等に基づき所要の措置を実施する。

(2) 実施方法

ア 移動命令

港長は、特に必要があると認めるときは、港則法第10条、第37条第3項及び第37条の5の規定により、港則法第2条に定める港に在港する船舶に対して、移動(避難)を命ずる。

イ 乗船命令

港長は、港則法第8条第3項の規定により危険を防止するため必要と認められる場合、特定港内において修繕中又は係留中の船舶に対し、必要な船員の乗船を命じる。

ウ 海上保安官の行う避難勧告

海上保安官は、海上における人命、財産を保護するため特に必要があると認めるときは、避難の勧告を行う。

(3) 関係機関の協力

警察署、港湾管理者、漁港管理者及びその他の関係者は、港長又は海上保安部署長の行う在港船舶対策に対して協力を行う。

第9節 避難生活及び情報提供活動

第1項 避難計画

1 趣旨

災害未然防止のための避難の指示及び避難した者の保護のため、必要となる避難所の開設等について明記し、生命、身体、財産の保全を図る。

2 避難所等の開設等

(1) 避難所等の開設責任

災害のため住家等に被害を受けた者又は指示により避難をした者を一時的に受け入れるため、市長は避難所を開設する。

災害救助法が適用された場合、市長は開設責任者となり、避難所を開設し救助にあたる。なお、市長は、避難所を開設したときは、県に対しその旨を報告する。

(2) 避難所等の開設等

市は、災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。

なお、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、市は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

また、避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。

特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

(3) 避難所等の把握及び周知

避難所等の所在地、名称、概況、受入れ可能人数等その実態を把握するとともに関係者に周知する。

3 避難行動要支援者の避難等

市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努める。また、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を図るものとする。

一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の配慮が必要な者が避難所で生活するために必要な設備やスペースを確保するとともに、福祉避難所の設置や、緊急避難場所として宿泊施設を借上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。

避難行動要支援者の避難等の措置について、市のみで対応できない場合は、他の市町や関係機関等への協力を要請し、市外の社会福祉施設等へ避難させる。

県は、市から要配慮者の避難に関する協力要請があった場合など、市への支援が必要と考えられる場合には、他の市町や他都道府県との連絡調整等を行う。

4 緊急避難場所・避難所の管理運営

緊急避難場所・避難所の運営に当たっては、市、自主防災組織、NPO・ボランティア等、その他防災関係機関職員のそれぞれの役割分担を明確にし、相互に協力して避難所での安全の確保と秩序の維持に努める。また、避難所運営マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

また、県は市が開設する避難所の運営体制を充実させるため、避難所運営マニュアルの作成に向け、必要な助言等を行うものとする。

特に、あらかじめ施設管理者との調整や避難所毎の担当職員を定めるなど、発災後の迅速な緊急避難場所開設や人員配置に努める。また、自治会（町内会）や自主防災組織等と協力し、施設の速やかな開錠体制の構築及び円滑な避難所の運営に努め、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意するものとする。

なお、市及び県は相互に連携を図り、避難者の健全な住生活の早期確保を図ることとし、保護者等への引取りや応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅等利用可能な既存住宅のあつせん及び活用等によって避難所の早期解消に努めるとともに、災害の規模、被災者の避難及び受入れ状況、避難の長期化等を考慮して、必要に応じて旅館やホテル等への移動を促すものとする。

避難所の具体的な管理運営に係る業務については、次の点に留意するとともに、人権憲章と人道対応に関する最低基準（スフィア基準）を踏まえた生活環境の確保に努めるものとする。

- (1) 情報伝達手段を確保し、避難住民に対して正確な情報及び指示を伝達するとともに、避難者数の確認、避難者名簿の作成等により避難所及び避難者の状況を早期に把握し、関係防災機関へ連絡する。

また、避難所で生活せず、食事のみを受け取っている被災者等の情報把握に努め、関係防災機関へ連絡する。

- (2) 食事提供の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、避難所の衛生管理のための必要な対策を講じるとともに、救護所の設置等の医療体制の確保や、避難者の心身の健康及び福祉的な支援の確保のため保健師等による健康相談、心のケアなど必要な対策を行う。

また、プライバシーの確保や様々なニーズの違いにも対応できるよう避難者一人ひとりの多様性に配慮し、良好な生活環境を維持するよう努める。

- (3) 避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師、保健師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握や、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、避難所での健康状態の悪化を防止するための栄養バランスのとれた適温の食料等の分配（キッチンカーを保有する事業者との災害協定による支援や学校給食施設の活用）、食事の提供等栄養管理に努めるとともに、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講ずるものとする。

- (4) 避難所における食料、飲料水及び生活必需品等の必要量を把握し、効率的に配給する。
- (5) 要配慮者用の窓口を設置し、ニーズを把握し支援を行う。
また、心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、福祉避難所への避難や必要に応じて福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、NPO・ボランティア等々の協力を得る中で、計画的に実施するものとする。
- (6) 県及び市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努め、また、自宅療養者等が避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。
- (7) 市は、避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- (8) 市は、避難所での運営における女性の参画を推進するとともに、全ての人に配慮するものとする。特に、女性専用のトイレ、物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努めるものとする。
- (9) 市は、避難所等において、安心して避難できるよう啓発ポスターなどを掲載し、全ての人の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被災者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。
- (10) やむを得ない理由により避難所等に滞在することができない被災者に対しても、食料等物資の提供、保健師等による健康相談の実施及び正確な情報の伝達等に努めるものとする。
- (11) 市は、「ペット受け入れのための避難所等運営ガイドライン」を活用して、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、避難所等の形態や動物の数に応じた飼養ルールを設定し、他の避難者に対しても周知を行い、飼い主が適正に飼養するための指導的助言を行うものとする。
また、避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握及び、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。
県は、避難動物の種類や頭数について把握し、避難所等での受入れが難しい場合は、各動物愛護センターに対し、一時預かり先等について相談する。
- (12) 市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- (13) 市は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援の係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。

- (14) 市は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

5 広域的避難

被災市町村は、災害の規模、被災者の避難、受入れ状況、避難の長期化等を考慮して、当該市への広域的な避難、避難所や応急仮設住宅等への受入れ等が必要であると判断した場合は、県に広域避難受入れに関する支援を要請するものとする。

県は、被災市町村から要請を受けた場合など、支援が必要と考えられる場合には、他の市町や他都道府県との連絡調整等を行う。

また、大規模災害の発生により市機能が喪失するなど、市において広域的避難に係る事務が行えなくなった場合、県は、市に代わって必要な手続きを行うものとする。被災者の広域避難にあたり輸送手段の確保が必要な場合、県は、運送事業者である指定地方公共機関等に対し、被災者の運送を要請するものとする。

被災県及び市町等は、居住地以外の市町村へ避難する避難者に対して、避難先の自治体と連携の上、必要な情報等の提供に努めるものとする。

6 帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生した場合、県及び市は、市民等への広報を行うとともに、必要に応じて一時滞在施設等への避難誘導を行うものとする。

第2項 災害広報・被災者相談計画

1 目的

この計画は、災害時における住民の不安解消、混乱の防止を図り、また、被災者の生活再建等を支援するため、各防災関係機関が実施する広報・被災者相談に関して必要な事項を定めることを目的とする。

2 実施方法

広報活動

ア 広報責任者

各防災関係機関は、「災害情報計画」で得た情報及び住民が行うべき措置等を周知する必要があると認めたときは、あらかじめ定めた手続きにより、広報活動を実施する。

市は、災害対策本部を設置した場合、関係機関から得た情報を市民に周知する必要があると認めたときは、記者クラブ等を通じて広報活動を実施する。

ただし、緊急を要する広報については、直接各放送機関に対して広報事項を示して、放送の要請を行う。

イ 広報の目的

各防災関係機関は、災害発生直後は、パニック、火災等による二次災害の防止を重点的に広報活動を実施する。

また、応急復旧時には、食料や交通などの生活情報や被災者の生活再建支援情報を重点的に広報活動を実施する。なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行うものとする。

3 実施機関とその役割

(1) 市(上下水道局・消防局を含む。)

市は、関係機関と密接な連携の下に、次の事項を中心に広報活動を実施する。

ア 災害発生直後の広報

- (ア) 災害・津波に関する情報(余震に関する情報を含む。)
- (イ) 出火防止及び初期消火の呼びかけ
- (ウ) パニック防止・デマ情報への注意の呼びかけ
- (エ) 避難指示等
- (オ) 避難行動要支援者保護及び人命救助の協力呼びかけ
- (カ) 市内の被害状況の概要
 - a 火災の発生状況
 - b 建物破壊の発生状況
 - c 道路、橋梁、港湾の破損及びがけ崩れその他の地盤災害の発生状況
- (キ) 市の活動体制及び応急対策実施状況に関すること。
 - a 災害対策本部の設置
 - b 緊急避難場所、救護所の設置
 - c 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の実施
- (ク) 二次災害防止に関する情報(電気、ガス、水道等の措置)
- (ケ) その他安心情報等必要な情報

イ 被害の状況が静穏化した段階の広報

(7) 被害情報及び応急対策実施状況に関すること。

- a 被災地域の状況
- b 救護所、緊急避難場所の開設状況
- c 応急給水、応急給食等の実施状況

(イ) 安心(安否)情報

- a 「・・・地域は被害なし」
- b 「・・・小学校児童は全員無事に・・・へ避難」
というような被害のない事実及び安否確認のための情報

(ウ) 生活関連情報

- a 電気、ガス、水道、下水道の復旧状況
- b 食料品、生活必需品の供給情報

(エ) 通信施設の復旧状況

(オ) 道路、橋梁、港湾の状況

(カ) 電車、バス等公共交通機関の復旧、運行状況

(キ) 医療機関の活動状況

(ク) ボランティア活動に関する情報、仮設住宅、ホームステイ等に関する情報、臨時相談所に関する情報

(ケ) 被災宅地危険度判定に関する情報

(コ) その他必要な情報

(2) 警察署(福山東警察署、福山西警察署、福山北警察署)

警察署は、市の災害対策本部、消防局その他の関係機関と協力して、次の事項に重点をおいて広報活動を実施する。

ア 交通規制に関すること。

イ 犯罪防止に関すること。

ウ その他必要な事項に関すること。

(3) 海上保安部署

海上保安部署は、市の災害対策本部、警察署その他の関係機関と協力して、次の事項に重点をおいて広報活動を実施する。

ア 津波対策に関すること。

イ 港湾における船舶の係留、航行安全に関すること。

ウ 海上における犯罪の防止に関すること。

エ その他必要な事項に関すること。

(4) 西日本電信電話(株)中国支店

西日本電信電話(株)中国支店は、災害のため通信が途絶したとき又は利用の制限を行ったときは、広報車、窓口掲示等の方法により、利用者に対して広報活動を実施する。

ア 通信途絶、利用制限の理由及び内容

イ 災害復旧のためにとられている措置及び復旧見込時期

ウ 利用者に協力を要請する事項

(5) 中国電力ネットワーク株式会社福山ネットワークセンター

中国電力ネットワーク株式会社福山ネットワークセンターは、感電事故及び漏電による出火を防止するため、利用者に対し、次の事項について広報活動を実施する。

また、停電の状況、復旧予定時期等については、可能な限り広報車により、直接当該地域に周知する。

ア 無断昇柱、無断工事をしないこと。

イ 断線、電柱倒壊等を発見した場合は、接触を避けるとともに、最寄りの事業所へ通報すること。

ウ 災害発生後は、使用中の電気器具のプラグを抜くこと。

エ 屋外へ避難する場合は、分電盤のブレーカーを切ること。

オ 停電区域及びその復旧状況、復旧見込み等の情報提供をすること。

(6) 福山瓦斯㈱

福山瓦斯㈱は、ガスによる災害を防止し、市民の不安解消を図るため、次の事項について広報活動を実施する。

ア 災害発生時(供給を継続している場合)

(7) ガス栓を閉めること。

(イ) ガスメーターのコックを閉めること。

(ウ) ガスの臭いがする場合は、火気の使用は厳禁であること。また、ガス漏れを発見した場合は、福山瓦斯㈱へ連絡すること。

イ 災害発生時(供給を停止した場合)

(7) ガスの供給を停止していること。

(イ) 供給再開の連絡(広報)があるまで使用しないこと。

ウ 供給再開時

(7) ガスの供給を再開していること。

(イ) ガス漏れに十分注意すること。ガスの臭いがする場合は、火気の使用は厳禁であること。

(7) 西日本旅客鉄道㈱等の公共交通機関

西日本旅客鉄道㈱等の公共交通機関に関する広報活動は、各機関が駅及びバスセンター等へ掲示して行うほか、市が情報提供を受けて行う。

4 市の広報活動の実施手順

(1) 広報活動の決定

市が実施する広報については、情報の統一を図るため広報班を経由して行うこととし、広報ルートの一歩化を図る。

また、緊急性の有無や対象地域の限定範囲の大小等により、広報の方法を適切に使い分けることとする。

ア 広報活動の決定

広報活動の実施及び広報事項の決定は、市長(本部長)の指示に基づき、広報班が行う。

災害時に本部が行う広報活動については、次の2つの場合が想定される。

○ 本部の自主的な判断による場合

○ 防災関係機関からの依頼による場合

いずれの場合も、情報の統一を図るため広報ルートの一歩化を図る。

イ 広報活動の方法

(7) 広報車による広報

必要に応じて必要な地域に広報車を出動させ、広報活動を実施する。

広報車による活動は、音声だけでなく、ビラ、チラシ等の印刷物の配布についても検討を行う。また、広報車はゆっくり運転すること。

(イ) 市職員による口頭及びチラシでの伝達広報

広報車による広報活動が不可能な地域又は、特に必要と認められる地域に対しては、職員2名を1組として、口頭及びチラシにより広報活動を実施する。

その際、職員には無線機を携行させ、常に本部と連絡をとりながら広報を実施させること。

- (ウ) 公共施設への広報文の掲示
- (エ) 自主防災組織及び自治会（町内会）を通じての連絡
- (オ) 文字、手話、「やさしい日本語」あるいは外国語等を用いた広報
- (カ) インターネット等を利用した広報
- (キ) Lアラートとのデータ連携によるテレビ等からの情報伝達
- (ク) コミュニティFMの活用
- (ケ) 登録制メール、緊急速報メールの活用

※ この他、必要な場合は、消防局及び警察署等防災関係機関、広島県、報道機関に協力を要請する。

ウ 広報実施に当たり注意すべき事項

- (ア) 災害発生直後の広報において、避難の指示など緊急事項を伝達する場合には事態の切迫している状況を伝えるよう努める。
- (イ) 被害の状況が静穏化した段階の広報において、生活関連情報及び道路交通状況等を伝達する場合は、災害対策の体制が着実に活動している状況を伝えるよう努める。

※ いずれの時も、屋内にいる場合には聞き取りにくいので、音量、音質、響鳴を考慮し、ゆっくり正確に、3回以上繰り返すこと。

エ 緊急警報等の放送依頼

市は、緊急時における情報伝達手段としてラジオ・テレビの放送機能を有効に活用する。

（緊急情報放送システム）

避難指示等緊急に伝達する必要がある事項について、その必要があると認める時は、本部長の指示により広報班が各報道機関へ緊急放送を要請する。

なお、この緊急放送の要請は、広島県地域防災計画に定める災害時における放送要請に関する協定に基づき原則として県を通じて行うことになるが、緊急やむを得ない場合は、直接報道機関に要請し、要請後速やかに県に報告するものとする。

(ア) 放送機関に対する放送の依頼

知事及び市長は、緊急を要する場合で、かつ特別の必要があるときは、放送機関に災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送をあらかじめ協議して定めた手続きにより、依頼する。なお、市は、知事を通じて依頼する。

知事と放送機関との放送要請に関する協定は次のとおりである。

a 県と日本放送協会との災害時における放送要請に関する協定

協定年月日 昭和 53 年 12 月 21 日

協 定 者	甲 広島県知事	宮澤 弘
	乙 日本放送協会中国本部長	大泉 利通

b 県と民間放送機関との災害時における放送要請に関する協定

協定年月日 昭和 56 年 3 月 20 日

協 定 者	甲 広島県知事	宮澤 弘
	乙 (株)中国放送取締役社長	山本 満夫
	広島テレビ放送(株)取締役社長	河村 郷四
	(株)広島ホームテレビ代表取締役	宮田 正明
	(株)テレビ新広島取締役社長	金光 武夫

協定年月日 昭和 58 年 5 月 1 日

協 定 者	甲 広島県知事	竹下 虎之助
-------	---------	--------

乙 広島エフエム放送(株)取締役社長 松田 耕平

c 市と民間放送機関との災害時における放送要請に関する協定

災害時情報の放送に関する協定

協定年月日 1997年2月14日

協定者 甲 福山市長 三好 章

乙 (株)エフエムふくやま取締役社長 鈴木 康平

緊急情報放送設備の使用に関する協定

協定年月日 2000年9月1日

協定者 甲 福山市長 三好 章

乙 (株)エフエムふくやま取締役社長 鈴木 康平

オ 災害に係る記録写真の取材

災害が発生した場合、できるだけ災害記録写真等の取材に務め、取材条件を添え整理保存し、災害対策本部又は各関係機関から要請があった場合、自己の業務に支障を及ぼさない範囲で記録写真等の貸与又は提供をする。

(2) 被災者相談活動

ア 被災者相談機関

災害が発生した場合は、各防災関係機関は、被災者の生活環境の早期改善のため、速やかに被災者又は関係者からの相談・問い合わせに応じるとともに、要望・苦情等に対処する。

イ 相談方法

各防災関係機関は、被災者等からの相談・問い合わせに応じるとともに、要望・苦情等を広く聴取し、問題の早期解決を図るため、相談窓口を設ける。

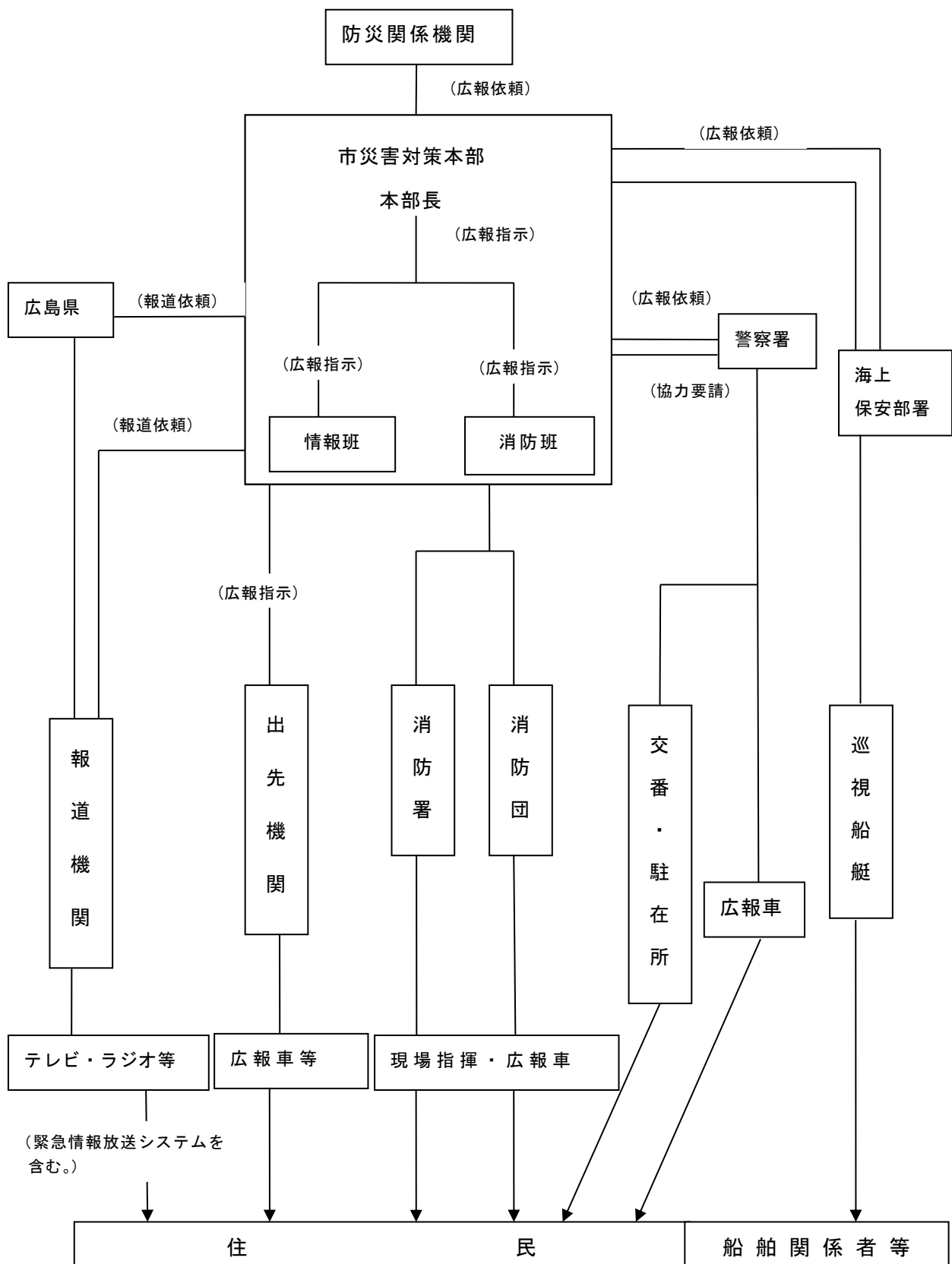
また、必要に応じて、被災地、緊急避難場所等への臨時相談所の設置や広報車又は二輪車(バイク、自転車)等による被災地の巡回移動相談を実施する。

なお、相談窓口は、関係機関が共同で設置するなど一本化に努め、相談者の利便性を図るものとする。相談所の規模及び構成員等は、災害の実情に応じたものとする。

ウ 安否情報の提供等

市又は県は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することがないように配慮しながら、消防、救助等人命に関わる緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

※ 広報ルート図（広報決定から実施まで）



第3項 住宅応急対策計画

1 応急仮設住宅及び応急修理

災害により、住居を失い又は著しい損傷を受け、自らの資力で回復できない者に対して災害救助法が適用された場合、知事は応急措置として、仮設住宅の建設又は被災住宅の応急修理を行って、住宅応急対策を講じる。この場合、市長は知事に協力する。

(1) 実施する応急対策の内容

- ア 災害救助法第4条第1号に規定する受入れ施設の供与（仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借上げ）
- イ 公営住宅、企業所有の宿泊施設及び職員用住宅等の一時的供与
- ウ 災害救助法第4条第6号に規定する被災した住宅の応急修理
- エ 民間賃貸住宅の情報提供等

(2) 実施責任者

- ア 知事は、災害救助法及び同法施行細則の規定に基づき、受入れ施設の供与に必要な住宅（応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借上げを含む。）及び施設の確保に努めるものとする。
なお、県内のみで確保が困難な場合、近隣他県へ被災者を一時受入れするための施設の提供を要請する。
- イ 知事は、災害救助法及び同法施行細則の規定に基づき、市長と協力して被災した住宅の応急修理を行う。
- ウ 災害救助法第13条及び同法施行令第17条の規定により、前各項の救助について市長に実施を委任したときは、市長は知事が示す実施方法、実施基準に基づき実施する。

(3) 応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借上げ

ア 供与の対象とする者

応急仮設住宅の供与の対象となる者は、災害救助法に基づき、住家が全壊、全焼又は流出、若しくは、それに準ずる者として発災後、国より通知される要件に該当し、居住する住家がない者で、自らの資力をもってしては住宅を確保することのできない者とする。

また、知事は、り災証明の発行の状況を踏まえ、必要に応じて、対象の拡充について検討する。

イ 応急仮設住宅の供与の期間

特別な場合を除き、災害救助法の定める2年以内とする。

ウ 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅の管理は、市長が知事から指示を受けるものとする。ただし、特別な事情がある場合には、知事が自ら実施するものとし、市長は実施に協力するものとする。

なお、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れについても配慮するものとする。

エ 資機材の調達

県（救助実施市）は、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて、国に資機材の調達に関して要請するものとする。

応急仮設住宅の提供に必要な資機材の調達等に当たっては、適正かつ円滑に行われるよう、救助実施市及び関係団体等との連絡調整を行う。

(4) 応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設は、広島県応急仮設住宅建設マニュアルに従い実施する。

ア 建設戸数

建設戸数の決定に当たっては、市長の意見を聞き知事が決定するものとする。この場合、別途確保し供与する公営住宅、借上げ可能な民間賃貸住宅等の状況を勘案するものとする。

イ 建設場所の確保

建設場所については、保健衛生、交通、教育等について考慮して、あらかじめ把握している公有地で確保することとする。ただし、やむを得ない場合には、私有地を利用することもできるものとする。この場合、利用しようとする土地の所有者と十分協議しておく。

ウ 関係団体との協力協定

知事は、災害時に応急仮設住宅の建設を迅速に進めるために、住宅建設に係る関係団体とあらかじめ協力協定を締結するなど、環境整備を図るものとする。

また、広域かつ大規模な災害発生に対応するため、複数の関係団体との協力協定の締結に努める。協定を締結した関係団体とは、平時から緊急時の連絡体制や制度運用等について、情報共有を図るものとする。

なお、協定締結団体が複数となる場合の調達方針については、広島県応急仮設住宅建設マニュアルで定めるものとする。

(5) 民間賃貸住宅の借上げ

知事は、民間賃貸住宅の借上げを迅速に実施するため必要となる取扱い等について、あらかじめ検討を進めるものとする。

ア 関係団体との協力協定

(7) 知事は、災害時に民間賃貸住宅の借上げを迅速に進めるために、民間賃貸住宅に係る関係団体と、借上げ可能な民間賃貸住宅の空き家情報の提供について、あらかじめ協力協定を締結するなど、環境整備を図るものとする。

(イ) 知事は、民間賃貸住宅の無報酬での媒介について、宅建業関係団体に対して協力を要請するものとする。

(ウ) 知事は、広域かつ大規模な災害発生に対応するため、複数の関係団体との協力協定の締結に努める。

(エ) 知事は、平時から協定を締結した関係団体と緊急時の連絡体制や制度運用等について情報共有を図るものとする。

(6) 住宅の応急修理

災害救助法及び同法施行細則の規定に基づく住宅の応急修理については、市長が知事から指示を受けて実施するものとする。

ただし、特別な事情により市長が実施することが困難な場合には、市長の協力を得て知事自ら実施する。

ア 住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理

(7) 対象となる者

住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理（以下、「緊急の修理」という。）の対象となる者は、住家が半壊、半焼（大規模半壊から半壊までの住家）又はこれに準ずる程度（準半壊程度相当）の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者とする。

(イ) 修理の範囲

緊急の修理は、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具（玄関、窓やサッシ等）等の必要な部分とする。

(ウ) 対象世帯の調査

対象住宅の調査及び決定については、被害認定調査における損害割合の算定方法に準

じて、自治体職員が判断する。

(エ) 必要資機材及び従事者の確保

必要資機材及び従事者の確保については、協定締結団体の協力を得て、知事が行う。

(オ) 実施期間

緊急の修理の実施期間は、災害発生の日から 10 日以内とする。ただし、やむを得ない事情がある場合には、内閣総理大臣と協議を行う。

イ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

(7) 対象となる者

日常生活に必要な最小限度の部分の修理（以下、「応急修理」という）の対象となる者は、住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者とする。

(イ) 修理の範囲

住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等のように日常生活に欠くことのできない必要最小限度の部分とする。

(ウ) 対象住宅の調査及び対象住宅の決定

対象住宅の調査及び決定については、あらかじめ定める危険住宅判定調査・修理対象基準により市長の意見を聞いて決定する。

(エ) 必要資機材及び従事者の確保

必要資機材及び従事者の確保については、関係業界の協力を得て、知事が行うこととする。

(オ) 実施期間

住宅の応急修理の実施期間は、災害発生の日から 3 カ月以内（ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から 6 カ月以内）とする。ただし、やむを得ない事情がある場合には、事前に内閣総理大臣の承認を得て必要最小限度の期限の延長をする。

(7) 公営住宅の提供

ア 基本法の規定に基づく激甚災害の指定及び災害救助法の適用があった場合については、公営住宅の目的外使用許可による受入れ施設の提供も考慮する。

イ 被災市街地復興特別措置法（平成 7 年法律第 14 号）に規定する住宅被災市町村の基準に適合する場合については、当該災害により住宅を滅失した者に対して、公営住宅の目的外使用許可による住居を提供するものとする。

(8) 企業等宿泊施設及び職員用住宅等の供与

知事は、企業等の所有する社宅・寮及びその他宿泊施設の提供について協力を要請するものとする。

(9) 民間賃貸住宅の情報提供

知事は、民間賃貸住宅の情報提供や無報酬での媒介について（公社）広島県宅地建物取引業協会及び（公社）全日本不動産協会広島県本部に対して協力を要請するものとする。

(10) 被災宅地危険度判定

被災宅地危険度判定要綱に基づき、宅地の被害状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を実施することによって、二次災害を防止し、又は軽減し、もって住民の安全の確保を図ることを目的とする。

第 10 節 救援物資の調達・供給活動

第 1 項 食料供給計画

1 食料供給

- (1) 災害時に被災者及び応急対策従事者に対し、災害救助法による食料の供給又は給食を行い食料の応急確保に努める。

なお、被災者の健康状態や要配慮者、食物アレルギー患者のニーズの把握に努めるとともに、避難の長期化等も踏まえ、栄養管理に配慮して食料供給等を行う。

区 分	実 施 の 内 容	実施責任者
供 給	主食及び副食調味料の確保	市 長
給 食	災害救助法が適用された場合、次の者に対する炊出しの実施 ・ 避難所に受入れた者 ・ 住家被害が全半壊、床上浸水以上で炊事のできない者 ・ 前号の住家への宿泊人、来訪者 ・ 被災者地内に停車、停泊した汽車、船等の旅客で責任者の能力では給食できない者 ・ 応急対策従事者で必要な者 ・ 被災により水道、電気、ガス等の供給がなく、炊事のできない者（医療機関や社会福祉施設等への入院や入所している者を含む。）	市 長
	災害時に応急対策に出動した者に対して炊き出しの必要な場合	市 長

- (2) 適用期間

災害の発生した日から 7 日以内とする。ただし、特に必要があると認めた場合は期間を延長する。

- (3) 給食の方法

市長が行う災害時の給食は保健福祉局長が所掌し、その労務については、市職員、地区の消防団員及びその他の協力によるものとする。

- (4) 給食用資材、食料の確保

市長は、災害発生時の給食に対処するため、あらかじめ給食用資材、食料の在庫、調達方法、輸送方法等について計画を作成し、関係機関との協力体制を確立して、災害発生時の給食の実施に万全を期するよう努めるものとする。

第2項 給水計画

1 給水

(1) 実施責任者

災害のため、飲料水を得ることのできない者に対し次の区分により供給する。

給水を必要とする場合	根拠法令	実施責任者
災害により飲料水を得ることができないため、災害救助法が適用された場合	災害救助法 第13条 同法施行令 第17条	市長 (知事が実施を委任した場合)
災害時に感染症が発生したことにより市長が生活用水の使用又は給水を制限し、又は禁止し、これに伴い生活用水を供給する場合	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第31条	市長
災害時に緊急に水道用水を補給することが公共の利益保護のため必要と認め知事が命令した場合(供給区域外への給水)	水道法第40条	水道事業者

(2) 事前対策

市長又は水道事業者は、地震災害時に備えて、浄水場、基幹管路等の耐震化、老朽管路の更新、バックアップ機能の強化等水道施設の耐震性向上に努めるとともに、緊急時の給水を確保するための配水池の増強や応急給水拠点の整備等水道システム全体としての安定性の向上に努めるものとする。

また、地震災害が発生したとき、迅速に応急給水、応急復旧が実施できるよう、その手順や方法を明確にした計画の策定及び訓練の実施、大規模災害に備えた広域的な相互応援対策などの緊急対応体制の確立に努めるものとする。

なお、医療機関等に対する緊急時の給水については、十分配慮しておくものとする。

(3) 給水方法

実施責任者は県防災計画に定める基準により次のような方法で給水を行う。

ア 区域内の水源を利用できる場合は、ろ水機等を使用し浄化して、必要量を確保して供給する。

イ 区域内の水源を利用できない場合は、給水車等を利用して隣接市町の水源から必要量を運搬して供給する。

ウ 給水に必要な器具については、あらかじめ業者等の協力を得て整備しておくようにするとともに、不足する場合は知事にその貸与のあつせんを要請する。

エ あらかじめ、他の市町等からの応援を受ける場合も想定した応急給水のための手順や方法を明確にした計画の策定に努める。

第 3 項 生活必需品等供給計画

1 被服、寝具、その他生活必需品の支給又は貸与

- (1) 災害による被害に対し災害救助法が適用された場合、住家に被害を受け、被服、寝具、その他生活必需品を喪失し、棄損し、しかも物資の販売機構等の混乱により入手することができない状態にある者に対し、知事は一時的に必要な範囲の物資を調達し配分するが、市長は調達された物資を知事の示す配分計画に基づき、被災者に支給又は貸与を行う。

- (2) 適用期間

災害発生の日から 10 日以内とし、特に必要があると認められる場合は、その期間を延長する。

第4項 救援物資の調達及び配送計画

1 方針

県内で大規模な災害が発生し、市町単独での物資の確保が困難な場合、県は、市町の要請等に基づいて、県の備蓄物資を供給するとともに、市町の要請を取りまとめて民間事業者等に対して、物資の調達及び輸送等を要請する。

また、県単独での対応が困難な場合は、国や他の都道府県等へ物資の供給を要請する。

なお、大規模災害により物資等が不足し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認められ、かつ、市町の要請を待ついとまがないと認められるとき、県は、市町からの要請を待たずに必要な物資の供給を行うことができる。

2 物資の調達及び受入体制

(1) 市

ア 被災者に速やかに物資を供給することができるよう、避難所等での分散備蓄や救援物資輸送拠点の複数箇所の選定に努めるものとする。

また、災害により救援物資輸送拠点が使用出来ない場合等を想定して、民間施設の選定に努める。

イ 物資の調達が困難な場合は、知事に対して応援を要請する。

ウ 県や事業者と救援物資輸送拠点の情報共有に努める。

(2) 県

ア 市から物資の要請があった場合又はその必要があると認めた場合、備蓄物資を速やかに市へ供給する。

イ 「災害救助に必要な物資の調達に関する協定」を締結している小売事業者等に物資を要請するとともに、必要に応じて県災害対策本部へ連絡員の派遣を要請する。

ウ 県単独での物資の確保が困難な場合、国や中国5県及び中国・四国地方における災害時の相互応援協定等に基づき物資の要請を行う。

エ 災害により救援物資輸送拠点が使用できない場合等を想定して、民間施設の選定に努めるとともに、災害時に市町から要請があった場合、県倉庫協会等に対して民間施設の確保を要請する。

3 物資の輸送

(1) 県は、広島県トラック協会及び広島県旅客船協会等へ物資輸送の要請を行う。

(2) 県は、広島県トラック協会等に対して、県や市町の災害対策本部又は救援物資輸送拠点等への物流専門家の派遣を要請する。

(3) 物資の輸送に協力する広島県トラック協会等は、物資を輸送する際に、必要に応じ、避難所のニーズ等の聞き取りを行い、市町等への報告に努めるものとする。

(4) 物資輸送車両等の燃料確保について、県は、国への要請や関係機関との連携により確保に努めるものとする。また、必要に応じ、西日本高速道路株式会社等に対して、高速道路の給油所において物資輸送車両へ給油を行うよう要請する。

第 1 1 節 保健衛生・防疫、遺体の処理に関する活動

第 1 項 防疫計画

1 実施責任

災害時には生活環境の悪化、被災者の病原菌に対する抵抗力の低下など悪条件が重なり感染症が発生しやすくなるので、発生の未然防止、拡大防止を図るため次の措置を行う。

なお、災害救助法が適用された場合、障害物の除去など知事が行う措置については、円滑に行われるよう補助執行するとともに、感染症予防対策については、県等との連携を図り対応するものとする。

事 項	措 置 の 内 容	根 拠 法 令
防 疫	汚染された場所等の消毒の実施、ねずみ族、昆虫等の駆除等、飲食物等の物件の移動制限、廃棄等、遺体の移動制限、生活用水の給水等、建物への立入り制限等、交通制限・遮断等の実施	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第 27 条～第 33 条
廃棄物の 処理	計画処理区域内の土地又は建物の占有者により集められた一般廃棄物の収集、運搬、処分 感染症予防対策上施行する飲食物、衣料等の物件の廃棄処理	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条の 2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 施行規則第 16 条

2 防疫

防疫計画を作成し、消毒、ねずみ族、昆虫等の駆除等必要に応じて患者の入院手続等の防疫活動を実施するとともに、防疫班を編成し市民の行う清掃、消毒方法の指導を行う。

(1) し尿処理

災害により処理施設が被害を受けた場合など、処理対象区域又は感染症予防上必要な区域におけるし尿処理のため、環境衛生班を編成して収集に当たり、避難所等への応急仮設トイレの設置、臨時貯溜槽の設置、地下埋立等、地域や災害の実情に応じた措置を講ずる。

(2) ごみ処理

災害により処理施設に被害を受けた場合、その他必要な場合においてごみを処理するため清掃班を編成して収集に当たり、小地区集積場所、焼却場所を設置して処理する。

第2項 遺体の搜索、取扱い、埋火葬計画

災害により、死亡者が発生した場合、市・県及びその他防災関係機関は相互に連絡を密にして、遺体の搜索、処理及び埋火葬を実施する。また、大規模な災害により多数の死者が生じた場合には遺体の取扱いを遅滞なく進める。

1 遺体の搜索

知事は、災害救助法を適用した場合、市長を補助者として消防機関その他関係者の協力のもとに、災害救助法施行細則の基準に従い、遺体の搜索を行う。

なお、知事が市長に実施を委任したときは、市長が実施責任者となり遺体の搜索を行う。

被害に対して、知事は、災害救助法を適用した場合、市長を補助者として、消防機関その他関係者の協力のもとに、災害救助法施行細則の基準に従い、遺体の搜索を行う。

なお、知事が市長に実施を委任したときは、市長が実施責任者となり遺体の搜索を行う。

(1) 陸上における搜索

市長は、警察署の協力を得て遺体の搜索を行い、遺体を発見したときは速やかに収容する。

(2) 海上における搜索

市長は、海上保安部署及び警察署の協力を得て遺体の搜索を行い、遺体を発見したときは、速やかに収容する。

2 遺体の取扱い

遺体を発見したときは、海上保安部署、警察署及び市は次の措置を行う。

(1) 海上保安部署、警察署

ア 遺体の見分、検視を行うとともに、市と連絡をとり所要の措置を行う。

イ 身元不明遺体については、写真の撮影、指紋の採取、遺品の保存等を行い、速やかに身元確認に努める。

(2) 市

ア 遺体について、県警察と協議の下、医師による死因その他医学的検査を実施する。

イ 遺体の身元特定のために必要な資料等について、県警察等に積極的な提供を行う。

ウ 多数の遺体がある場合は、遺族感情への配慮や効率的な検視業務の遂行のため、検視場所の確保に努めるとともに、検視に必要な資機材（水、電気、手袋、エプロン等）の準備・保管・提供、検視等が終了した遺体の洗浄処理等について市町と連携して対応するとともに、県公安委員会にあっては、必要に応じて警察災害派遣隊を要請し、体制の確保に努めることとする。

エ 検視及び医学的検査を終了した遺体については、おおむね次により処理する。

(7) 感染症の予防等に配慮し、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理を行う。

(4) 遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日に埋火葬ができない場合においては、遺体の腐敗防止措置を行った上で特定の場所（寺院などの施設の利用又は神社、仏閣、学校等の施設に仮設）に集め、埋火葬の処置をとるまで一時保存する。

3 遺体の埋火葬

市は、自ら遺体を埋葬、火葬に付し、又は棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物支給を行う。

なお、市が平常時使用している火葬場の火葬能力では遺体の火葬を行うことが不可能になった場合、「広島県広域火葬計画」（平成 25 年 10 月 1 日施行）に基づき、県に対して応援を要請する。また、棺、骨つぼ等埋火葬等に必要な物資が十分に確保できない場合も同様とする。

県は市から応援要請を受けたときは、火葬場、棺等関連する情報を広域的かつ迅速に収集するとともに県内市町に対して応援要請する。また、状況に応じて災害時の相互応援協定に基づき近隣県に対して応援要請を行う。

なお、埋火葬に当たっては、次の点に留意する。

- (1) 身元不明の遺体については、県警察その他関係機関に連絡した後に措置する。
- (2) 身元不明でかつ原因不明の遺体については、行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治 32 年法律第 93 号）の規定により措置する。ただし、災害救助法が適用されている場合で、災害により死亡したことが明らかな遺体については、同法に基づき埋火葬を実施する。
- (3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による遺体の移動制限等
 - ア 知事は、一類感染症、二類感染症又は三類感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、遺体の移動を制限し、又は禁止する場合がある。
 - イ 一類感染症、二類感染症又は三類感染症の病原体に汚染等された遺体は、火葬しなければならない。ただし、十分な消毒を行い、知事の許可を受けたときは埋葬することができる。
 - ウ 一類感染症、二類感染症又は三類感染症の病原体に汚染等された遺体は、24 時間以内に火葬し、又は埋葬することができる。

第 1 2 節 応急復旧、二次災害防止活動

第 1 項 公共施設等災害応急復旧計画

1 方針

災害によって被害を受けた公共施設の管理者は、住民生活の安定に重大な影響を及ぼす施設を重点に、速やかに応急復旧工事を実施し、降雨等による水害・土砂災害等に備え、二次災害防止施策を講じるとともに、応急対策の円滑な実施に支障ないように努める。

なお、応急復旧終了後、被害の程度を十分検討し、必要な施設の新設又は改良等を行う。

2 防災上重要な拠点施設の応急復旧活動

防災上重要な拠点となる施設の管理者は、災害により施設に被害を受けた場合は、被災状況を速やかに調査し、応急復旧を図る。

3 交通施設の応急復旧活動

(1) 鉄軌道施設

鉄軌道管理者は、災害により設備に被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、重要度の高い線区から速やかに応急復旧をする。エ 中国電力ネットワーク株式会社は、自己の電気工作物の事故等の応急対策の実施に当たって、他の公共施設に与える影響を十分に配慮して実施する。

(2) 道路

道路、橋梁等の管理者は、災害により施設に被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、設定された緊急交通路を早急に確保するため、沿道等の応急復旧計画と調整の上、応急復旧工事を実施する。

なお、高速道路については、緊急交通路としての機能を確保するため、上下線各 1 車線の確保に向けて最大限の努力をする。

(3) 空港

広島空港及び広島ヘリポートの管理者は、災害により施設に被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、沿道等の応急復旧計画と調整の上、応急復旧工事を実施する。

(4) 港湾及び漁港

港湾管理者及び漁港管理者は、港湾施設及び漁港施設が災害により被害を受けた場合は、被害状況を災害応急対策のため緊急性の高いものから速やかに調査し、沿道等の応急復旧計画と調整の上、災害応急対策のため緊急性の高いものから応急復旧工事を実施する。

4 治水施設等の応急復旧活動

(1) 河川、海岸

河川、海岸管理者は、災害により管理する施設に被害を受けた場合には、被害状況を速やかに調査し、二次災害防止のための応急復旧工事を実施する。

(2) 砂防設備等

県及び市町は、砂防設備等の損傷や土石流、山崩れ、がけ崩れ等の発生により、二次災害が発生するおそれのある場合には、被害状況を速やかに調査し、崩落土砂の除去や仮設防護柵設置等の応急工事を実施する。

5 治山施設等の応急復旧活動

県及び市町は、治山事業施工地又は計画地において山腹崩壊等により土砂が流出した場合は、排土等による原状回復に努め、二次災害防止のための応急工事として編柵、土のう積み等を行う。

6 その他公共、公益施設の応急復旧活動

その他住民生活に重要な影響を及ぼす公共、公益施設については、緊急度に応じて速やかに応急復旧を図る。

7 住民への広報活動

県、市町及び公共施設の管理者は、公共施設の損傷等により、二次災害が発生するおそれのある場合等必要に応じて、住民に対し広報する。

第2項 電力・ガス・水道・下水道施設等災害応急対策計画

1 電力施設災害応急対策

(1) 実施責任者

中国電力ネットワーク株式会社

(2) 実施方法

ア 電力施設の災害応急対策については、中国電力ネットワーク株式会社が防災に関する計画を定めて対処するが、市長はこれらの対策が的確に実施されるよう協力するものとする。

イ 災害応急対策責任者は、その管理する施設に被害を受けた場合は、被害の状況、応急対策の概況等を市長に通報するものとする。

ウ 中国電力ネットワーク株式会社は、停電状況、復旧の見通し、電気使用上の注意等の広報活動をホームページへの掲載を含むインターネットによる発信及び広報車による周知等により行い、必要に応じてテレビ、ラジオ等による放送を報道機関に依頼するものとする。

エ 中国電力ネットワーク株式会社は、自己の電気工作物の事故等の応急対策の実施に当たって、他の公共施設に与える影響を十分に配慮して実施する。

2 ガス施設災害応急対策

(1) 実施責任者

福山瓦斯(株)

(2) 実施方法

ア ガス施設の災害応急対策については、福山瓦斯(株)(ガス施設)の管理者が防災に関する計画を定めて対処するが、市長はこれらの対策が的確に実施されるよう協力するものとする。

イ ガス事業者は、ガス保安関係法令及び自己の定める災害対策計画により応急対策を実施する。

ウ ガス工作物に関する災害が発生したときは、事故の態様に応じて、直ちに消防機関又は警察署に速報し、応急対策を講じるとともに、事故の状況、復旧見込み等を最も適切な方法で需要者その他の関係者へ通報する。

エ ガス事業者は、あらかじめ定める動員計画に基づき、災害復旧に必要な要員を確保するとともに、必要に応じて請負工事業者等へ応援を依頼する。また、状況によっては、広域的な応援・受援計画により他のガス会社へ応援を依頼する。

オ 災害により、ガス供給が不可能となった場合は、ガス供給業者は可能な限りガスに代わる適当な燃料が確保されるよう努める。

カ ガス施設の被害状況、復旧の見通し、ガス使用上の注意等の広報活動を広報車、ホームページへの掲載などインターネットにより行い、必要に応じてテレビ、ラジオ等による放送を報道機関に依頼するものとする。

3 水道施設災害応急対策

(1) 実施責任者

水道事業者及び水道用水供給事業者

(2) 応急復旧対策

ア 迅速に応急復旧等が行えるよう、あらかじめ、関連事業者等からの応援を受ける場合も想定した手順や方法を明確にした計画の策定に努めるとともに、大規模災害に備えた広域的な

相互応援対策などの緊急対応体制の確立に努めるものとする。

イ 応急復旧等が実施責任者のみでは困難な場合には、県内の関係事業者、隣接市町又は県に応援を要請し、必要に応じ、広域的な応援・受援計画により、県外の関連事業者等へ応援を依頼する。

ウ 応急復旧等の状況や見通しを広報し、市民へ周知する。

(3) 資機材の確保

応急復旧等に必要な資機材を可能な限り備蓄するとともに、関連事業者等との調達体制の確立に努めるものとする。

4 下水道施設災害応急対策

(1) 実施責任者

公共下水道管理者

(2) 応急復旧対策

ア 迅速に応急復旧等が行えるよう、あらかじめ、関連事業者等との災害時における復旧支援に関する協定を締結するなど支援体制の確立に努めるものとする。

イ あらかじめ定める動員計画に基づき、災害復旧に必要な要員を確保し、応急対策を実施する。

ウ 応急復旧等が実施責任者のみでは困難な場合には、関連事業者、近隣市町又は県に応援を要請する。県は、県を越える広域的な支援を必要と認めるときは、「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づき支援体制を整える。

(3) 広報サービスの実施

下水道施設の被害状況、復旧の見通し等の広報活動を広報車等により行い、必要に応じてテレビ、ラジオ等による放送を報道機関に依頼するものとする。

(4) 資機材等の確保

応急復旧等に必要な資機材を可能な限り備蓄するとともに、関連事業者等との調達体制の確保に努めるものとする。

5 電気通信設備応急対策

(1) 実施責任者

西日本電信電話(株)中国支店

(株)NTTドコモ中国支社

NTTグループ会社は関連会社と協力し、災害時において可能な限り電気通信サービスを維持し重要通信をそ通させるよう、防災業務の推進と防災体制の確立を図るとともに、応急復旧を迅速かつ的に実施し通信サービスの確保を図る。

(2) 応急対策

ア 重要通信の確保

(ア) 通信の利用制限

災害等により通信が著しく輻輳し、そ通が困難となった場合は、電気通信事業法に基づき通信の利用を制限(規制)する措置を行う。

(イ) 重要通信の優先利用

防災関係機関については、通信の利用制限(規制)の対象としない『災害時優先電話』の承認を受けておくものとする。

a 災害時優先電話の指定機関

b 非常電報・緊急電報『115』扱い

イ 非常通信の確保

(7) 特設公衆電話の設置

災害救助法等が適用された場合、孤立地域及び緊急避難場所等に特設公衆電話を設置するよう努める。(臨時電話の設置)

(4) 公衆電話の無料化

広域停電時には、既設公衆電話の無料化に努める。

(ウ) 携帯電話及び衛星携帯電話の貸出し【ＮＴＴドコモ中国支社】

ウ 通信設備の応急復旧

災害を受けた通信設備は、できるだけ迅速かつ的確に復旧を実施する。

エ 災害用伝言ダイヤル「171」及び災害用伝言板『web171』の運用

震度 6 弱以上の地震等の発生により被災地に向けた電話が混み合っかかりにくくなるなど通信が輻輳した場合は、安否等の情報を円滑に伝達する災害用伝言ダイヤル『171』及び災害用伝言板『web171』を速やかに運用する。

また、災害用伝言ダイヤル「171」を運用した場合、必要に応じ報道機関・自治体等の協力により、テレビ・ラジオ・防災無線等で利用案内を依頼する。

オ 災害用伝言板サービスの運用

震度 6 弱以上の地震発生時や災害の発生により安否確認連絡が多発すると想定される場合等には「災害用伝言板サービス」を運用する。

カ 広報活動

(7) 広報車による広報活動を行う。

a 被災地域と被災模様

b 復旧のための措置と復旧見込み時期

(4) 掲示板等による広報(ホームページによる広報【ＮＴＴドコモ中国支社】)

(ウ) 必要に応じてテレビ・ラジオ等による放送を報道機関に、防災無線等による放送を行政機関に依頼するものとする。

6 樋門、ダム、ため池等災害応急対策

(1) 樋門、ダム、ため池等の管理は、防災対策上重要であり、これらの施設を管理する者は、その施設の操作に関する計画を定め、防災に寄与するように努めるものとする。

(2) 前項の計画は、あらかじめ市長と協議して定めるものとする。

(3) 決壊により人的被害等を及ぼす恐れがある「防災重点ため池」について、迅速な避難行動につながるよう県及び市はため池マップやハザードマップにより周辺住民等に周知を図り、市及び所有者等は緊急連絡体制を整備する。

所有者等は定期的な日常点検及び草刈りや施設の修繕等の日常管理を行うとともに、ため池の損傷状況等に応じて落水等の必要な対策を行い、災害の発生防止に努める。

所有者等を確認することができない防災重点ため池については、市が点検や低水位管理等を実施することにより、災害の予防に努める。

第3項 その他施設災害応急対策計画

1 目的

この計画は、災害時に応急対策が必要なその他の施設について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 防災重点ため池対策

市は、所有者等による応急措置では十分に安全を確保できない場合、防災上必要な措置を行う。

市での措置が極めて困難な場合などにおいては、災害対策基本法に基づく応援の要請を検討する。

第4項 廃棄物処理計画

1 方針

し尿、ごみ等による公衆衛生及び生活環境の悪化、一時的に大量に発生した廃棄物が早期の復旧・復興の妨げとなることを防ぐため、安全性や生活環境の保全を確保しつつ、廃棄物の適正かつ迅速な処理を実施する。

災害廃棄物の処理にあたっては、可能な限り廃棄物の再生利用を図り、最終処分量を低減させる。また、市内の既存処理施設を最大限に活用しつつ、関係機関と協力して処理体制を構築する。

2 災害廃棄物処理計画

福山市災害廃棄物処理計画等に基づき対応する。

3 実施主体等

災害廃棄物（一般廃棄物）は、市が主体となって処理する。県は、市を中心とした処理体制構築のための連絡調整や市の支援を行う。

市及び県の役割

市	県
・自ら主体となって災害廃棄物処理 ・仮置場の設置運営 ・廃棄物の運搬・処分等 ・県、他市町、民間支援団体等との協力体制に係る連絡調整・支援要請	・県内市町、他都道府県、国、民間支援団体等の協力支援体制の整備に係る連絡調整 ・被災市町への事務支援、人的支援 ・被災市町による処理が困難な場合に、事務委託により災害廃棄物の処理を実施

4 災害廃棄物の処理

(1) 収集運搬

平時の体制に加え、協定締結事業者からの支援や民間事業者への委託等により収集運搬体制を確保する。

加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

(2) 損壊家屋等の撤去等

損壊家屋等の解体・撤去は、原則として所有者が行うが、大規模災害時等において市が必要と認める場合は、市が解体・撤去を行う。

解体工事や廃棄物の処理にあたっては、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改正版）」（平成29年9月環境省）を参照し、石綿の飛散防止に努める。

(3) 仮置場での保管・分別・処理

市は廃棄物の処理を進めるために必要な仮置場を設置する。

仮置場の区分	機能
住民用仮置場	被災住民の自己搬入用仮置場
一次仮置場	二次仮置場へ搬入するまでの一時保管・分別
二次仮置場	各処理施設へ搬入するまでの一時保管、破碎・選別等の中間処理等

(4) 処理困難廃棄物等の処理

有害性・危険性のある処理困難廃棄物は、性状に応じて優先的に回収し、製造元、業界団体等、適切に処理できる者に処理を依頼する。

(5) し尿・生活ごみ等の処理

被災地域や避難所等で発生するし尿・生活ごみは、速やかな処理が必要となる。市はこれらの収集・運搬体制を速やかに構築する。

(6) 連携の促進等

ア 災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。

イ 災害廃棄物に関する情報のほか、国（環境省）による災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、地方公共団体等の関係者によって組織する地域ブロック協議会の取組等に関して、平時から職員間で共有する。

5 災害廃棄物処理実行計画の作成

市は、発災後、国が作成するマスタープランや市災害廃棄物処理計画等をもとに、実際の被災状況を踏まえ、具体的な処理方法等を定めた「災害廃棄物処理実行計画」を作成する。

第5項 有害物質等による環境汚染防止計画

1 目的

被災した工場又は事業場等からの有害物質及び建築物等からの石綿の飛散・流出を防止するため、被害の状況を把握し、適切な措置を講じることにより、災害の拡大及び二次被害の防止を図り、もって県民の健康被害を防止するとともに、生活環境を保全する。

2 実施方法

災害発生時において、関係行政機関は、次のとおり実施する。

(1) 有害物質の飛散・流出防止措置

ア 被災状況の把握

関係行政機関は、被災地域における有害物質使用等事業者に対して施設の点検を指導するとともに、有害物質の飛散・流出の有無等の状況について、速やかに把握する。

イ 環境汚染事故対応

環境汚染事故が発生した場合は、広島県危機対策運営要領（水質汚染事故・大気汚染事故）により、必要な措置を講じる。

ウ 環境影響の把握

有害物質の飛散・流出により、周辺環境への影響が懸念される場合は、大気、土壌、公共用水域等の水質の採取・分析を行い、環境影響の有無を把握する。また、測定結果は、速やかに公表する。

(2) 建築物等からの石綿の飛散防止措置

「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）（平成29年9月）」に基づき、必要な措置を講じる。

なお、被災建物等の解体及び解体廃棄物の処理に伴い石綿の飛散が懸念される場合は、大気中のアスベスト濃度のモニタリングを行い、測定結果は、速やかに公表する。

測定地点の選定にあたっては、被災状況、関係市町の意見等を勘案して定める。

3 環境汚染防止の推進等

災害発生時の措置の実施を円滑に行うため、広島県危機対策運営要領及び「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）（平成29年9月）」に定めるもののほか、次の事項について実施する。

- (1) 水質汚濁防止法、PRTR法（化学物質排出管理把握促進法）等の届出情報による有害物質使用等事業場の把握
- (2) 大気汚染防止法による石綿飛散防止対策の推進
- (3) 事業者の化学物質の管理体制の整備の促進

第 1 3 節 自発的支援の受入れ

第 1 項 ボランティアの受入等に関する計画

市・県及び関係団体は、ボランティア活動が災害時に果たす役割の重要性を踏まえ、災害時のボランティア活動が円滑に行われるよう相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、迅速かつ円滑なボランティアの受付、調整等その受入体制を確保するため、受入に携わる要員の育成に努めるものとする。ボランティアの受入に際して、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの自主性を尊重しつつ、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

1 ボランティアの受入れ

(1) ボランティアの受入体制

県は、災害対策本部を設置した際には、広島県社会福祉協議会が設置する広島県被災者生活サポートボランティアセンターへの支援及び専門ボランティアの派遣（以下、「支援等」）を行う。広島県被災者生活サポートボランティアセンター及び市社会福祉協議会が設置する市災害ボランティアセンターは、連携を図り、ボランティアなどの受入れや活動支援、情報収集・発信などを行う。

また、特定非営利活動法人ひろしまNPOセンター等の中間支援組織は、必要に応じて、広島県被災者生活サポートボランティアセンター・市町被災者生活サポートボランティアセンターの活動と連携して被災者支援を効果的に展開するため、情報共有の機会を設ける。

(2) 県災害対策本部の役割

本部は、ボランティアの受入体制の確保について、被災市町、日本赤十字社広島県支部、広島県社会福祉協議会及びその他防災関係機関並びにNPO・ボランティア等と緊密に連絡、協議し、支援等を行うものとする。

また、本部は、広島県被災者生活サポートボランティアセンター等へ被災地の状況、救援要請や救援活動の状況などの情報提供や情報収集を行う。

(3) 市災害対策本部の役割

本部は、ボランティアの受入体制の確保について、市災害ボランティアセンター等と連携し、ボランティアの受入窓口や連絡体制を設け、ボランティア活動の円滑な実施を支援する。

また、本部は、市災害ボランティアセンター等に対して、情報提供等の支援を行う。

(4) 広島県被災者生活サポートボランティアセンターの役割

市災害ボランティアセンターや県災害対策本部等と連絡・調整し、市災害ボランティアセンターの後方支援を行うものとする。

ア 市災害ボランティアセンターの運営支援

情報発信、人材の派遣、資機材、資金の調整等の支援を行う。

イ 県内関係機関・団体及び全国への支援要請及び情報発信

県域の災害時の協働ネットワークである「広島県被災者生活サポートボラネット」の構成機関・団体及び全国へ、被災地支援に向けた情報、人材、資機材の確保、資金の呼びかけ等

を行う。

(5) 市災害対策本部の役割

市が被災した場合、県災害対策本部及びその他防災関係機関と緊密に連絡、協議し、市災害ボランティアセンターへ支援等を行うものとする。

(6) 市災害ボランティアセンターの役割

広島県被災者生活サポートボランティアセンターや市災害対策本部等と連絡・調整し、ボランティアなどの受入や活動支援を行うものとする。

ア 被災者の支援ニーズ等の把握

各災害応急対策責任者や被災者、ボランティア、関係機関・団体等から、被災者の生活支援に係るニーズを把握する。

イ ボランティアの募集

ボランティアのあっせん要請等の需要に対し、ボランティアが不足すると考えられる場合、ボランティア活動の必要な状況を広報し、ボランティアの募集を行う。

ウ ボランティアのあっせん・活動支援

災害発生時におけるボランティア申出者を受け付け、各ボランティアの活動内容、活動可能日数、資格、活動地域等を把握する。

各災害応急対策責任者から市災害ボランティアセンター等に対しボランティアのあっせん要請が出された場合、平常時からのボランティア登録者及び災害後に受け付けたボランティア申出者の中から必要なボランティアをコーディネートする。

また、ボランティアのあっせん要請がない場合でも必要と認められるときは、ボランティアのあっせんを行うことができるものとする。

エ ボランティア関連情報の収集・発信

被災地の状況、救援活動の状況などの情報を、ボランティアに対して的確に提供する。

(7) 被災者生活サポートボランティアセンター（災害ボランティアセンター）への国庫負担

市に災害救助法が適用された際、県又は県から事務の委託を受けた市が、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する被災者生活サポートボランティアセンター（災害ボランティアセンター）に委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができるものとする。

2 専門ボランティアの派遣等

県は、各災害応急対策責任者から専門ボランティアのあっせん要請があった場合、県に登録されている専門ボランティアや市災害ボランティアセンター等で受け付けた専門ボランティアをあっせんする。

市は、専門ボランティアの受入れ及びあっせんの調整等を行う。

3 ボランティアの活動拠点及び資機材の提供

市及び県は、庁舎、交流館、学校などの一部を、ボランティアの活動拠点として積極的に提供する。

また、ボランティア活動に必要な事務用品や各種資機材については、可能な限り貸し出し、効率的な活動ができる環境づくりに努める。

4 災害情報等の提供

県は広島県被災者生活サポートボランティアセンター等へ、市は市災害ボランティアセンター等へ、ボランティア活動に必要な災害情報等を積極的に提供する。

5 ボランティアとの連携・協働

市及び県は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮するものとする。

また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。

6 市災害ボランティアセンターの機能喪失時の補完体制

大規模災害の発生により市災害ボランティアセンター機能の一部又は全部が喪失した場合、広島県被災者生活サポートボランティアセンター及び近隣の市町社会福祉協議会（災害ボランティアセンター）は、協働して、センター機能の一部又は全部を担える体制を整備する。

7 ボランティア補償制度又は保険制度

市は、ボランティア活動中における負傷等に備え、ボランティアが保険へ加入するよう努める。

8 海外からの支援活動の受入れ

海外からの支援活動は、国が受け入れたものについて、国の受入計画に基づき、県が受け入れる。

第 1 4 節 文教計画

市及び県は、災害時において、園(所)児、児童、生徒及び学生(以下「生徒等」という。)の安全を確保し、災害後の生徒等の不安感の解消に努めるとともに、学校教育の万全を期するため、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

また、災害時において学校等が被災者の避難所として使用されることとなった場合、その使用に支障のないよう適切な運営に努める。

1 避難対策

(1) 学校の管理者

ア 市立学校	市教育委員会
イ 国・県・私立学校	学校長
ウ 大学	学長

(2) 避難の実施

学校の管理者は、災害が発生した場合又は市長が避難指示等を行った場合には、あらかじめ作成された避難計画に基づいて、生徒等及び教職員等を安全な場所に避難させ、その安全の確保に努める。

(3) 災害発生時の保護者への連絡・引渡し等

災害発生後、児童生徒等を保護者に引き渡すことが適切と判断される場合は、あらかじめ定めた方法で速やかに保護者と連絡をとるとともに、保護者と連絡が取れない等の理由で生徒等の引渡しができない場合は学校において保護するものとする。

(4) 通学路等の確保

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、通学時において生徒等を災害から保護するために、災害危険箇所、災害により通学不能又は困難が予想される地区の実態を把握し、危険予防のため市長は校長と協議し、通学方法についての指示その他必要な措置を講ずるものとする。

2 生徒等への相談活動

学校の管理者は、災害による生徒等の被災状況を迅速に把握し、生徒等への相談活動を行い、精神的な不安感の解消に努める。

3 学校教育対策

(1) 応急教育の実施

市教育委員会は、災害により校舎等に被害を受けた場合、応急的に教育を実施するための実施方法等について計画を定め、教育活動に支障をきたさないよう配慮する。

ア 応急教育の実施責任者

- (ア) 市立学校(幼稚園を除く。) 市教育委員会
- (イ) 国・県・私立学校 学校長

イ 応急教育実施予定場所

- (ア) 校長は、災害時における応急教育を円滑に実施するため、校内施設の活用又は市内の他の学校、公共施設の利用等あらかじめ関係者と協議し、実施場所を選定しておく。

なお、あらかじめ応急教育計画を作成しておく。

- (イ) 市教育委員会は、市立学校の校長が行う応急教育の場所の選定について調整するとともに、その他の学校の校長が行う場所について、あっせん等の協力を行う。
- (ウ) 応急教育場所が市内で得られない場合は、隣接市町村の協力により確保する。
また、県教育委員会に確保のあっせんを要請する。

ウ 応急教育の実施方法

応急教育の実施については、被害の実情に応じて校長が定める。

- (ア) 児童、生徒、保護者、教職員及び学校施設・設備、通学路の状況を把握する。
- (イ) 教職員を動員し、授業再開に努める。なお、被害の状況により必要があるときは、市又は地域住民等の協力を求める。
- (ウ) 学校施設及び設備の応急復旧状況を把握し、必要に応じて速やかに応急教育計画の修正を図り、応急教育計画の開始時期及び方法を確実に児童、生徒及び保護者に連絡する。
- (エ) 生徒等を学校へ一度に受け入れることができない場合は、二部授業又は地域の公共施設を利用した分散授業に努める。
- (オ) 応急教育の実施に当たって、施設の確保ができない場合は、仮校舎等の建築も検討する。

(2) 学用品の調達

ア 教科書等の確保

市教育委員会、国立及び県立学校並びに私立小・中・高等学校の長は、災害により教科書及び教材を喪失又は損傷した、児童、生徒がある場合には、県教育委員会の協力を得て、その確保に努める。

イ 教科書等学用品の支給

知事は、災害救助法を適用した場合には、教科書等学用品を災害救助法施行規則に則り、次により調達し、支給する。また、知事がその実施を市長に委任した場合は、市長が実施する。

なお、教科書及び教材の支給に関しては、県教育委員会の協力を得るものとする。

(ア) 支給対象者

災害により住家に被害(全壊、全焼、流出、半壊、半焼及び床上浸水)を受け、教科書等学用品を喪失、損傷し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒(特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒を含む)並びに高等学校等生徒(特別支援学校の高等部生徒並びに高等専門学校、専修学校等の生徒を含む。)

(イ) 支給範囲

- a 教科書及び教材(県又は市教育委員会に届け出又は承認を受けて使用しているもの)
- b 文房具(ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等)
- c 通学用品(運動靴、傘、かばん 長靴等)

(ウ) 支給限度額

- a 教科書及び教材 支給に要した実費
- b 文房具及び通学用品 災害救助法施行規則に定めるところによる。

(エ) 支給の期限

- a 教科書及び教材 1 ヶ月以内
- b 文房具及び通学用品 15 日以内

ただし、やむを得ない特別な事情がある場合は、厚生労働大臣の承認を得て期間を延長する。

(3) 教職員の確保

被災した教職員が多いため、正常な授業や校務運営の実施が困難な場合、応急教育の実施責任者は、県教育委員会(私立小、中・高等学校(準ずる学校を含む。))にあっては知事)にその状況を報告する。

この場合において、県教育委員会(又は知事)は、教職員の確保に努めるものとする。

(4) 給食

ア 給食施設又は給食用物資に被害を受けた場合は、その状況を県教育委員会及び県学校給食会に報告し、被害物資の処分方法、給食に必要な物資の確保等について指示を受ける。

イ 緊急避難場所として使用される学校において、その給食施設が、被災者炊き出し用に利用されることになる場合は、学校給食と被災者炊き出しとの調整に留意する。

ウ 被災地においては、感染症発生のおそれが多いので、保健衛生について特に留意する。

(5) 高等学校生徒等の災害応急対策への協力

高等学校において、登校可能な生徒を教職員の指導監督のもとに学校の施設、設備等の応急復旧整備作業や、地域における救援活動及び応急復旧等に協力するよう指導する。

大学、専修学校及び各種学校についても、高等学校に準じて災害応急対策への協力を指導又は要請する。

(6) 授業料等の減免等

市及び市教育委員会は、次により減免等の措置を行う。

ア 保育所

保育所の幼児が、災害により被害を受けた場合は、必要に応じて通所カバン、保育服等を支給するとともに、保育料を減免する。

イ 幼稚園

市立幼稚園の園児が被害を受けた場合は、必要に応じて保育料を減免する。

また、私立幼稚園の園児が被害を受けた場合で、幼稚園設置者が保育料、入園料を減免する場合、必要に応じて当該幼稚園設置者に対して補助を行う。

ウ 小・中・義務教育学校

福山市立小学校、中学校及び義務教育学校の児童生徒が災害により、教科書が使用できなくなった場合は、必要に応じて教科書を再支給する。

また、小学校、中学校及び義務教育学校の児童生徒が一定程度以上の被害を受けた場合は、学用品費等の必要な費用を援助する。

エ 高等学校

高等学校の生徒が、災害により被害を受けた場合は、必要に応じて教科書、学用品等を支給する。

なお、市立高等学校の生徒が被害を受けた場合は、必要に応じて学力検査料、入学料を減免する。

(7) 奨学金の貸付

県教育委員会は、災害等による家計急変のため、緊急に奨学金の貸付けが必要な場合は、奨学金を貸し付ける。

(8) 就学奨励費の再支給

県教育委員会は、災害により学用品等を喪失又は損傷した幼児、児童、生徒がある場合には、就学奨励費の再支給等必要な措置を講ずる。

4 学校が地域の避難所となる場合の対策

- (1) 学校の管理者は、避難所に供する施設、設備の安全を確認したうえ、市長に対し、その利用について必要な情報を提供する。

また、避難所として必要な人員を確保し、施設、設備の保全に努め、有効かつ的確な利用に万全を期する。

- (2) 学校の管理者は、避難生活が長期化する場合には、応急教育活動と避難者への支援活動との調整について、市と必要な協議を行う。

5 交流館又は社会教育施設が地域の避難所となる場合の対策

- (1) 交流館又は社会教育施設の管理者は、避難所に供する施設設備の安全を確認したうえ市長に対し、その利用について必要な情報を提供する。

さらに、避難所として必要な人員を確保し、施設・設備の保全に努め、有効かつ的確な利用に万全を期する。市長は、被災状況を把握し関係者の協力を得て応急修理を行う。

- (2) 交流館又は社会教育施設の管理者は、避難生活が長期化する場合には、避難者への支援活動について、市と必要な協議を行う。

6 文化財に対する措置

- (1) 文化財が被災した場合には、所有者又は管理者は消防機関等に通報するとともに、速やかに市教育委員会に被災状況を報告する。

- (2) 市教育委員会は、市指定文化財については所有者又は管理者に対し、必要な応急措置を取るよう指示し、国指定等及び県指定の文化財については、県教育委員会へ被災状況を報告する。

第 15 節 災害応急救助計画

1 災害救助組織

災害発生時における災害救助法による被災者の救助は、通常の場合は福祉部で担当し、災害対策本部が設置された場合は災害対策本部の事務分掌により担当する。

2 災害救助法適用

知事は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある市に対し、災害救助法を適用し、同法に基づく次の応急救助を実施し、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

なお、災害が発生するおそれがある段階において、災害救助法を適用した場合には、避難所の設置による応急救助を実施する。

- (1) 避難所の設置
- (2) 応急仮設住宅の供与
- (3) 炊き出しその他による食品の供与及び飲料水の供給
- (4) 被服、寝具その他生活必需品の支給又は貸与
- (5) 医療及び助産
- (6) 災害にかかった者の救出
- (7) 災害にかかった住宅の応急修理
- (8) 学用品の支給
- (9) 埋葬
- (10) 遺体の搜索及び処理
- (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

3 災害救助法の適用基準

- (1) 災害が発生した場合、災害救助法は、次のいずれかに該当する場合に適用される。(同法第 2 条第 1 項に定める適用)
 - ア 市内の住家滅失世帯数が市町災害救助法適用基準の「1 号基準世帯数」(150 世帯) 以上の場合
 - イ 広島県内の住家滅失世帯数が 2,000 世帯以上であって、市内の住家滅失世帯数が市町災害救助法適用基準の「2 号基準世帯数」(75 世帯) 以上の場合
 - ウ 広島県内の住家滅失世帯数が 9,000 世帯以上であって、市内の住家滅失世帯数が多数であること
 - エ 災害が隔絶した地域に発生したものであるなど、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、かつ多数の世帯の住家が滅失した場合
 - オ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合
 - (2) 災害が発生するおそれがある場合、災害救助法は、次の全てに該当する場合に適用される。(同法第 2 条第 2 項に定める適用)
 - ア 災害が発生するおそれがある場合に、国が災害対策基本法に規定するいずれかの災害対策本部(特定・非常・緊急)を設置し、当該災害対策本部の所管区域として、広島県が告示されていること。
 - イ 県内市町において、当該災害により、被害を受けるおそれがあること。
- (注) 住家滅失世帯数の算定に当たっては、住家が半壊、半焼等著しい損傷を受けた世帯について

ては2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能となった世帯については3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1の世帯とみなす。

4 災害救助法の適用手続き

- (1) 市における災害が前記「3 災害救助法の適用基準」のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、当該市は、直ちにその旨を県に情報提供する。
- (2) 県は、市からの情報提供又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、国（内閣府）から必要な助言を受けて、災害救助法の適用を決定し、国（内閣府）へ情報提供するとともに、法に基づく救助の実施について、当該市、各関係機関及び関係部局に連絡・指示する。
- (3) 県は、災害救助法を適用したときは、速やかに告示する。

5 救助の種類、対象及び期間

災害救助法に基づく救助の種類、対象及び期間は、次のとおりである。

なお、期間内における救助の適切な実施等が困難な場合には、県は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

災害救助基準

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 340円以内 (加算額) 冬季 別に定める額を加算 高齢者等の要支援者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、1人1日当たり340円以内の額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 限度額 1戸当たり 6,775,000円以内 3 集会施設の設置 概ね50戸に1施設設置可	災害発生の日から20日以内着工 供与期間 完成の日から2年以内	1 高齢者等の要支援者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置することができる。 2 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これらに収容することができる。
炊き出しその他のによる食品の支給	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流出、床上浸水で炊事できない者	1人1日当たり 1,230円以内	災害発生の日から7日以内	食品支給のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	1 輸送費、人件費は別途計上

救助の種類	対 象	費用の限度額				期 間		備 考	
被服、寝具その他生活必需品の支給又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内				災害発生の日から10日以内		1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること。	
		区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算
		全壊 全焼 流失	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000
			冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600
		半壊 半焼 床上浸水	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700
冬	10,100		13,200	18,800	22,300	28,100	3,700		
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者…協定料金の額以内				災害発生の日から14日以内		患者等の移送費は、別途計上	
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者であって災害のため助産に途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額				災害発生の日から7日以内		妊婦等の移送費は、別途計上	
災害にかかった者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費				災害発生の日から3日以内		1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「遺体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上	
被災した住宅の応急修理 【住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理】	災害のため住宅が半壊(焼)又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、1世帯当たり50,000円以内				災害発生の日から10日以内			
被災した住宅の応急修理 【日常生活に必要な最小限度の部分の修理】	1 住家が半壊(焼)又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1 次号に掲げる世帯以外の世帯 706,000円以内 2 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000円以内				災害発生の日から3ヶ月以内に完了 (ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から6ヶ月以内に完了)			

学用品の支給	住家の全壊(焼)流失半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校、中学校、義務教育学校の児童・生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,800円 中学校生徒 5,100円 高等学校等生徒 5,600円	災害発生の日から (教科書)1ヶ月以内 (文房具及び通学用品)15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 219,100円以内 小人(12歳未満) 175,200円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
遺体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
遺体の処理	災害の際死亡した者について、遺体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	洗浄、消毒等 1体当たり 3,500円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,500円以内 検索 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検索は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 遺体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当たり 138,700円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 遺体の搜索 6 遺体の処理 7 救済用物資の整備・配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法第4条第1号から第10号までに規定する種類	災害救助法第20条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの支給を考慮して定める	応急救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合、知事は、内閣総理大臣に協議し、同意を得た上で救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

6 市長による救助の実施

県及び市町は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、災害救助法が適用された場合、同法に基づく救助は知事が実施責任者となり、市長が補助者となって実施するが、より迅速な災害対策を行うため、同法第13条第1項及び同法施行令第17条の規定に基づき、救助の実施に関する事務の一部を市町長に委任する。

県から、市町長への事務委任は、原則として下表のとおりとする。

ただし、複数の市町における災害や市町の行政機能が損なわれる被災状況等、市町の実情に応じて、委任する事務を決定する。

なお、救助事務の委任は災害救助法が適用された都度、県から市町に通知することにより行うとともに、市町へ救助事務を委任した場合であっても、その救助の実施責任者は県にあるため、県は常にその状況把握に努め、万一、市町において、事務遂行上不測の事態等が生じた場合等には、県において委任元としての責任をもって、市町に対する助言等を行う等、適切な事務の遂行に努める。

市町長及び知事それぞれが担当する救助事務

実施者	担当する救助事務
市町長	1 避難所の設置 2 炊き出しその他による食品の給与 3 飲料水の供給 4 被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与 5 医療・助産（救護所における活動） 6 被災者の救出 7 被災した住宅の応急修理 8 学用品の給与 9 埋葬 10 死体の搜索・処理 11 障害物の除去
知事	1 応急仮設住宅の供与 【建設型応急住宅】 広島県応急仮設住宅 建設マニュアルに定められた役割分担に基づき、県及び市町が事務を実施 【賃貸型応急住宅】 被害状況等を考慮して、県及び市町が事務を実施 2 医療（DMATの派遣など）

第4章 災害復旧計画

第1節 基本方針

災害に対する応急対策を行った後において、被害を受けた施設の復旧及びこれに要する資金並びに被災者の生活又は生業の維持回復のための資金の確保等について必要な事項を定め、災害復旧の迅速かつ完全な実施を図ることを目的とする。

第2節 被災者の生活確保に関する計画

災害発生後、被災者が少しでも早く平常の生活ができるようにするための支援策について定めることとする。

なお、市は、災害により市が保管する戸籍等のデータが喪失した場合に備え、データのバックアップを行うものとする。

1 生活関連物資の安定供給及び物価の安定対策

関係行政機関は、生活関連物資の安定供給及び物価の安定対策のために、次の措置を実施し、被災者の生活確保に努める。

(1) 市

- ア 価格及び需給動向の監視並びに情報の提供
- イ 関連業界への安定供給及び価格の安定に係る協力依頼

(2) 県

- ア 価格及び需給動向の監視並びに情報の提供
- イ 関連業界への安定供給及び価格の安定に係る要請
- ウ 著しい物資の不足あるいは価格の上昇等がある場合の必要事項の調査及び不当な事業活動が認められた場合の是正指導

(3) 国の機関

- ア 価格及び需給動向の監視並びに情報の提供
- イ 関連業界への安定供給及び価格の安定に係る要請
- ウ 著しい物資の不足あるいは価格の上昇等がある場合の必要事項の調査及び不当な事業活動が認められた場合の是正指導

2 被災者に対する生活相談

市は、相談窓口を設置し、被災者からの各種の要望、苦情等を聴取し、その解決に努める。
また、相談内容により、必要に応じて関係機関に連絡し連携してその解決に努める。

3 災害弔慰金等の支給

災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)に基づき、市は、災害により死亡した住民の遺族に対して災害弔慰金を支給し、精神又は身体に著しい障がいが生じた住民に対して災害障害見舞金を支給する。

4 各種調査の住民への周知

市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

また、県は、市の活動の支援に努めるものとする。

5 リ災証明書

(1) リ災証明書の交付者

リ災証明書は、風水害等の自然災害による住家の被害について、被災者から申請があった場合に、市長が交付する。

ただし、火災によるり災証明書は、申請者の家屋が所在する消防署長が交付する。

(2) り災証明書の交付

り災証明書は、り災証明書の対象となる家屋の居住者の申請に基づき、住家の被害について、市が調査し、被害の程度を証明する。家等の被害の程度を調査するに当たっては、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

県は、災害による住家等の被害の程度の調査やり災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町にわたる場合には、定期的に、各市町における課題の共有や対応の検討、各市町へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町間の調整を図るものとする。

6 被災証明書

(1) 被災証明書の交付者

被災証明書は、風水害等の自然災害による家屋、家財等の被害について、被災者から申請があった場合に、市長が交付する。

(2) 被災証明書の交付

被災証明書は、被災証明書の対象となる家屋、家財等の所有者等の申請に基づき、被災の状況について直接確認して確実な証拠により立証できる場合に交付する。

7 被災者台帳の整備

市は、必要に応じて、個々の被災者の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

り 災 証 明 書

世 帯 主	住 所		
	名 前		
世 帯 員	名 前		

り 災 原 因	
---------	--

被災住家※の所在地	
住家※の被害の程度	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 中規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 準半壊 ☐ 準半壊に至らない(一部損壊)
浸 水 区 分	

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと（被災者生活再建支援金や災害救助法（昭和22年法律第118号）による住宅の応急修理等の対象となる住家）。

そ の 他	
-------	--

上記のとおり、被災したことを証明します。

年（〇〇 年） 月 日

福山市長 ○ ○ ○ ○

このり災証明書により証明された被害の程度について不服がある場合は、この証明があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内に、建物被害認定再調査申請書により福山市長に対して再度の調査の申請をすることができます。

第3節 施設災害復旧計画

1 基本方針

- (1) 市は、応急対策を実施した後、被害を受けた施設の復旧をできるだけ迅速に着工し、短期間で完了するように努める。
- (2) 災害復旧については、再度災害の原因とならないよう完全に復旧工事を行うとともに、原形復旧にとどまらず、災害関連改良事業を行うなど施設の向上に配慮するものとする。
- (3) 災害復旧対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し技術職員の派遣を求める場合には、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。

2 復旧計画

- (1) 災害復旧に関しては、現行の各種法令の規定により、恒久的災害復旧計画を作成し、速やかに応急復旧を実施するとともに早期着工、早期完成を図る。
- (2) 施設の災害復旧に関する主な法律は、次のとおりである。
 - 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)
 - 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)
 - 公立学校施設災害復旧費国庫負担法(昭和28年法律第247号)
 - 道路法(昭和27年法律第180号)
 - 河川法(昭和39年法律第167号)
 - 砂防法(明治30年法律第29号)
 - 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)
 - 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)
 - 森林法(昭和26年法律第249号)
 - 海岸法(昭和31年法律第101号)
 - 港湾法(昭和25年法律第218号)
 - 漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)
 - 公営住宅法(昭和26年法律第193号)
 - 生活保護法(昭和25年法律第144号)
 - 児童福祉法(昭和22年法律第164号)
 - 老人福祉法(昭和38年法律第133号)
 - 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)
 - 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)
 - 売春防止法(昭和31年法律第118号)
 - 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)
 - 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)
 - 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)
 - 海上交通安全法(昭和47年法律第115号)

第4節 生業回復等の資金確保計画

1 所要資金の確保

被災者の生活安定及び生業回復のための資金については、国、県、各種金融機関の協力のもとに各種法令及び制度の有機的な運用により、所要資金を確保するよう配慮する。

2 災害融資制度

関係法令等	内容
日本政策金融公庫法	農業基盤整備資金 農地、牧野の改良、造成または復旧に必要な資金 農林漁業施設資金（主務大臣指定） 農林漁業施設資金 農林漁業セーフティネット資金（災害等資金） 林業基盤整備資金（樹苗養成施設資金、造林資金、林道資金） 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設、共同利用施設）
生活福祉資金貸付制度要綱	生活福祉資金
母子及び父子並びに寡婦福祉法	母子・父子・寡婦福祉資金（住宅資金、転宅資金）
独立行政法人福祉医療機構法	新築資金 増改築資金（甲種、乙種） 機械購入資金 長期運転資金
商工組合中央金庫法	災害復旧貸付
日本政策金融公庫法	災害復旧貸付
住宅金融公庫法	災害復興住宅資金融資
天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法	経営資金 事業資金
福山市災害弔慰金の支給等に関する条例	災害弔慰金、見舞金の支給、災害援護資金の貸付
福山市中小企業経営安定資金融資制度要綱（緊急支援資金）	特別枠を設け災害資金の貸付け

3 融資制度の充実

生活福祉資金をはじめとする各種資金の貸、付け、農業協同組合、各種金融公庫その他一般金融機関の災害融資を充実強化し、被災者の生活安定等を図るための資金の確保に努めるものとする。

第5節 義援金、救援物資の受入れ及び配分に関する計画

1 方針

災害時に必要とされる義援金や救援物資の受入体制を確立し、迅速かつ適切に被災者に配分するものとする。

2 義援金の受入れ及び配分

(1) 義援金の受入れ

ア 災害に際し、義援金の受入れを必要とする場合は、次の関係機関は受付窓口を設置し、必要事項を広報する。なお、関係機関は義援金専用の預貯金口座を設け、払出しまでの間、預貯金を保管する。

〔関係機関〕市、県、日本赤十字社広島県支部、広島県共同募金会、日本放送協会広島放送局等
イ 市の窓口は、市が災害対策本部を設置した場合の所掌事務により、福祉班が担当する。

(2) 義援金の配分

義援金の被災者への配分については、義援金配分委員会を設置し、協議した上で、迅速に行うものとする。

なお、被災状況を速やかに把握するとともに、被災規模によっては義援金の一部を支給するなど配分方法等を工夫し、被災者への迅速な支給に配慮するものとする。

3 救援物資の受入れ及び配分

(1) 受入れの方針

ア 救援物資は、提供を申し出る企業や団体と事前の調整のうえ、調達する。

イ 個人からの救援物資の受入れは行わず、義援金での協力を依頼する。

(2) 救援物資の受入れ

ア 災害に際し、救援物資の受入れを必要とする場合は、市及び県等は受付窓口を設置する。

イ 市は県と連携し、受入れを希望する救援物資を把握する。

ウ 一時保管場所の確保や避難所への迅速な輸送方法を検討する。

(3) 受入体制の広報

円滑な受入れのため、次の事項をホームページや報道機関を通じて広報する。広報は、災害対策本部が設置された場合の所掌事務により、情報班広報部を通じて行う。

ア 必要な物資と必要な量

イ 救援物資の受付窓口（事前連絡先）

ウ 救援物資の配分先、配分方法

エ 一方的な救援物資の送り出しは行わないこと

オ 個人からの救援物資は受け入れないこととし、義援金での協力を依頼する。

(4) 救援物資の配分

市及び県は、相互の連携のもとに避難所へ救援物資を配分する。その際は、物資の種類に偏りが生じないように、各避難所のニーズに応じた、適正な配分に努めるものとする。なお、送付先を避難所に設定するなど状況に応じた対応を行う。

(5) 個人からの救援物資の受入れの例外

必要物資の不足により、個人からの救援物資が必要となる場合においては、まとまった数量を提供できる個人に限定するという前提で、(3)ア～エを広報し、物資の確保に努めるものとする。

第6節 海上災害復旧・復興支援計画

被災地の復旧、復興に当たっては、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、海上保安部署、港長は、地方企共団体等と連携を図る中で、次の対策を講ずるものとする。

1 海洋環境の汚染防止

2 海上交通安全の確保



福山市防災会議

事務局

福山市東桜町3番5号

福山市総務局総務部危機管理防災課

電話 084-928-1228

FAX 084-926-0845

E-mail kikikanri-bousai@city.fukuyama.hiroshima.jp

「1965年（昭和40年）10月策定」